

第3編

ごみ処理基本計画

第1章 対象区域

ごみ処理基本計画の対象区域は、本市の行政区域全体とし、その面積は 211.9km²です。

本市のごみの中間処理、し尿及び浄化槽汚泥の処理は、本市と倉敷市の一部事務組合である総社広域環境施設組合(※)において行っています。

この総社広域環境施設組合では、本市と倉敷市真備町から排出されるごみ等を対象に受入処理を行っているため、本計画の一部に、倉敷市真備町に関する記載が生じます。

※総社広域環境施設組合は、本市と旧真備町で設立されていましたが、旧真備町が平成 17 年 8 月 1 日に倉敷市に編入されたため、編入以降は、本市と倉敷市が共同運営する一部事務組合となっています。

◆図表3-1-1 ごみ処理基本計画の対象区域



第2章 計画の目標年次

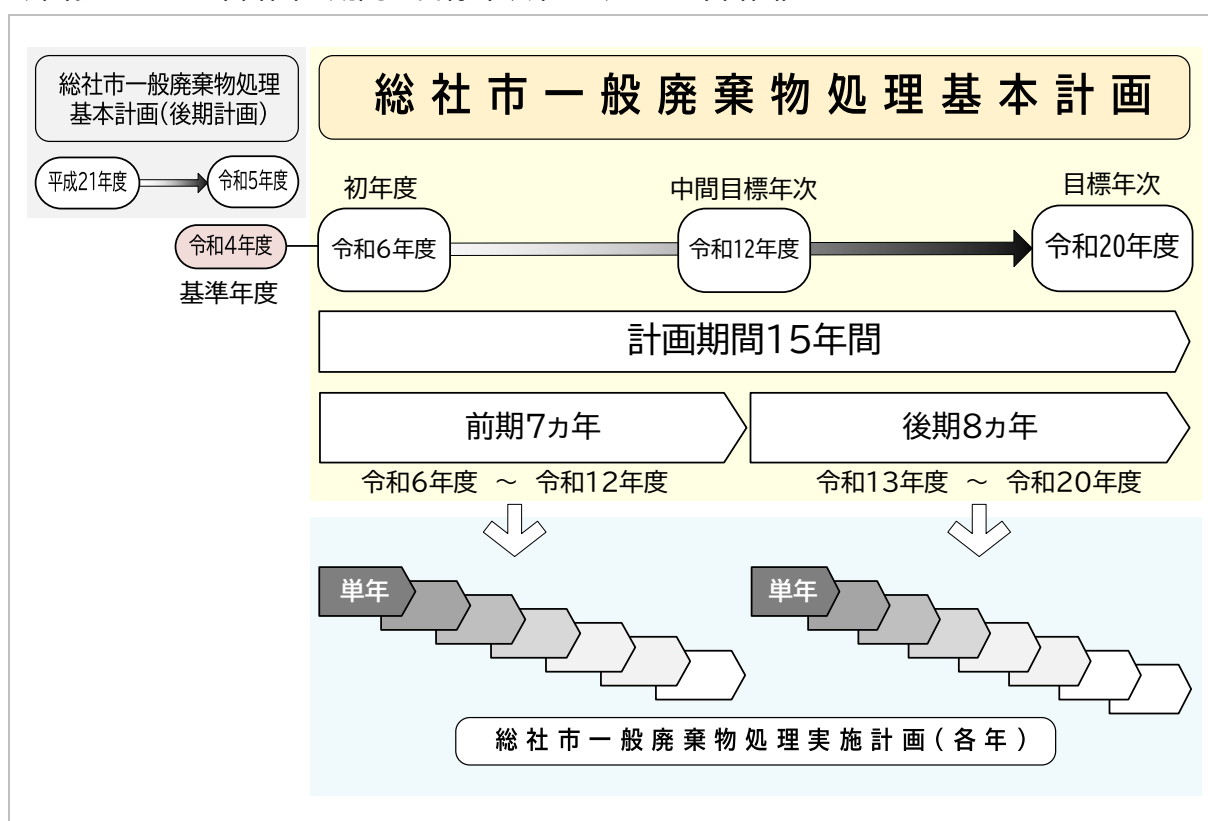
計画の期間は、令和6年度～令和20年度の15年間とします。

この期間の最終年度である令和20年度を計画目標年次とし、中間目標年次を令和12年度とします。

また、目標値等を設定するための基準値には実績値を用いるため、実績値の最新年度である令和4年度を基準年度としています。

なお、本計画は中間目標年次までの実績や諸条件の変化を基に見直しを行うこととします。

◆図表3-2-1 本計画の期間と目標年次(ごみ処理基本計画)



第3章 広域化の検討状況

岡山県内のごみ処理の広域化に関する計画は、「第5次岡山県廃棄物処理計画」において方針が示されています。その中で、ごみ処理の広域化は、県内を6広域ブロックに分割して進めるものとしていますが、これまでの広域化・集約化の状況から、この枠組みを今後も維持していくとされています。

本市は、2市1町(倉敷市、総社市、早島町)で構成する「倉敷ブロック」に属しています。

現在、本市のがれき類等の埋立ごみ以外のごみの処理は、本市と倉敷市で構成する一部事務組合である総社広域環境施設組合の吉備路クリーンセンターで実施しているところです。

吉備路クリーンセンターでは長寿命化を図るため、令和3年度～令和5年度において基幹的設備改良工事を行い、当面は、現体制による処理を継続することとしています。また、将来的な広域処理については倉敷市と連携を図りつつ検討していくものとします。

◆図表3-3-1 ブロック割

ブロック名	自治体数	構成自治体名
岡山ブロック	3	岡山市、玉野市、久米南町
倉敷ブロック	3	倉敷市、総社市、早島町
西部ブロック	5	笠岡市、井原市、浅口市、里庄町、矢掛町
高梁ブロック	5	高梁市、新見市、真庭市、吉備中央町、新庄村
津山ブロック	7	津山市、美作市、鏡野町、美咲町、勝央町、奈義町、西粟倉村
備前ブロック	4	備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町

第4章 ごみ処理状況の把握

第1節 ごみの分別区分

本市のごみ分別区分は、収集するごみとして「燃やせるごみ(可燃ごみ)」、「燃やせないごみ(不燃ごみ)」、「粗大ごみ」、「資源ごみ」の4種類で、粗大ごみを可燃性、不燃性に、資源ごみを14品目に細分化し、合計4種18品目としています。

なお、分別区分のうち収集しないごみは、「可燃性粗大ごみ」を指定しています。

◆図表3-4-1 本市の分別区分

種類	分別品目
燃やせるごみ	①燃やせるごみ
燃やせないごみ	②燃やせないごみ
粗大ごみ	③可燃性粗大ごみ ④不燃性粗大ごみ
資源ごみ	⑤乾電池 ⑥体温計
	⑦空きびん(飲食品用・化粧びん)(無色) ⑧空きびん(飲食品用・化粧びん)(茶色) ⑨空きびん(飲食品用・化粧びん)(その他)
	⑩古紙(新聞紙・広告) ⑪古紙(雑誌・雑がみ・シュレッダーくず) ⑫古紙(ダンボール) ⑬古紙(紙パック)
	⑭空き缶(飲食品用)(アルミ・スチール製) ⑮ペットボトル(飲食品用)
	⑯白色トレイ(食品用) ⑰古布
	⑱蛍光管

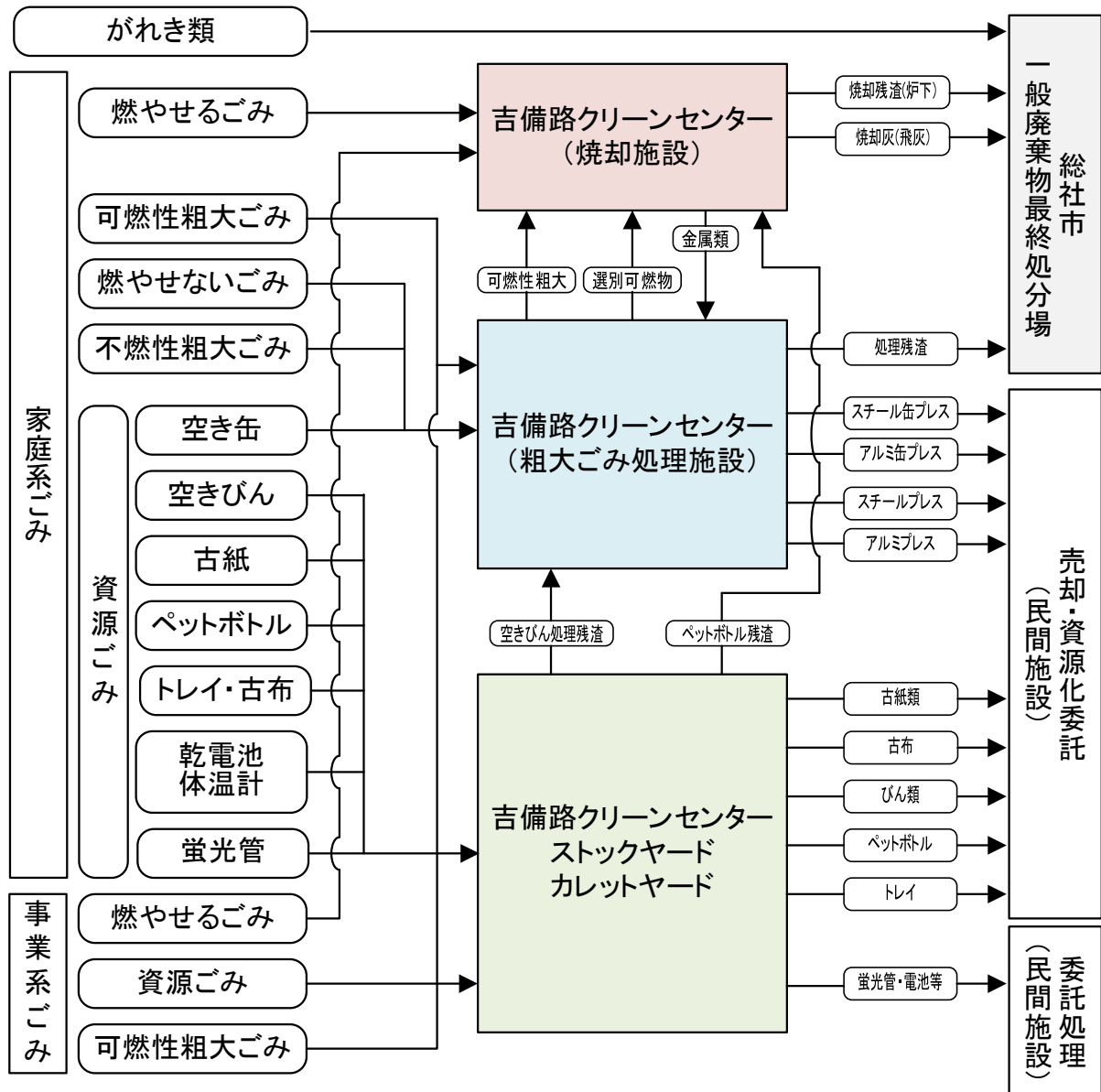
第2節 ごみ処理フロー

本市におけるごみ処理フローを図表 3-4-2 に示します。

本市で発生・排出されたごみは、一部を除き、吉備路クリーンセンターの各施設で処理し、資源物は売却等、資源化できない残渣は、本市の最終処分場で埋立処分しています。

また、吉備路クリーンセンターで処理できないがれき類などは、本市の最終処分場で埋立処分しています。

◆図表3-4-2 本市のごみ処理フロー



第3節 ごみの発生量

ここでは、本市のごみの発生量を整理します。

ごみの発生量は、種類・品目や排出形態にかかわらず、その発生量を示すものです。なお、資源化や再生利用などにより発生抑制されたごみもありますが、それらは抑制されなかったものとして、単に、ごみとして発生した量に注目し推定していくものです。

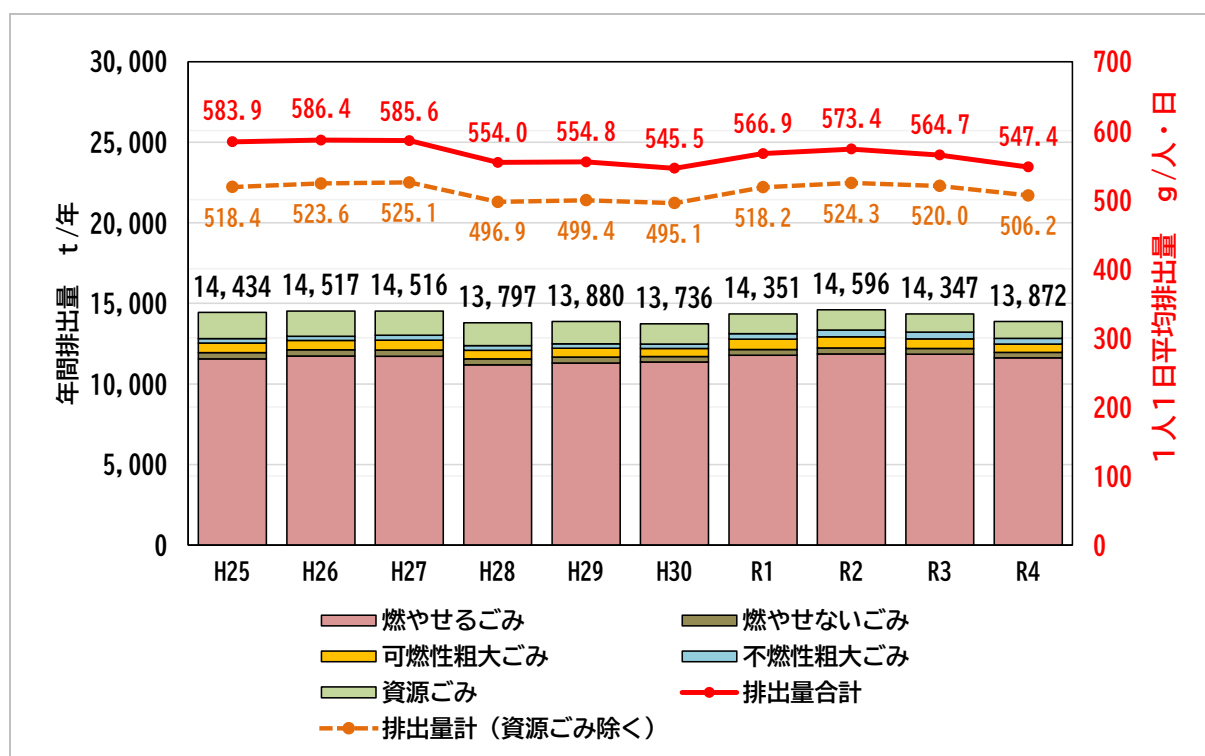
1 排出形態別の発生量

(1) 家庭系ごみ排出量

吉備路クリーンセンターにおける近年の家庭系ごみ排出量は、年間 14,200t 程度です。

この量を市民1人1日あたりとした場合、570g程度です。最近は減少傾向にあり、令和4年度は、年間 13,872t、1人1日あたり 547.4g です。

◆図表3-4-3 家庭系ごみ排出量の実績



(2) 事業系ごみ排出量

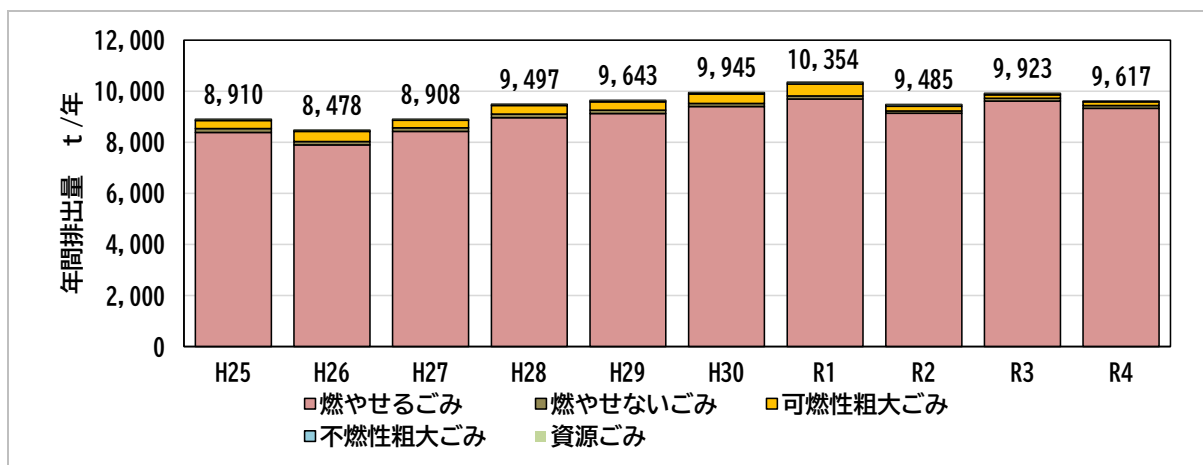
吉備路クリーンセンターにおける近年の事業系ごみの排出量は、年間 9,500t程度です。

図表 3-4-4 に示すように、令和元年度には 10,354t程度まで増加しましたが、その後は減少しています。

また、図表 3-4-5 に示す令和4年度のごみ種類別内訳をみると、燃やせるごみは、9,326tで 97.0%を占めています。その他は 0~140tで 0~2%程度です。

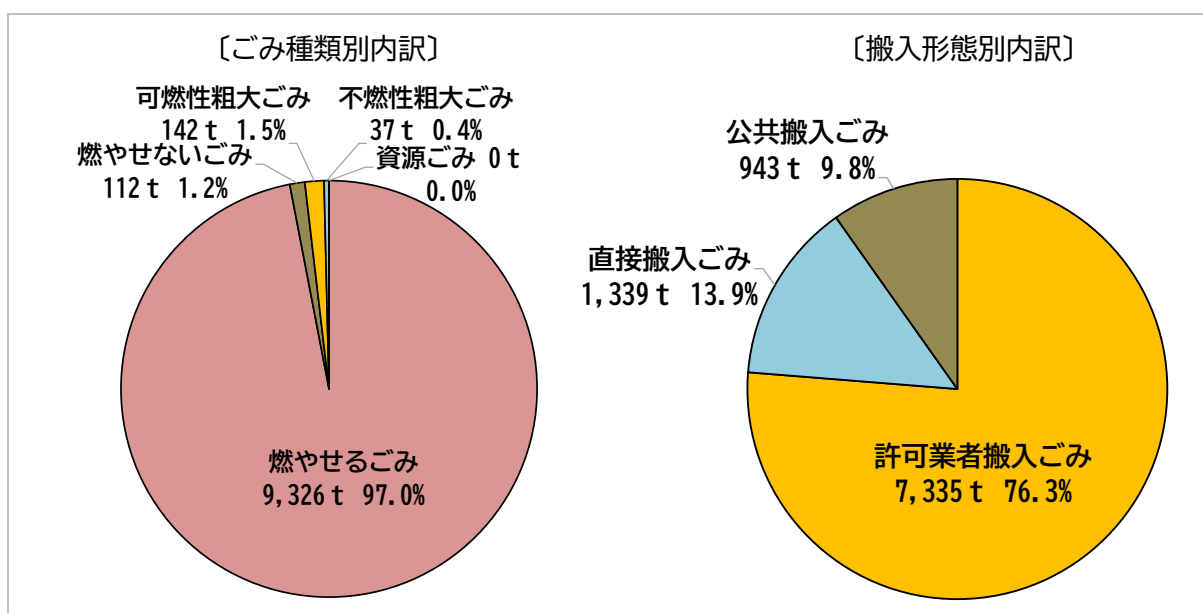
搬入形態別の内訳は、許可業者によるものが 76.3%、直接搬入が 13.9%、公共によるものが 9.8%です。

◆図表3-4-4 事業系ごみ排出量の実績



	単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
燃やせるごみ	t/年	8,389	7,900	8,427	8,968	9,126	9,399	9,695	9,134	9,614	9,326
燃やせないごみ	t/年	147	133	141	137	131	120	121	95	114	112
可燃性粗大ごみ	t/年	312	391	291	336	327	364	467	184	132	142
不燃性粗大ごみ	t/年	59	51	46	53	57	61	70	71	62	37
資源ごみ	t/年	3	3	3	3	2	1	1	1	1	0
排出量合計	t/年	8,910	8,478	8,908	9,497	9,643	9,945	10,354	9,485	9,923	9,617

◆図表3-4-5 令和4年度のごみ種類別内訳と搬入形態別内訳



(3) がれき類

がれき類は、一般廃棄物最終処分場において直接埋立しています。排出量は、年間 500～1,500t程度で推移していますが、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により大きく増加している時期もあります。

◆図表3-4-6 がれき類排出量の実績

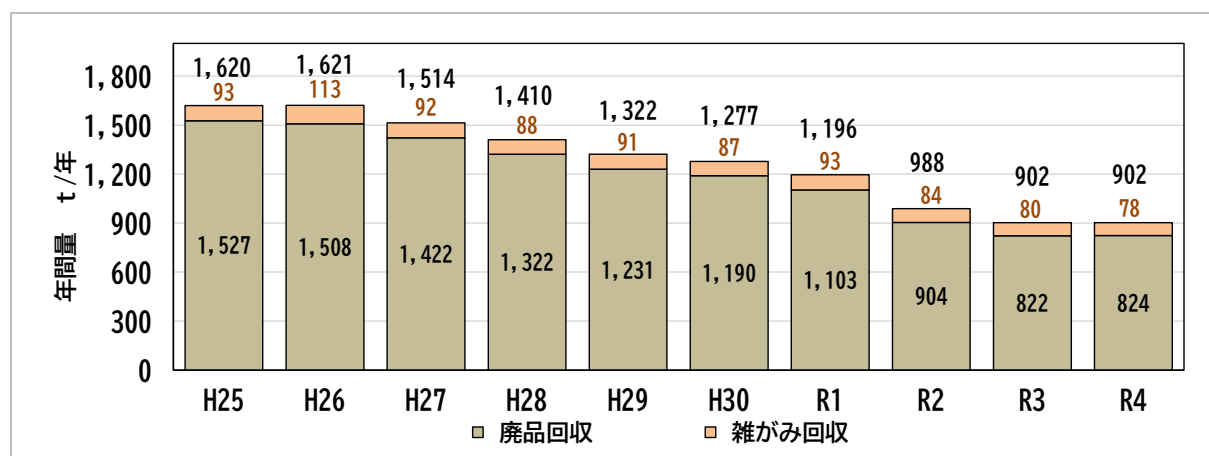
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
がれき類	t/年	4,577	1,202	1,260	1,773	1,283	5,851	8,432	1,047	772	480

(4) 住民等による資源回収

燃やせるごみのうちの古紙や繊維類、燃やせないごみのうちのびんや金属類等のごみの一部については、地域団体が主体となった資源回収が行われています。また、資源化が可能な雑がみについては、拠点回収によって排出抑制が行われています。

令和4年度においては、902tが排出抑制されています。

◆図表3-4-7 市民による資源物(廃品・雑がみ)回収量(排出抑制量)の実績



(5) 生ごみ処理容器によるたい肥化・減量

本市では、生ごみ処理容器によってたい肥化または乾燥による減量等の排出抑制が行われています。その普及率から、ごみとして排出された場合の年間量を推定しています。

年間 80t程度が排出抑制されているものと推定されます。

◆図表3-4-8 減量前生ごみ量(推定)

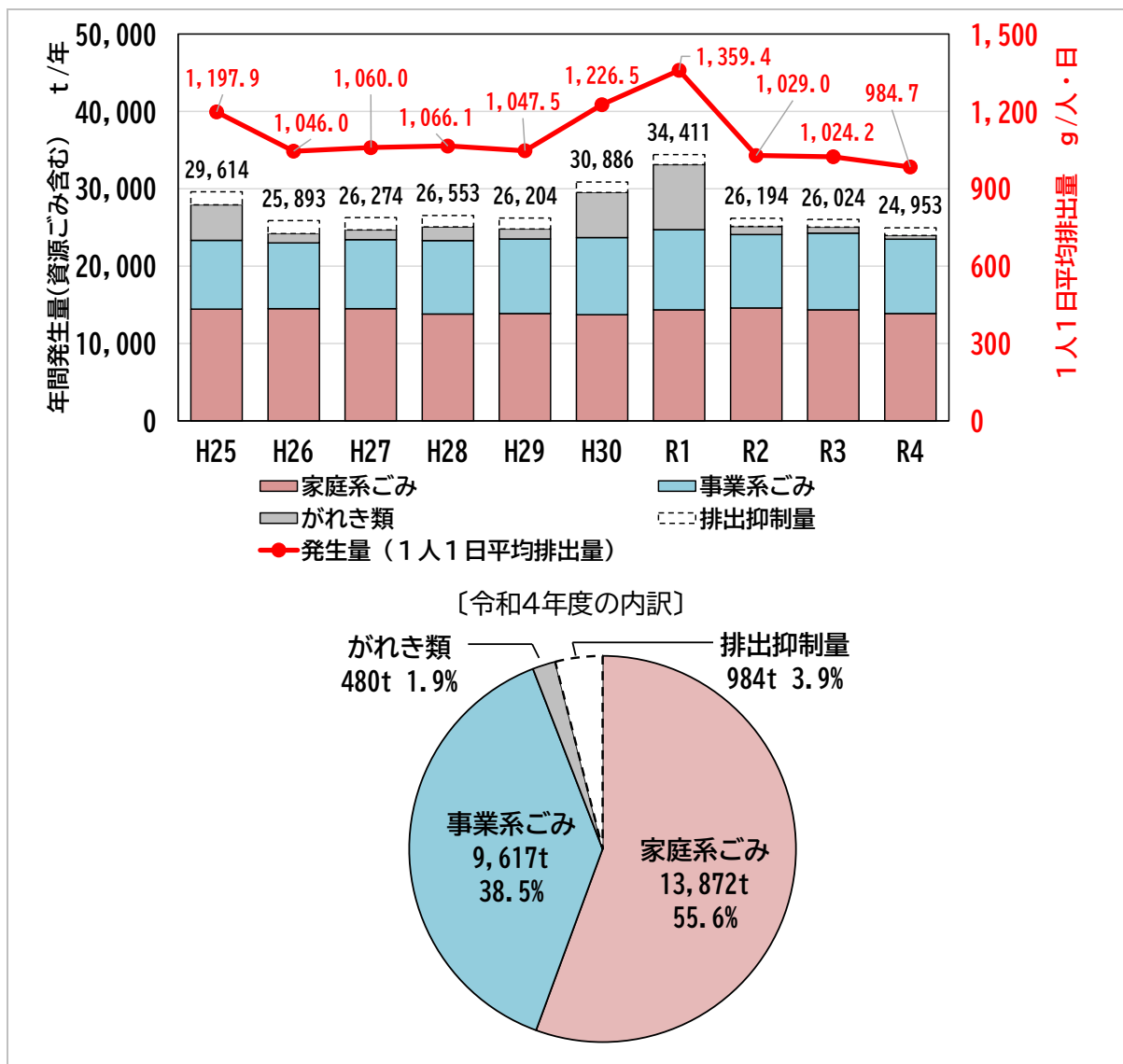
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
たい肥化または乾燥による減量前の生ごみ量(推定)	t/年	73	75	76	76	76	77	78	78	80	82
普及基数(累計)	基	523	547	558	569	577	591	606	619	636	662
世帯人員数	人/世帯	2.66	2.63	2.60	2.56	2.52	2.48	2.45	2.41	2.40	2.37

※減量前の生ごみ量=普及基数×143.1g/人・日×世帯人員数×365日

2 ごみ発生量

ここまでの整理をもとに、本市の近年のごみ発生量は、図表 3-4-9 に示すとおり年間 27,700t程度と推定されます。最近では年間26,000t程度で推移しており、これを1人1日あたりで見ると1,000g程度と推定されます。

◆図表3-4-9 ごみ総排出量の実績



		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
家庭系ごみ	t/年	14,434	14,517	14,516	13,797	13,880	13,736	14,351	14,596	14,347	13,872
事業系ごみ	t/年	8,910	8,478	8,908	9,497	9,643	9,945	10,354	9,485	9,923	9,617
がれき類	t/年	4,577	1,202	1,260	1,773	1,283	5,851	8,432	1,047	772	480
市民による回収	t/年	1,620	1,621	1,514	1,410	1,322	1,277	1,196	988	902	902
減量前の生ごみ量	t/年	73	75	76	76	76	77	78	78	80	82
発生量合計	t/年	29,614	25,893	26,274	26,553	26,204	30,886	34,411	26,194	26,024	24,953
(1人1日平均排出量)	g/人・日	1,197.9	1,046.0	1,060.0	1,066.1	1,047.5	1,226.5	1,359.4	1,029.0	1,024.2	984.7
排出量(がれき類含む)	t/年	27,921	24,197	24,684	25,067	24,806	29,532	33,137	25,128	25,042	23,969
(1人1日平均排出量)	g/人・日	1,129.4	977.5	995.8	1,006.4	991.6	1,172.7	1,309.0	987.2	985.6	945.9
排出抑制量	t/年	1,693	1,696	1,590	1,486	1,398	1,354	1,274	1,066	982	984
(1人1日平均排出量)	g/人・日	68.5	68.5	64.1	59.7	55.9	53.8	50.3	41.9	38.6	38.8
排出抑制率		5.7%	6.6%	6.1%	5.6%	5.3%	4.4%	3.7%	4.1%	3.8%	3.9%

第4節 ごみの性状

1 家庭系の燃やせるごみ

家庭からごみ集積所に排出された燃やせるごみの性状(排出状態での割合)は、図表 3-4-10 に示すとおりです。

大きく分類すると、厨芥類 41.6%、プラスチック類 27.3%、紙類 17.3%、草・竹・わら類 6.2%、不燃物類 3.4%、その他可燃物 2.6%、布類 1.4%、ゴム製品・皮革製品 0.2%です。

詳細な内訳は、下の図表 3-4-11、次ページの図表 3-4-12 に示すとおりです。

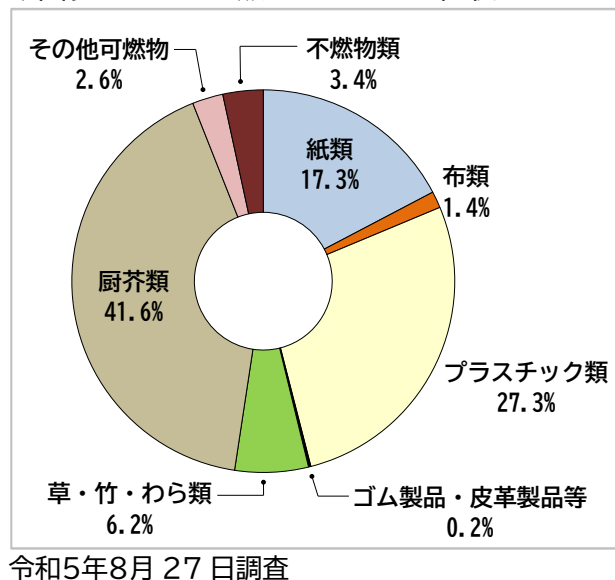
紙類やプラスチック類には、資源ごみとして分別収集しているペットボトルや白色トレイ、新聞やダンボール等が、合計 18.3%含まれています。そのうち、比較的きれいなものは

1.9%、汚れているものは 16.4%です。

また、厨芥類には食品ロス削減に取り組めるものとして、手付かず食品 5.5%や食べ残し 1.2%があります。

今後、本市においても検討が必要となるプラスチック製容器包装、プラスチック製品は合計で 26.3%となっています。

◆図表 3-4-10 燃やせるごみの性状



◆図表 3-4-11 燃やせるごみの性状(詳細)

※分別することで資源化が可能なもの

区分	品目	排出割合		
		汚れているもの	比較的きれいなもの	合計
プラスチック製容器包装類	ペットボトル、白色トレイ	0.9%	0.1%	1.0%
紙製容器包装	紙パック、ダンボール、雑がみ	1.1%	1.3%	2.4%
紙製商品等	新聞、広告、雑がみ、紙類	14.4%	0.5%	14.9%
計		16.4%	1.9%	18.3%

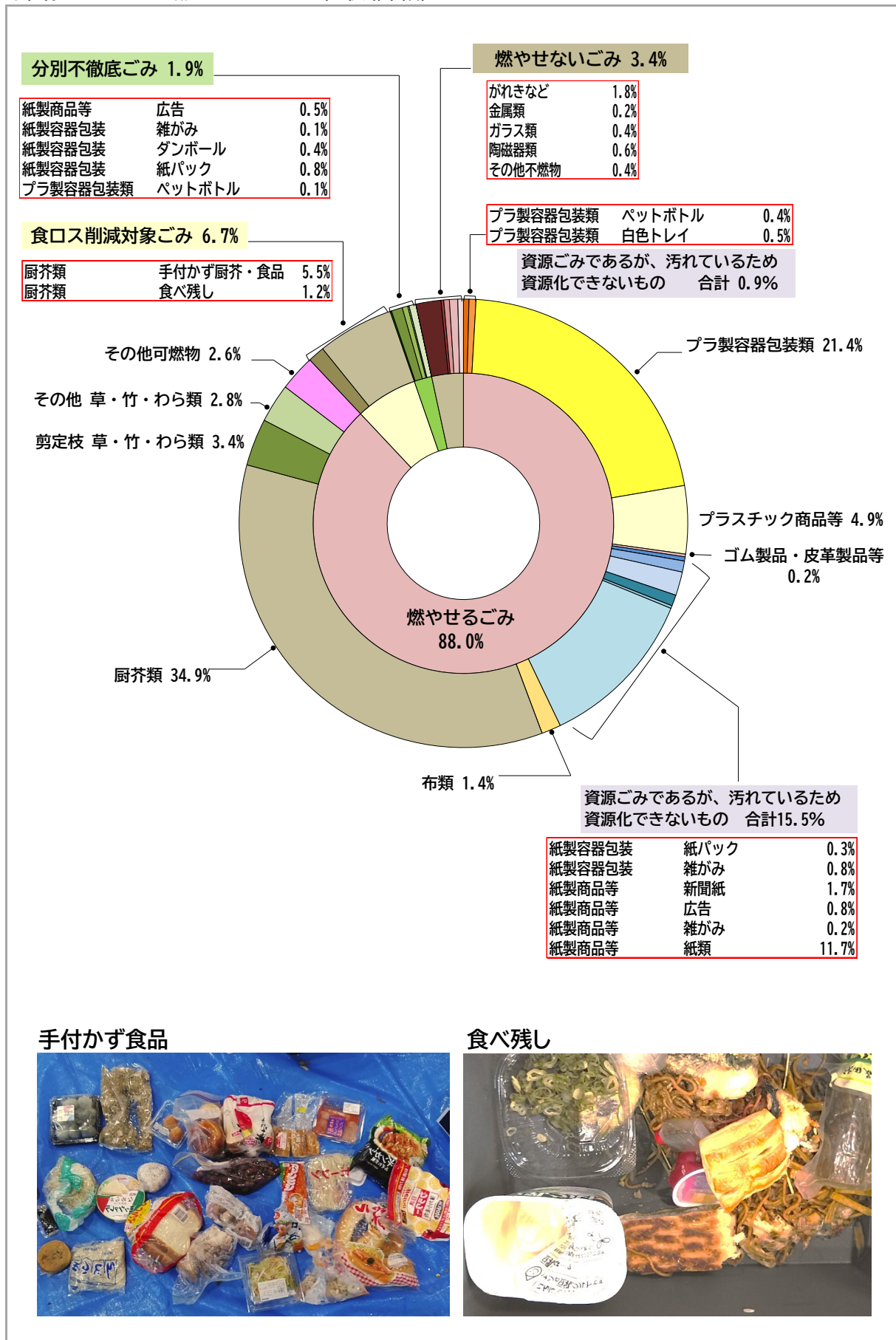
※食品ロス削減に取り組めるもの

区分	品目	排出割合
厨芥類	食べ残し	1.2%
	手付かず厨芥・食品	5.5%
	合計	6.7%

※国が進めるプラスチック資源循環の対象物(追加)

区分	品目	排出割合
プラスチック製容器包装	シャンプーボトル、カップラーメン容器、お菓子の袋 等	21.4%
プラスチック商品等	プラスチックハンガー、ポリパケツ、プラスチック製おもちゃ 等	4.9%
合計		26.3%

◆図表 3-4-12 燃やせるごみの性状(詳細)



手付かず食品



食べ残し



令和5年8月 27 日調査

2 吉備路クリーンセンターへ搬入された燃やせるごみ

吉備路クリーンセンターにおいて、定期的に調査している分析結果を図表 3-4-13 に示します。

この調査は、焼却施設の維持管理の目安とするために実施しており、家庭系ごみと事業系ごみが混合した状態で、可燃分、水分、灰分を示す三成分、可燃分の内訳を示す種類別組成、加えて単位体積重量(※1)、低位発熱量(※2)を調査・分析しています。

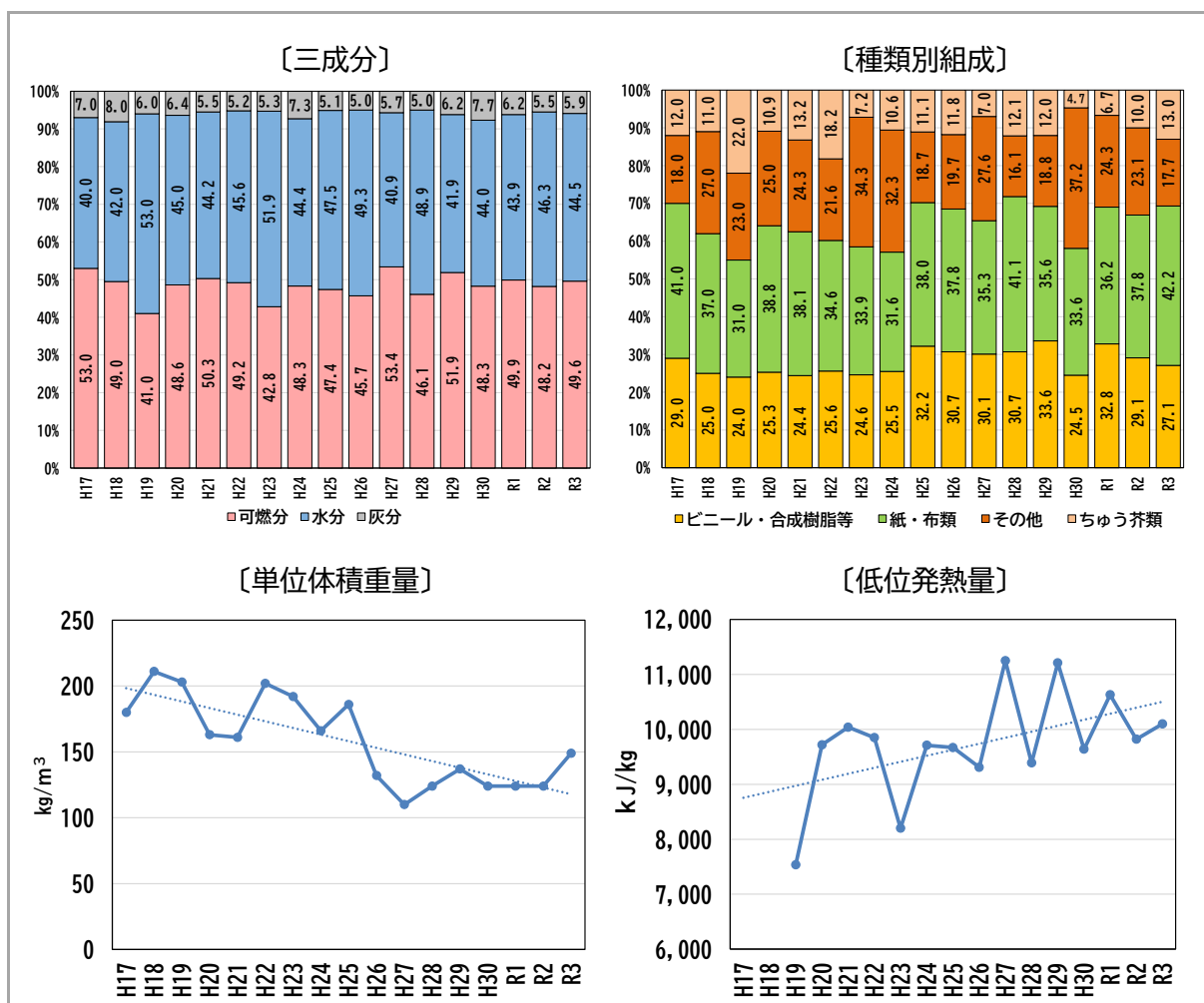
三成分のうち、水分は、平成 25 年度頃からわずかに減少傾向にあり、厨芥類の水切りの励行による効果が表れていることを示すと考えられます。

また、種類別組成では、ビニール・合成樹脂等の割合が増加しており、併せて単位体積重量の減少、低位発熱量の増加があり、軽量で燃やすと多くの熱を発するビニール・合成樹脂の割合が高くなっていることを表していると考えられます。

※1 単位体積重量 排出されたごみ1m³あたりの重量

※2 低位発熱量 ごみ中の水分を蒸発させるための熱量を除いた焼却時の発熱量で、実際に利用できる熱量

◆図表3-4-13 燃やせるごみの性状



出典: 定期分析結果(総社広域環境施設組合)

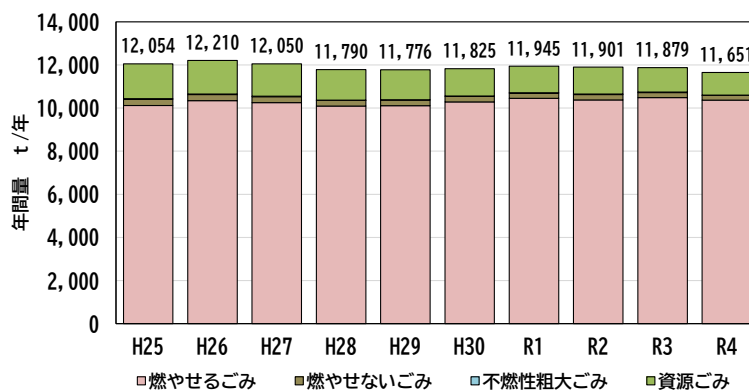
第5節 ごみ処理の実績

1 収集運搬量

(1) 家庭系ごみ

家庭系ごみは、本市の委託業者が収集しています。近年の収集運搬量は、年間 11,900t程度で、そのうち 10,300t程度(約 86%)が燃やせるごみです。

◆図表 3-4-14 委託業者による家庭系ごみの収集運搬量



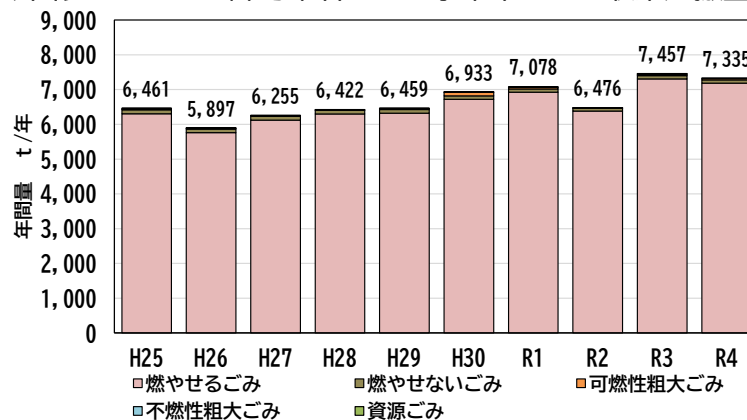
◆図表3-4-15 委託業者による家庭系ごみの収集運搬量

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
燃やせるごみ	t/年	10,118	10,343	10,251	10,095	10,114	10,286	10,457	10,379	10,487	10,368
燃やせないごみ	t/年	290	287	279	264	264	255	236	252	236	218
不燃性粗大ごみ	t/年	28	24	20	10	12	17	18	21	21	21
資源ごみ	t/年	1,618	1,556	1,500	1,421	1,386	1,267	1,234	1,249	1,135	1,044
合計	t/年	12,054	12,210	12,050	11,790	11,776	11,825	11,945	11,901	11,879	11,651

(2) 事業系ごみ

事業系ごみは、本市が許可する収集運搬許可業者が収集運搬しています。近年の収集運搬量は、平均すると年間 6,700t程度で、そのうち 6,500t程度(約 98%)が燃やせるごみです。

◆図表 3-4-16 許可業者による事業系ごみの収集運搬量



◆図表3-4-17 許可業者による事業系ごみの収集運搬量

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
燃やせるごみ	t/年	6,305	5,761	6,123	6,297	6,322	6,721	6,926	6,382	7,309	7,184
燃やせないごみ	t/年	114	108	112	109	103	96	95	75	95	97
可燃性粗大ごみ	t/年	10	8	6	3	20	101	42	4	23	36
不燃性粗大ごみ	t/年	31	19	13	11	13	14	14	14	29	18
資源ごみ	t/年	1	1	1	2	1	1	1	1	1	0
合計	t/年	6,461	5,897	6,255	6,422	6,459	6,933	7,078	6,476	7,457	7,335

2 中間処理量

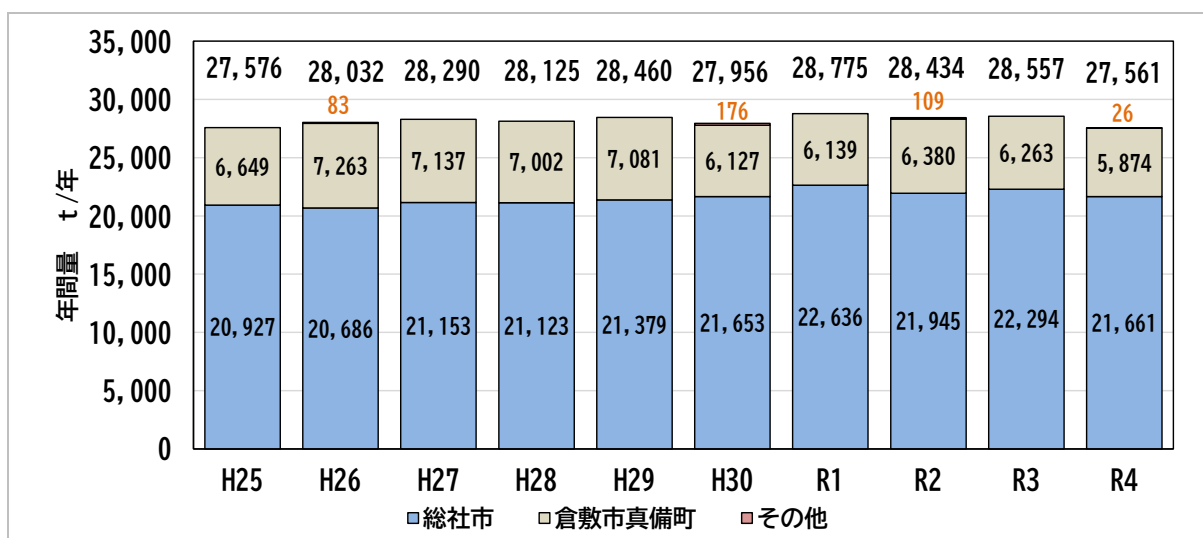
(1) ごみ焼却施設

吉備路クリーンセンターの焼却施設における近年の焼却量は、図表3-4-18に示すとおり、平均すると年間28,200t程度で、そのうち21,500t程度(約77%)が本市分です。

当該施設の処理能力は180t/日ですが、現在の処理量は、計画稼働率を考慮(実稼働率0.767、調整稼働率0.96)した場合、その6割程度です。

なお、当該施設では、焼却に伴い発生する熱を利用し、場内焼却設備の動力源や隣接する交流館に供給しています。

◆図表3-4-18 焼却量の実績



◆図表3-4-19 余熱利用量・発電量の実績

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
余熱利用量	GJ/年	10,986	11,232	12,224	10,626	9,778	10,975	13,036	12,857	10,511	10,108
内外部熱供給量	GJ/年	6,592	6,739	7,334	6,376	5,867	6,585	7,822	7,714	6,306	6,065
総発電量	MWh/年	582	560	545	563	601	621	645	638	612	606

※余熱利用量は、投入熱量(ごみのみ)約290,000GJ/年に対し、4%程度です。

$$\text{投入熱量(GJ/年)} = \text{ごみ焼却量(t/年)} \times \text{低位発熱量(kJ/kg)} \times 1000(\text{kg/t}) \div 10^6(\text{kJ/GJ})$$

$$= 27,692\text{t/年} \times 10,000\text{kJ/kg} \times 1000(\text{kg/t}) \div 10^6(\text{kJ/GJ})$$

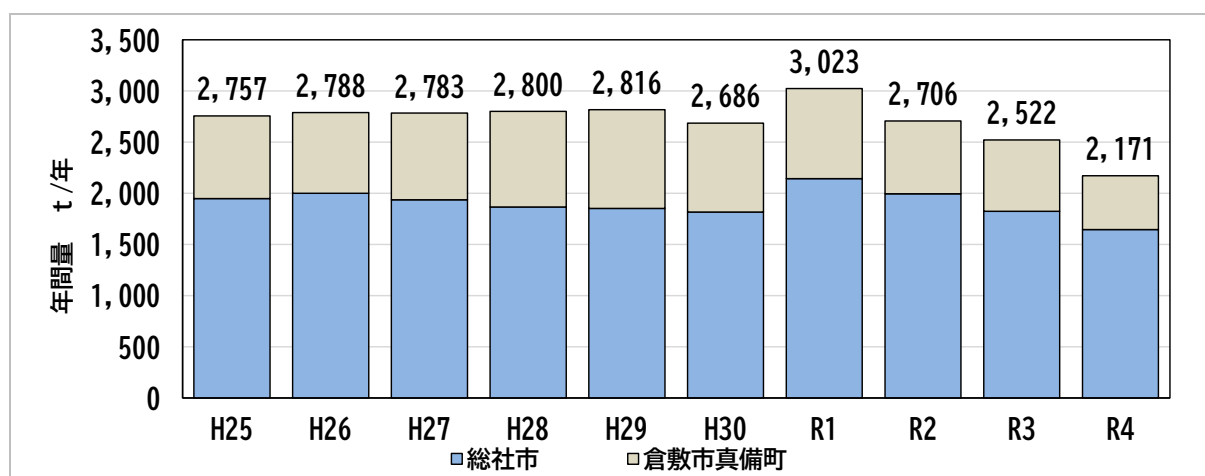
(2) 粗大ごみ処理施設

吉備路クリーンセンターの粗大ごみ処理施設における破碎・選別等の近年の処理量は、図表 3-4-20 に示すとおり、平均すると年間 2,700t 程度で、そのうち 1,900t 程度(約 70%)が本市分です。

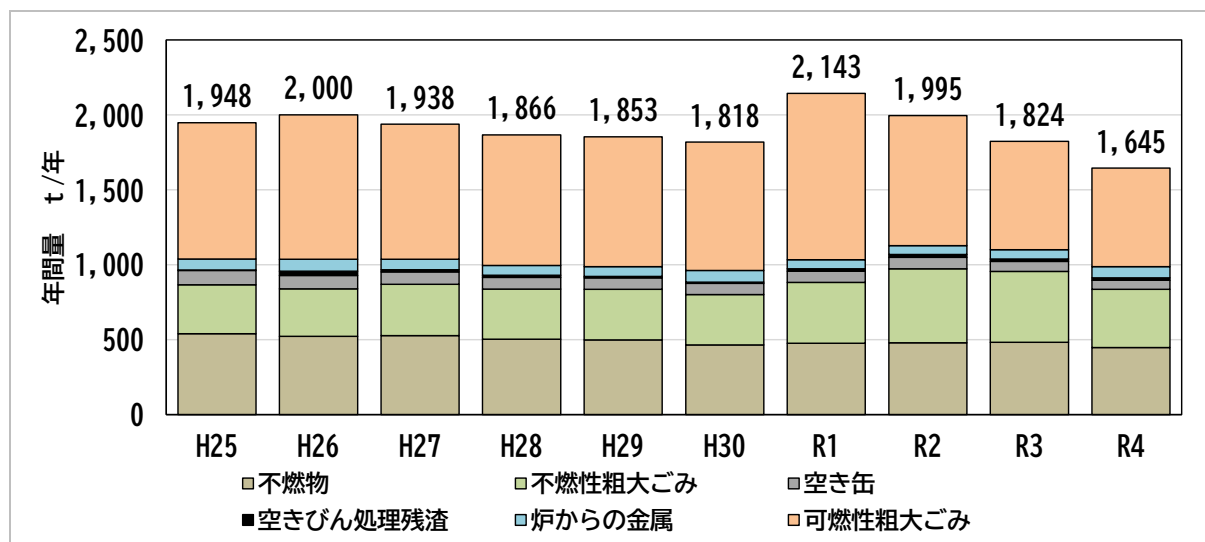
可燃性粗大ごみについては粗破碎し、燃やせないごみ・不燃性粗大ごみ・空き缶・焼却炉からの金属・空きびん処理残渣については、破碎・選別等の処理をしています。

本市分の内訳は、図表 3-4-21 に示すとおりで、令和 4 年度では、粗破碎が 657t、破碎・選別等が合計 988t です。

◆図表3-4-20 粗大ごみ処理施設での処理量の実績



◆図表3-4-21 粗大ごみ処理施設での処理対象物の内訳(総社市分)



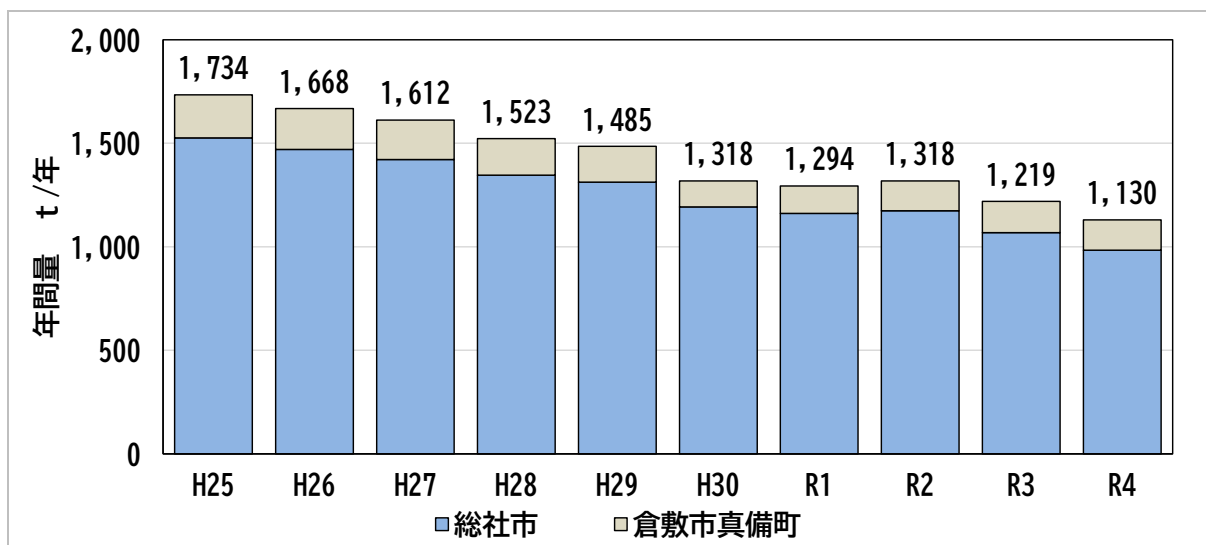
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理量	t/年	1,948	2,000	1,938	1,866	1,853	1,818	2,143	1,995	1,824	1,645
不燃物	t/年	540	522	528	503	499	466	476	479	482	448
不燃性粗大ごみ	t/年	327	317	342	335	337	335	407	495	473	389
空き缶	t/年	95	89	82	78	76	75	74	76	68	60
空きびん処理残渣	t/年	4	30	15	15	10	8	16	18	16	16
炉からの金属	t/年	73	79	70	65	65	78	61	60	61	75
可燃性粗大ごみ	t/年	909	963	901	870	866	856	1,109	867	724	657

(3) カレットヤード・ストックヤード

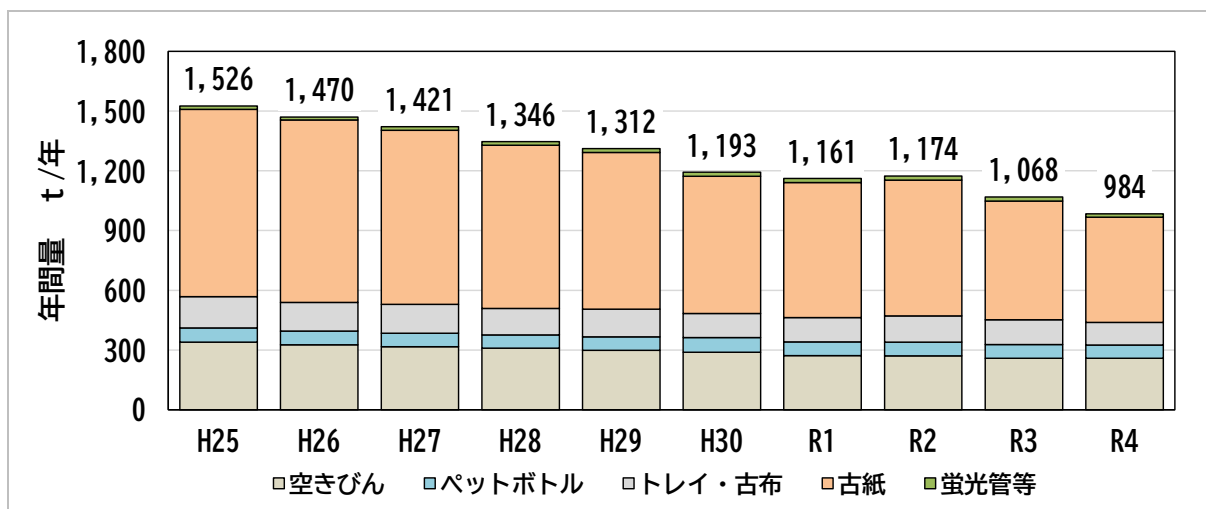
空きびん・ペットボトル・トレイ・古布・古紙・蛍光灯等は、吉備路クリーンセンターのカレットヤード・ストックヤードにおいて一時貯留や選別処理等を行い、資源化を行っています。処理量は図表 3-4-22 に示すとおりで、近年は減少傾向です。

令和 4 年度においては 1,130t で、そのうち 984t (約 87%) が、本市の処理量となっています。なお、本市分の内訳は図表 3-4-23 に示すとおりです。

◆図表3-4-22 カレットヤード・ストックヤードでの処理量の実績



◆図表3-4-23 カレットヤード・ストックヤードでの処理量の内訳(総社市分)



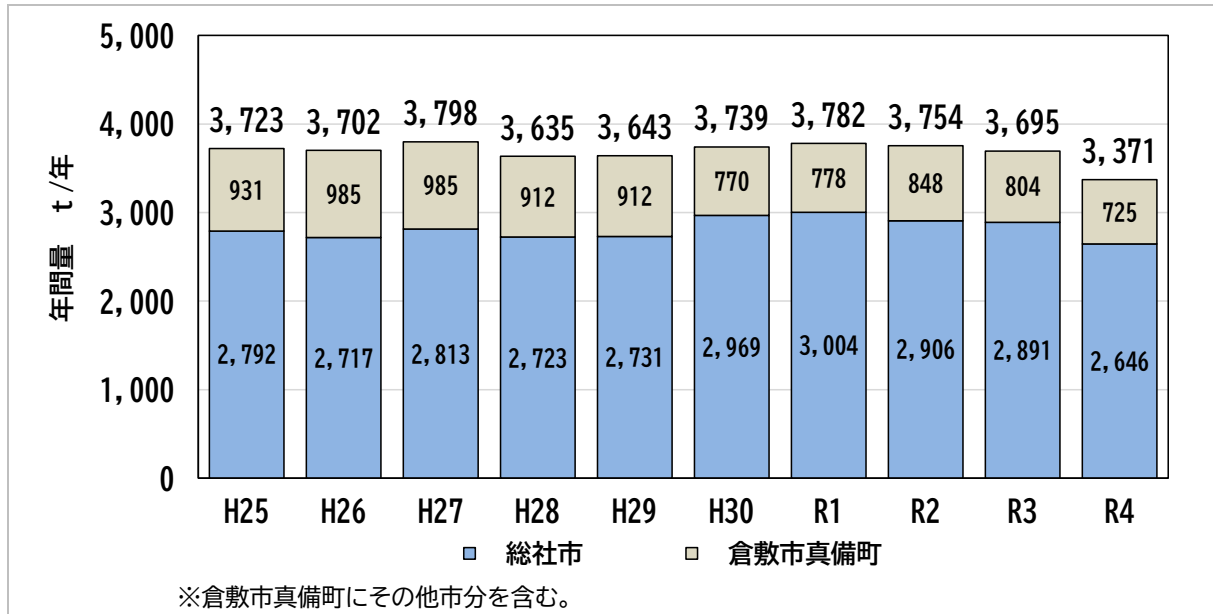
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理量	t/年	1,526	1,470	1,421	1,346	1,312	1,193	1,161	1,174	1,068	984
空きびん	t/年	339	326	316	309	299	289	272	271	259	258
ペットボトル	t/年	72	69	68	67	67	73	69	68	68	67
トレイ・古布	t/年	157	144	145	133	139	121	122	132	125	114
古紙	t/年	940	916	874	820	787	689	678	682	596	528
蛍光灯等	t/年	18	15	18	17	20	21	20	21	20	17

3 最終処分量

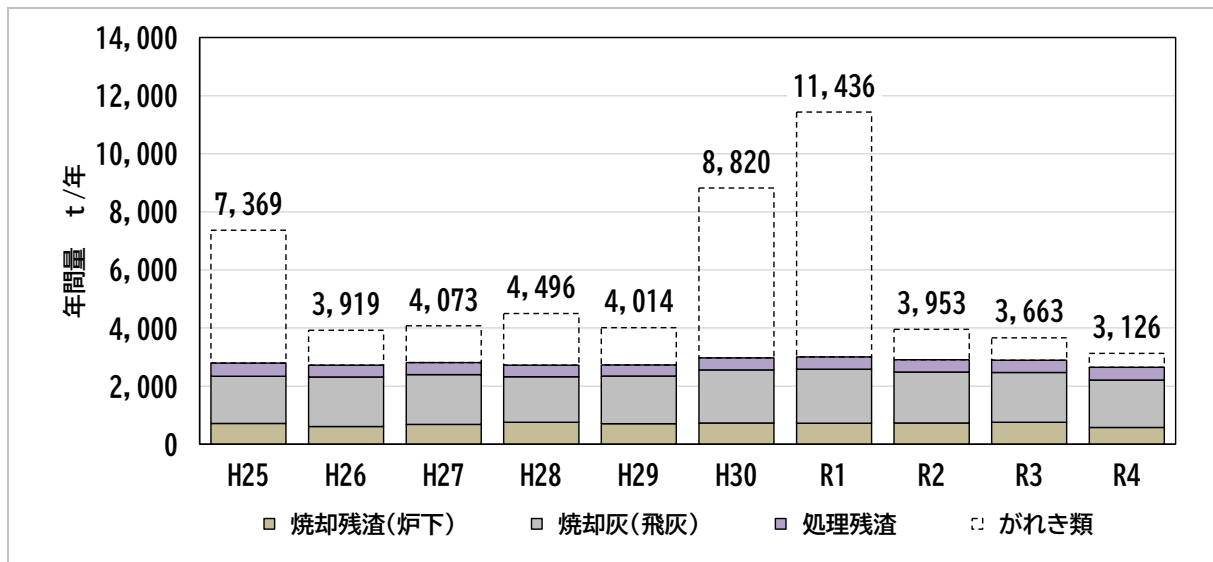
本市の最終処分場では、家庭から排出されたがれき類と吉備路クリーンセンターからの焼却灰等を埋立処分しています。近年の焼却灰等による最終処分量は、図表 3-4-24 に示すとおり、平均すると 3,700t 程度で、そのうち 2,800t 程度(約 77%)が総社市分です。

なお、がれき類を合わせた最終処分量は図表 3-4-25 に示すとおりです。

◆図表3-4-24 最終処分量の実績(吉備路クリーンセンターからの焼却灰等)



◆図表3-4-25 最終処分量の内訳(総社市分)



		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
最終処分量	t/年	7,369	3,919	4,073	4,496	4,014	8,820	11,436	3,953	3,663	3,126
焼却残渣(炉下)	t/年	713	611	685	756	709	734	723	732	755	572
焼却灰(飛灰)	t/年	1,629	1,703	1,709	1,567	1,639	1,827	1,858	1,754	1,716	1,640
処理残渣	t/年	450	403	419	400	383	408	423	420	420	434
がれき類	t/年	4,577	1,202	1,260	1,773	1,283	5,851	8,432	1,047	772	480

第5章 ごみの減量・再生利用に関する事項

1 資源となるごみの分別回収

本市の分別区分において、資源ごみとして位置づけているのは乾電池、体温計、空きびん、古紙、空き缶、ペットボトル、白色トレイ、古布、蛍光灯です。

それぞれの分別収集方法等は、図表 3-5-1 に示すとおりです。

◆図表3-5-1 資源ごみの分別収集方法等

分別区分	排出容器	収集方法	収集頻度	収集形態
乾電池	専用のコンテナ	ステーション方式	1回/月	委託業者
体温計				
空きびん 無色 茶色 その他	3色のコンテナ	ステーション方式	1回/月	委託業者
古紙 新聞紙・広告 雑誌・雑がみ、シュレッダーくず ダンボール 紙パック	ひもかけ、 45 リットル以下の透明 又は半透明の袋又は紙袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
空き缶	45 リットル以下の透明 又は半透明の袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
ペットボトル	45 リットル以下の透明 又は半透明の袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
白色トレイ	45 リットル以下の透明 又は半透明の袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
古布	45 リットル以下の透明 又は半透明の袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
蛍光灯		拠点回収	随時	委託業者

2 カレットヤード・ストックヤードでの資源回収

分別収集された資源ごみは、空き缶を除き吉備路クリーンセンターのカレットヤード・ストックヤードに搬入され、選別等を行っています。空き缶については、粗大ごみ処理施設において選別・資源化を行っています。

カレットヤード・ストックヤードにおける選別後の資源化量等の内訳は、図表 3-5-2 に示すとおりです。

◆図表3-5-2 カレットヤード・ストックヤードでの資源化量・処理内訳

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理量	t/年	1,526	1,470	1,421	1,346	1,312	1,193	1,161	1,174	1,068	984
資源化量	t/年	1,511	1,431	1,393	1,312	1,281	1,154	1,116	1,133	1,024	941
(回収率)		99.0%	97.3%	98.0%	97.5%	97.6%	96.7%	96.1%	96.5%	95.9%	95.6%
カレット無色	t/年	157	149	142	139	135	125	115	114	106	103
カレット茶色	t/年	129	111	114	112	113	111	103	101	94	96
カレットその他色	t/年	49	36	45	43	41	45	38	38	43	43
ペットボトル	t/年	61	60	55	48	46	42	40	45	40	40
トレイ	t/年	3	2	3	2	2	2	2	2	2	1
古布	t/年	154	142	142	131	137	119	120	130	123	113
古紙類	t/年	935	912	870	816	783	685	674	678	592	525
紙パック	t/年	5	4	4	4	4	4	4	4	4	3
電池・蛍光管	t/年	18	15	18	17	20	21	20	21	20	17
可燃性残渣	t/年	11	9	13	19	21	31	29	23	28	27
不燃性残渣	t/年	4	30	15	15	10	8	16	18	16	16

※古紙類は、ダンボール・新聞・雑誌の合計値

3 粗大ごみ処理施設での資源回収

吉備路クリーンセンターの粗大ごみ処理施設では、処理対象物から資源物を選別回収しています。

この施設の処理対象物と資源回収量は、図表 3-5-3に示すとおりで、搬入された処理対象物のうち可燃性粗大ごみを除く処理量の 56%程度を回収、資源化しています。

なお、使用済小型家電は、燃やせないごみや不燃性粗大ごみとして搬入され、破碎・選別等のラインに投入される前に、手作業により仕分け回収し、資源化しています。

◆図表3-5-3 粗大ごみ処理施設における資源化量

		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
処理量	t/年	1,948	2,000	1,938	1,866	1,853	1,818	2,143	1,995	1,824	1,645
処理量 (可燃性粗大除く)	t/年	1,039	1,037	1,037	996	987	962	1,034	1,128	1,100	988
資源化量	t/年	533	584	544	539	555	552	607	661	609	544
(回収率)		51.3%	56.3%	52.5%	54.1%	56.2%	57.4%	58.7%	58.6%	55.4%	55.1%
小型家電	t/年	0	79	73	73	85	90	96	74	68	61
スチール缶	t/年	37	36	29	26	23	24	24	22	20	※ 9
アルミ缶	t/年	34	36	34	35	32	33	36	36	34	※ 16
スチール	t/年	285	250	240	212	207	231	269	275	252	225
アルミ	t/年	38	34	37	35	35	38	42	41	37	39
破碎不適物	t/年	66	70	61	93	108	58	79	153	137	119
炉からの金属	t/年	73	79	70	65	65	78	61	60	61	75
可燃性残渣	t/年	60	80	89	72	59	10	20	65	87	26
不燃性残渣	t/年	446	373	404	385	373	400	407	402	404	418

※基幹的設備改良工事の影響により空き缶の選別処理が行えなかった期間があります。

4 民間事業者による資源回収

本市では宅配便を利用した小型家電の回収を行っています。

回収は、令和3年8月から開始しており、令和3年度は 68 件、0.72t、令和4年度では 82 件、0.82tが回収されています。

5 住民等による資源回収

(1) 地域住民団体等による資源ごみの回収活動

町内会、PTA、こども会などの市民団体が自主的に行う「資源ごみの集団回収」に対して、報奨金を交付しています。これは、資源化を図るとともに、意識の高揚とごみの減量化を推進することを目的としています。

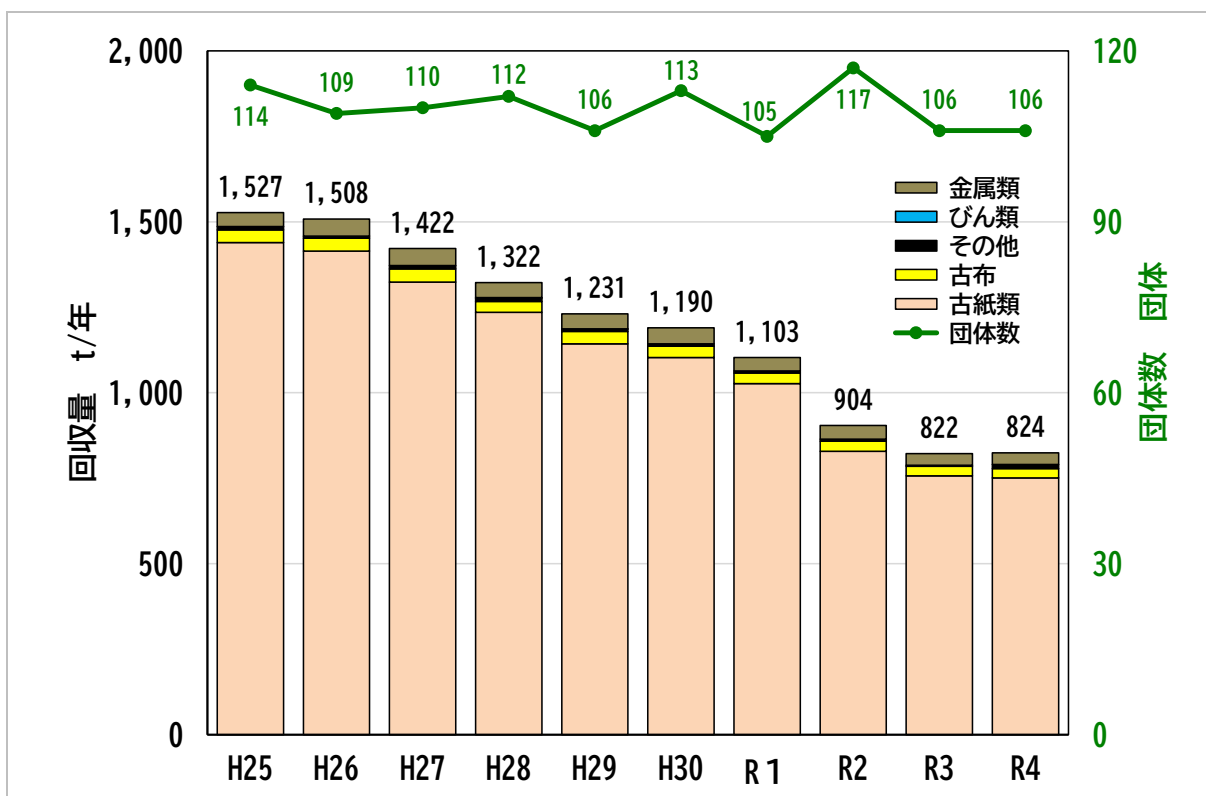
地域住民団体による資源ごみの回収実績等は、図表 3-5-4 に示すとおりです。

令和4年度の実績は、実施団体が 106 団体、回収量が 824t で減少傾向にあります。

〔ごみ減量化推進団体報奨金交付制度の概要〕

- 対象品目 古紙類、繊維類、ビン類、金属類、その他再生資源物
- 報奨金の額 回収重量1kgにつき8円

◆図表3-5-4 地域住民団体による資源ごみの回収実績等



		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4
資源回収量	t/年	1,527	1,508	1,422	1,322	1,231	1,190	1,103	904	822	824
古紙類	t/年	1,439	1,414	1,324	1,235	1,143	1,103	1,027	829	757	751
古布	t/年	37	38	38	32	36	33	31	29	28	27
その他	t/年	10	6	10	10	7	7	6	6	3	12
びん類	t/年	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
金属類	t/年	41	50	50	44	44	47	39	40	34	34

(2) 雑がみ回収

家庭から排出される雑がみを、重量に応じて指定ごみ袋と交換しています。

これは資源ごみとして排出されにくい菓子箱やプリント類等の雑がみに対して、ごみ袋との交換というインセンティブを与えて資源化の促進を図っています。

雑がみの回収実績等は、図表 3-5-5 に示すとおりで、回収量は 80～110t程度で推移しています。

〔回収場所〕

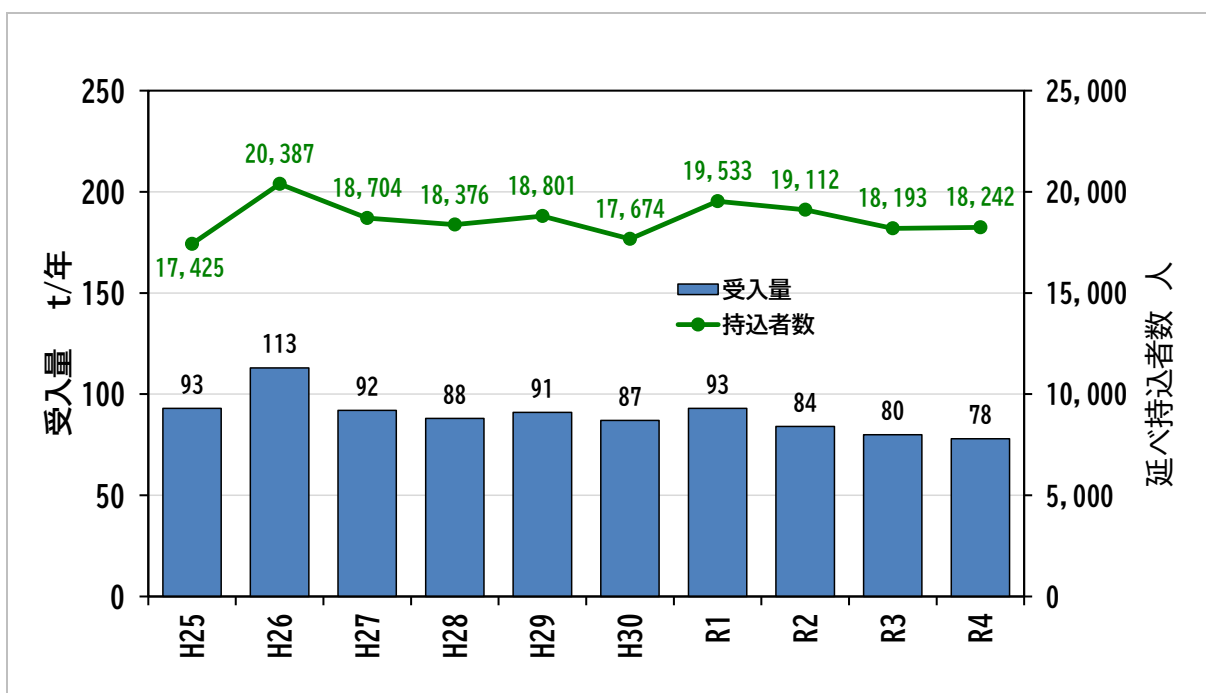
市役所
西出張所

山手出張所
北出張所

清音出張所(環境課)
東公民館

昭和出張所
西公民館

◆図表3-5-5 雑がみ回収等の実績

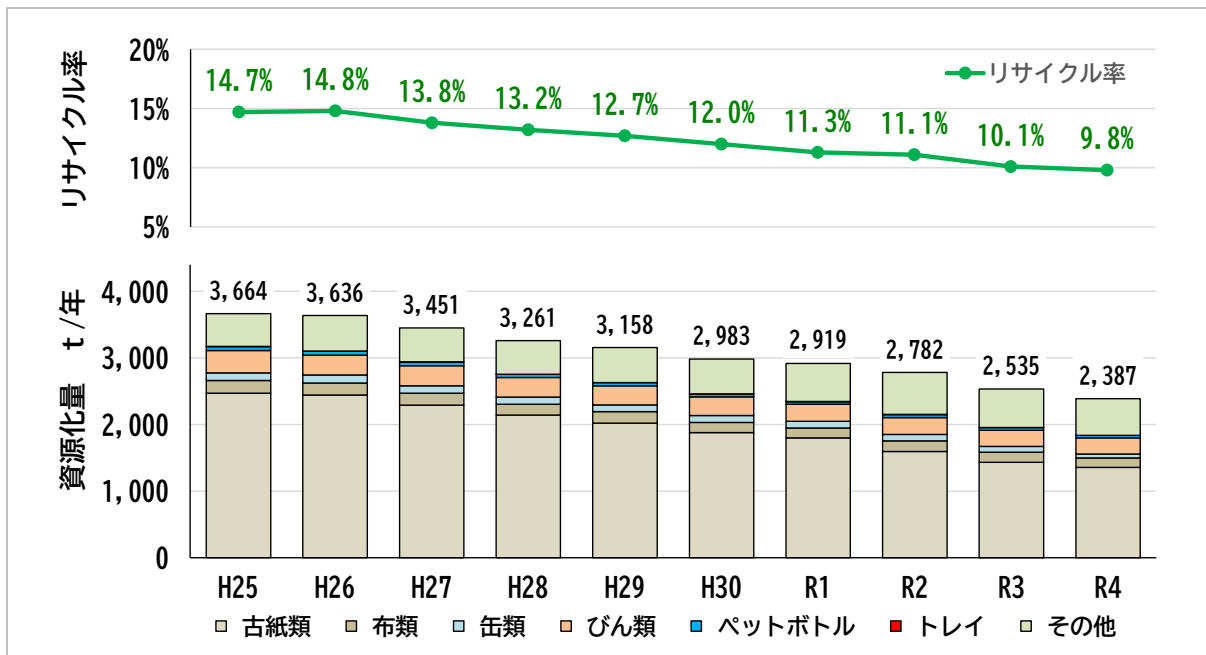


6 資源化量のまとめ

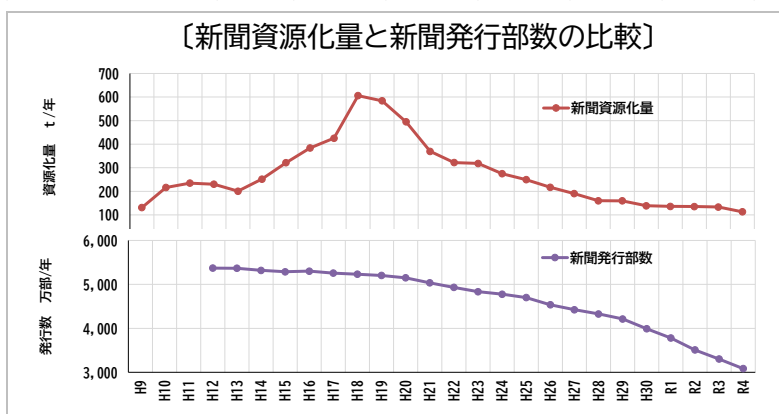
吉備路クリーンセンターの各施設における資源化量に、集団回収量、拠点回収量を加えた本市の資源化量は、図表 3-5-6 に示すとおりです。

古紙類と缶類が 10 年間で5割程度に、古布と空きびん、ペットボトルは7割程度に減少しており、資源化量・リサイクル率は減少傾向にあります。電子情報の普及等による新聞・雑誌発行部数の減少がリサイクル率減少の要因と考えられます。

◆図表3-5-6 資源化量の実績



		H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
資源化量	t/年	3,664	3,636	3,451	3,261	3,158	2,983	2,919	2,782	2,535	2,387
古紙類	t/年	2,472	2,443	2,290	2,143	2,021	1,879	1,798	1,595	1,433	1,357
布類	t/年	191	180	180	163	173	152	151	159	151	140
缶類	t/年	112	122	113	105	99	104	99	98	88	※ 59
びん類	t/年	335	296	301	295	290	281	256	253	243	242
ペットボトル	t/年	61	60	55	48	46	42	40	45	40	40
トレイ	t/年	3	2	3	2	2	2	2	2	2	1
その他	t/年	490	533	509	505	527	523	573	630	578	548
総排出量	t/年	24,964	24,616	24,938	24,704	24,845	24,958	25,901	25,069	25,172	24,391
リサイクル率		14.7%	14.8%	13.8%	13.2%	12.7%	12.0%	11.3%	11.1%	10.1%	9.8%



※基幹的設備改良工事の影響により空き缶の選別処理が行えなかった期間があります。

出典：一般社団法人日本新聞協会

7 その他ごみ減量施策等

(1) ごみ袋有料化とごみ袋変動相場制

本市では、ごみ量が増加する傾向にあったことを背景に、温室効果ガスの排出抑制、分別効果による最終処分場の延命化、資源循環型社会の形成、ごみの排出量に応じた費用負担の公平化、コスト意識の高揚を図るため、平成 18 年にごみ袋有料化を導入しました。平成 22 年にはごみ袋変動相場制を導入し、ごみの減量化を推進しています。

〔ごみ袋変動相場制の概要〕

◆制度内容

ごみ排出量の増減に応じてごみ袋価を変動させるもの。3年毎に見直しを行いながら排出抑制を図る。

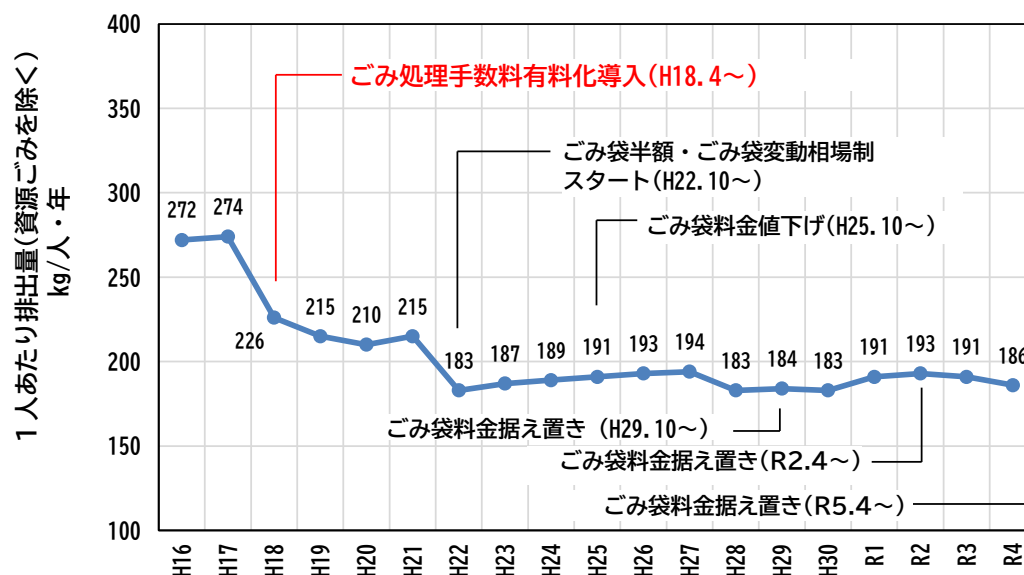
◆経過

平成 18 年 4 月	ごみ袋有料化
平成 22 年 10 月	ごみ袋変動相場制導入(半額化)
平成 25 年 10 月	見直し(値下げ)
平成 29 年 10 月	見直し(据え置き)
令和 2 年 4 月	見直し(据え置き)
令和 5 年 4 月	見直し(据え置き)

◆価格の推移

指定袋サイズ	1枚あたり価格					
	H18.4 (導入時)	H22.10	H25.10	H29.10	R2.4	R5.4
45 リットル	50 円	25 円	23 円	23 円	23 円	23 円
30 リットル	30 円	15 円	14 円	14 円	14 円	14 円
20 リットル	20 円	10 円	9 円	9 円	9 円	9 円
10 リットル			5 円	5 円	5 円	5 円

◆ごみ排出量



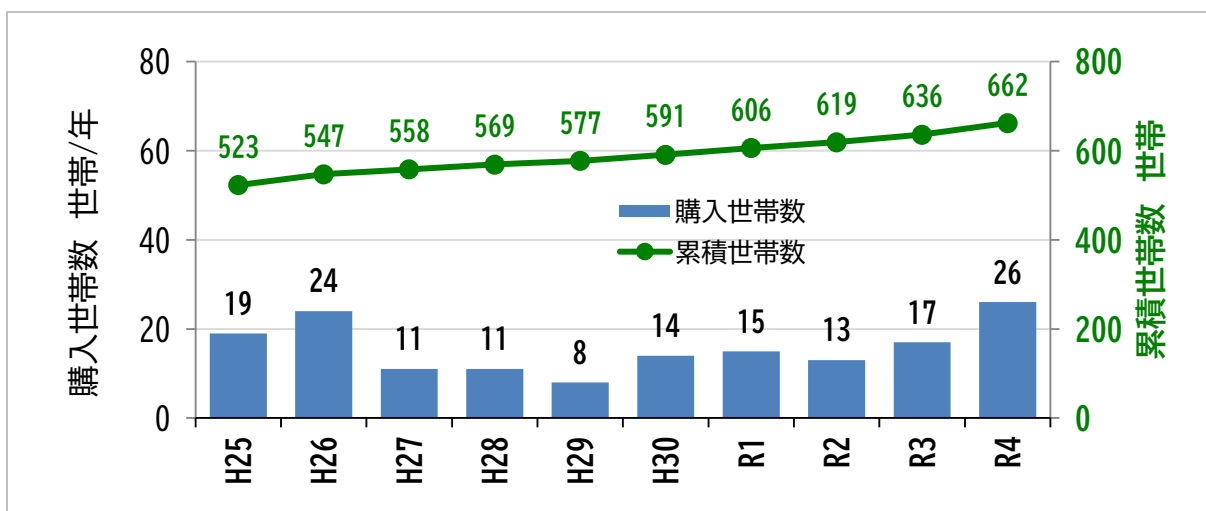
(2) 生ごみ処理容器の購入費補助制度

家庭から排出される生ごみの減量化及びたい肥としての資源化を図るとともに、生活環境保全の意識高揚及びごみの減量化を促進するため、家庭用生ごみ処理容器の購入費の助成制度を行っています。補助実績は図表 3-5-7 のとおりで、令和4年度末において累計 662 世帯です。

〔生ごみ処理容器設置事業補助金の概要〕

- 🚧 対象容器 電気や微生物によって生ごみを減量する容器
- 🚧 購入助成の額(限度額) 購入金額の2分の1(上限2万円)

◆図表3-5-7 補助実績

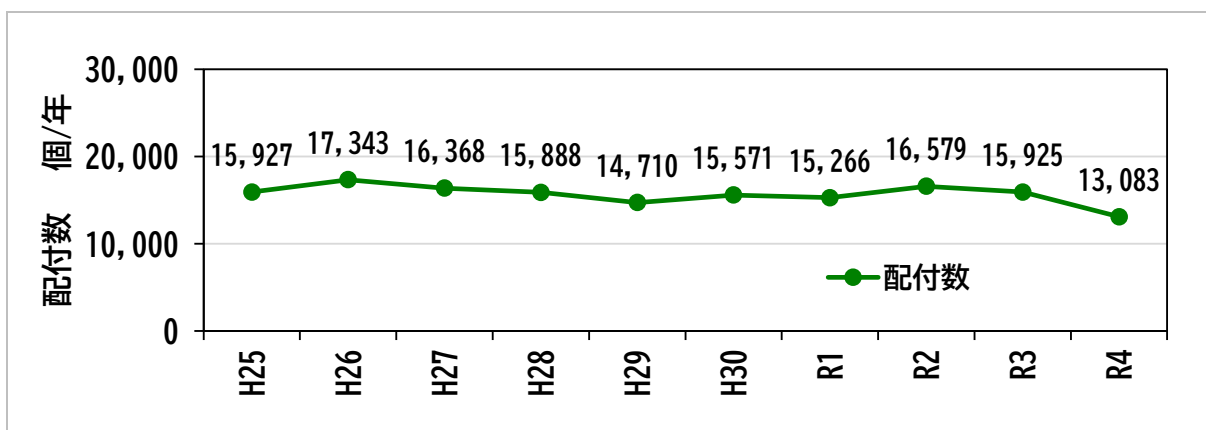


(3) EMボカシの無料配付

家庭から出る生ごみのたい肥化を促進するため、「EM ボカシ」の無料配付を平成 13 年度から行っています。配付は、1世帯につき1カ月に3袋までとしています。

配付実績は図表 3-5-8 に示すとおりで、年間 13,000～17,000 個です。

◆図表3-5-8 配付実績



(4) 使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収

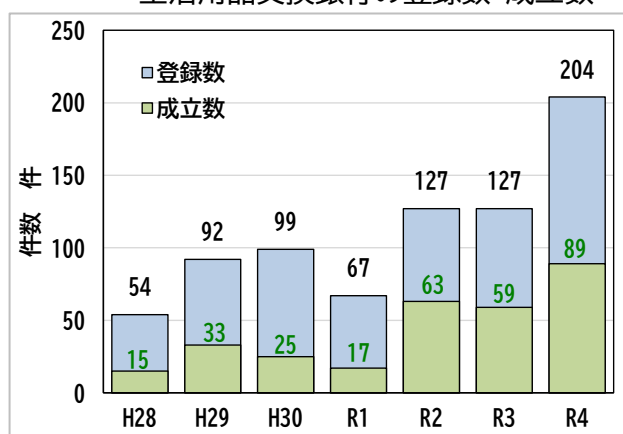
プラスチックごみの削減を図るため、使い捨てコンタクトレンズの空ケースの回収ボックスを公共施設に設置しています。回収した空ケースを資源化し、得られた収益を「日本アイバンク協会」に寄付することで、視力に障がいのある人へ役立てられます。

回収実績は、令和4年度に 28kg、令和5年度(11月まで)に 19kgです。

(5) 生活用品交換銀行

家庭で不要になった生活用品のリユース(再使用)を進めるため、「生活用品交換銀行」を実施しています。広報紙や市ホームページを通じて登録物品の紹介を行いリユースの推進をしています。

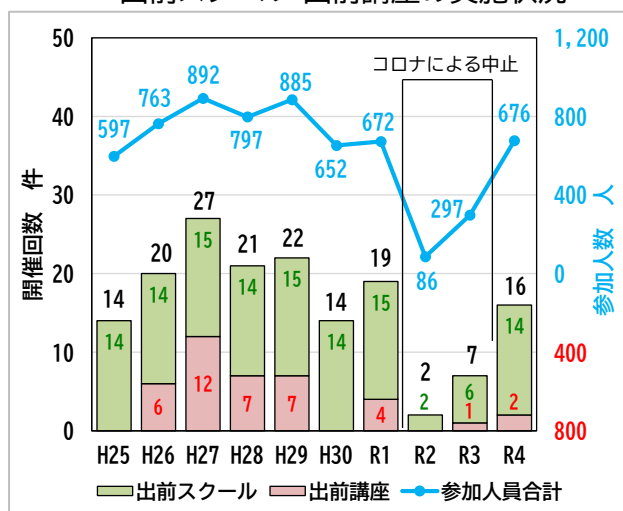
◆図表 3-5-9
生活用品交換銀行の登録数・成立数



(6) 環境出前スクール・出前講座

ごみ減量化への意識啓発を行うため、小学校への出前スクールや市民団体や企業等への出前講座を実施しています。出前スクールについては、市内全小学校を対象としており、実施状況は、図表 3-5-10 に示すとおりです。

◆図表 3-5-10
出前スクール・出前講座の実施状況



(7) 野口健環境学校

本市の環境観光大使を務めているアルピニストの野口健氏を講師に、平成21年度から毎年、市内の小学校で「環境学校」を開催しています。体験型学習と講演会で構成し、ごみ問題や環境保全についての意識づけを図っています。

第6章 ごみ処理体制

第1節 収集運搬体制

1 家庭系ごみの収集運搬

(1) 収集方法と収集形態

収集対象物である燃やせるごみ、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみ(蛍光管を除く)については、指定された方法で各地区のごみ集積所に排出され、本市の収集委託業者により収集し、吉備路クリーンセンターへ運搬しています。

収集頻度は、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみ、不燃性粗大ごみ、資源ごみは月1回としています。

◆図表3-6-1 収集方法と収集頻度・収集形態

分別区分	排出容器	収集方法	収集頻度	収集形態	
燃やせるごみ	指定ごみ袋	ステーション方式	2回/週	委託業者	
燃やせないごみ	指定ごみ袋	ステーション方式	1回/月	委託業者	
不燃性粗大ごみ	処理券貼付	ステーション方式	1回/月	委託業者	
資源ごみ	ペットボトル 白色トレイ 古布	45リットル以下の透明 又は半透明の袋 (それぞれ別の袋)	ステーション方式	1回/月	委託業者
	空きびん	3色のコンテナ	ステーション方式	1回/月	委託業者
	乾電池 体温計	専用のコンテナ	ステーション方式	1回/月	委託業者
	古紙	ひもかけ、45リットル以下の透明 又は半透明の袋又は紙袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
	空き缶	45リットル以下の透明 又は半透明の袋	ステーション方式	1回/月	委託業者
	蛍光管		拠点回収	随時	委託業者
可燃性粗大ごみ		戸別収集	随時	委託業者	

(2) 収集運搬

家庭系ごみの収集は、委託業者により行っています。収集は、総社 A 地区・総社 B 地区・山手地区・清音地区の4地区に分けて行っています。収集車両は、パッカー車・平ボディ車・ダンプ車等を用いています。委託業者が保有するパッカー車は29台で、通常時は16台程度が稼働しています。

(3) ごみ集積所

市委託業者により収集をしているごみ集積所は現在約940箇所あり、各利用者団体等が設置・管理しています。

委託業者による収集の対象となるごみ集積所の設置は、1箇所あたりの利用世帯数10世帯以上を基本とし、「総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」の規定に基づき指定をしています。

近年、分譲地開発等に伴い利用者が増えて容量がひっ迫するごみ集積所や、老朽化による更新が必要なごみ集積所が増えています。

(4) 拠点回収

家庭系ごみのうち蛍光灯等の水銀使用製品については、水銀使用廃製品の適正な回収をするため、市役所、出張所など市内10箇所で拠点回収をしています。拠点回収した蛍光灯等は委託業者により吉備路クリーンセンターへ運搬しています。

(5) 戸別収集

可燃性粗大ごみなどのように通常の収集で対応できないものは、ごみ処理施設への直接搬入を基本としていますが、自己運搬が難しい場合などに対応するため、委託業者による戸別収集を実施しています。

また、引越し、片付けなどで発生した一時多量ごみは、ごみ処理施設への直接搬入を基本としていますが、自己運搬が難しい場合などに対応するため、収集運搬業許可を出しています。現在、家庭系ごみの戸別収集許可業者は11者います。

2 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、事業者自らによる処理責任があるため、吉備路クリーンセンターへの運搬は事業者自ら行うか、本市一般廃棄物収集運搬業許可業者が行っています。

事業系一般廃棄物の収集運搬業許可は、「道路・公園・河川ごみ」、「水路堆積ごみ」、「普通ごみ」の3品目に分かれており、許可業者数は、「道路・公園・河川ごみ」が10者、「水路堆積ごみ」が2者、「普通ごみ」が13者です。

令和4年度の許可業者によるごみ搬入量は、年間 7,335tです。このうち約80%は4者が収集運搬している状況であり、許可業者全体の収集運搬能力に余力があることから、現在の収集運搬体制に問題はないと考えられます。

第2節 中間処理体制

中間処理施設は、総社広域環境施設組合が設置・管理しており、焼却施設や粗大ごみ処理施設等を集約して配置しています。隣接して地域住民の憩いの場、健康増進、生涯学習の場としてごみ処理施設の余熱を利用した交流館を整備しています。

総社広域環境施設組合では、ごみ焼却施設、粗大ごみ処理施設の延命化を図るため、基幹的設備改良工事を令和3年6月～令和6年2月にかけて実施し、15年間の長寿命化を図りました。

◆図表3-6-2 ごみ処理施設

施設区分	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設	再生利用施設
施設名	吉備路クリーンセンター ごみ焼却施設	吉備路クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	吉備路クリーンセンター カレットヤード・ストックヤード
設置主体	総社広域環境施設組合		
所在地	倉敷市真備町箭田 481 番地		
竣工年	平成 9 年		
形式等	全連続式流動床炉	破碎・選別・圧縮	選別・圧縮梱包・保管
施設能力	90t/24h×2炉	36t/5h	カレットストックヤード(90m ²) ストックヤード(270m ²)
構成	総社市・倉敷市		

〔吉備路クリーンセンター全景〕



出典：施設パンフレット（総社広域環境施設組合）

第3節 最終処分体制

最終処分場は、本市において設置・管理しています。4施設ありましたが、そのうち2施設は廃止しています。

総社市一般廃棄物最終処分場は、令和元年度に埋立終了し、令和4年度に閉山工事をを行い、現在は廃止に向けてモニタリング中です。現在は新総社市一般廃棄物最終処分場のみで埋立処分を行っています。なお、本処分場の埋立終了予定は当初計画では令和13年度としていますが、令和4年度時点の残余容量は15.7年となっていることから当初計画より延命化が見込まれます。ただし、最終処分場の整備には10年程度の期間を要することが想定されるため、本計画の期間内に次期最終処分場の整備について検討する必要があります。

◆図表3-6-3 最終処分場

施設名	所在地	全体容量 (m ³)	埋立物	埋立開始年 埋立終了年	状態
総社市 一般廃棄物最終処分場	総社市下倉 3784番地	188,000	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 焼却残渣(飛灰)、破碎ごみ・処理残渣	S57 R1	埋立終了
総社市 新一般廃棄物最終処分場	総社市下倉 3740番地	114,000	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、 焼却残渣(飛灰)、破碎ごみ・処理残渣	H30 R13 予定	供用中

〔新一般廃棄物最終処分場全景〕



出典：施設パンフレット

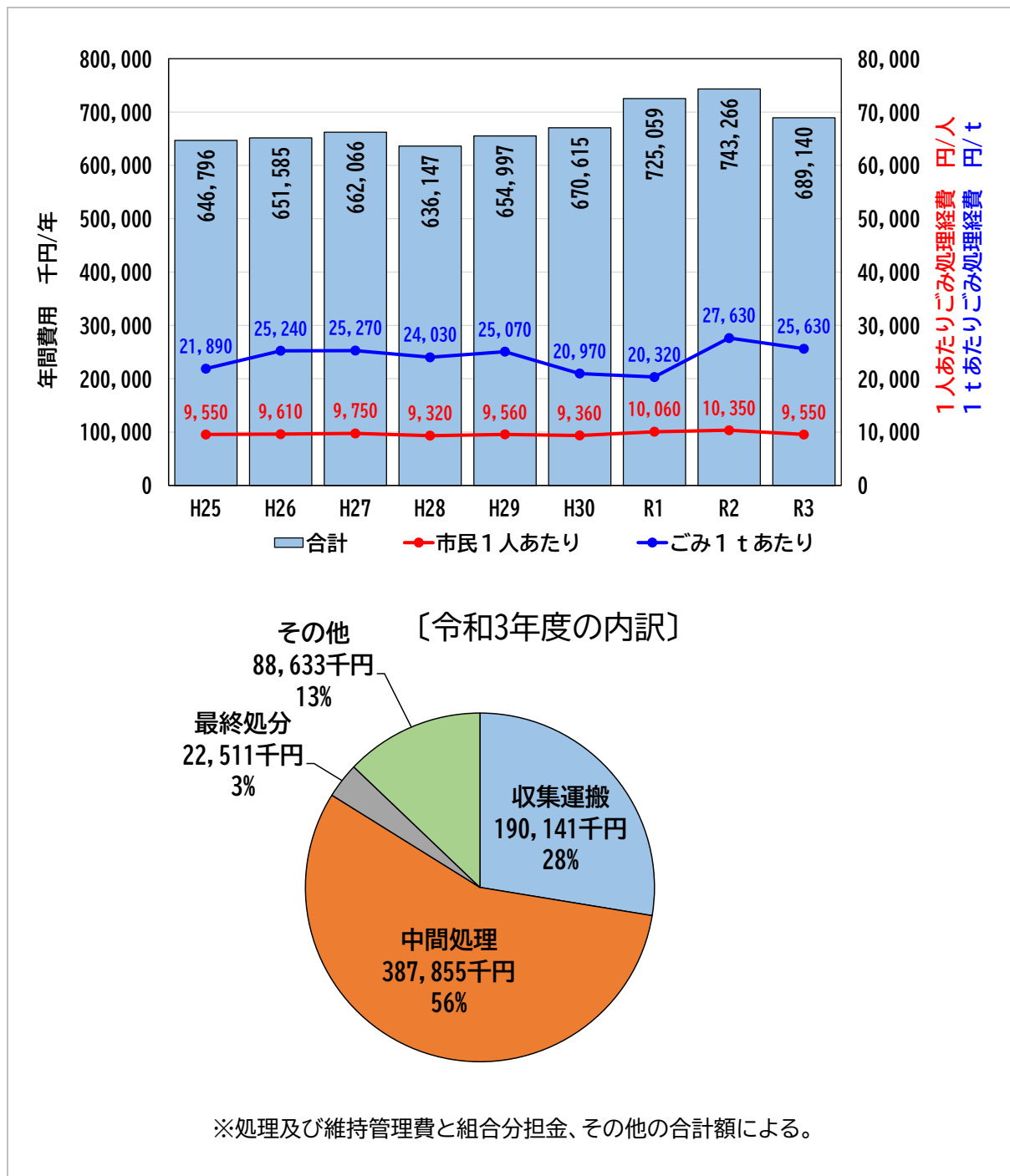
第4節 ごみ処理経費の状況

1 ごみ処理経費

本市の建設改良費を除くごみ処理経費は、収集運搬費、最終処分費と総社広域環境施設組合による中間処理経費等の合計値であり、年間 6.8 億円程度です。

市民1人あたりで見ると 9,700 円程度、ごみ 1tあたりで見ると 24,000 円程度です。

◆図表3-6-4 ごみ処理経費



出典:「一般廃棄物処理実態調査表」(環境省)

2 ごみ処理手数料等

各品目等におけるごみ処理手数料等は、図表3-6-5に示すとおりです。

◆図表3-6-5 ごみ処理手数料

〔総社市〕

区分	品目	料金等
処理手数料	燃やせるごみ 燃やせないごみ	指定ごみ袋(証紙)1枚あたり価格 45リットル 23円 30リットル 14円 20リットル 9円 10リットル 5円
	不燃性粗大ごみ	粗大ごみ処理券価格 200円(10kg以下) 600円(10kg超20kg以下) 1,000円(20kg超30kg以下) 1,400円(30kg超40kg以下) 2,000円(40kg超50kg以下) 一覧表にないものは重量区分による
	土砂混じりがれき等	40円/10kg(50kg以下は無料)
収集手数料	戸別収集	収集料金 1,000円/1回 別途個別に粗大ごみ処理手数料が必要
	特定家庭用機器(家電4品目)	指定引取場所までの収集運搬手数料 3,500円/1点

〔総社広域環境施設組合〕 直接持込分

区分	種別	料金等
処理手数料	家庭系ごみ	30円/10kg
	事業系ごみ	120円/10kg(R6年4月から140円/10kg)
収集手数料	特定家庭用機器(家電4品目)	指定引取場所までの収集運搬手数料 2,500円/1点

第7章 ごみ処理行政の動向

第1節 地域の関係法令

1 廃棄物に関する法体系

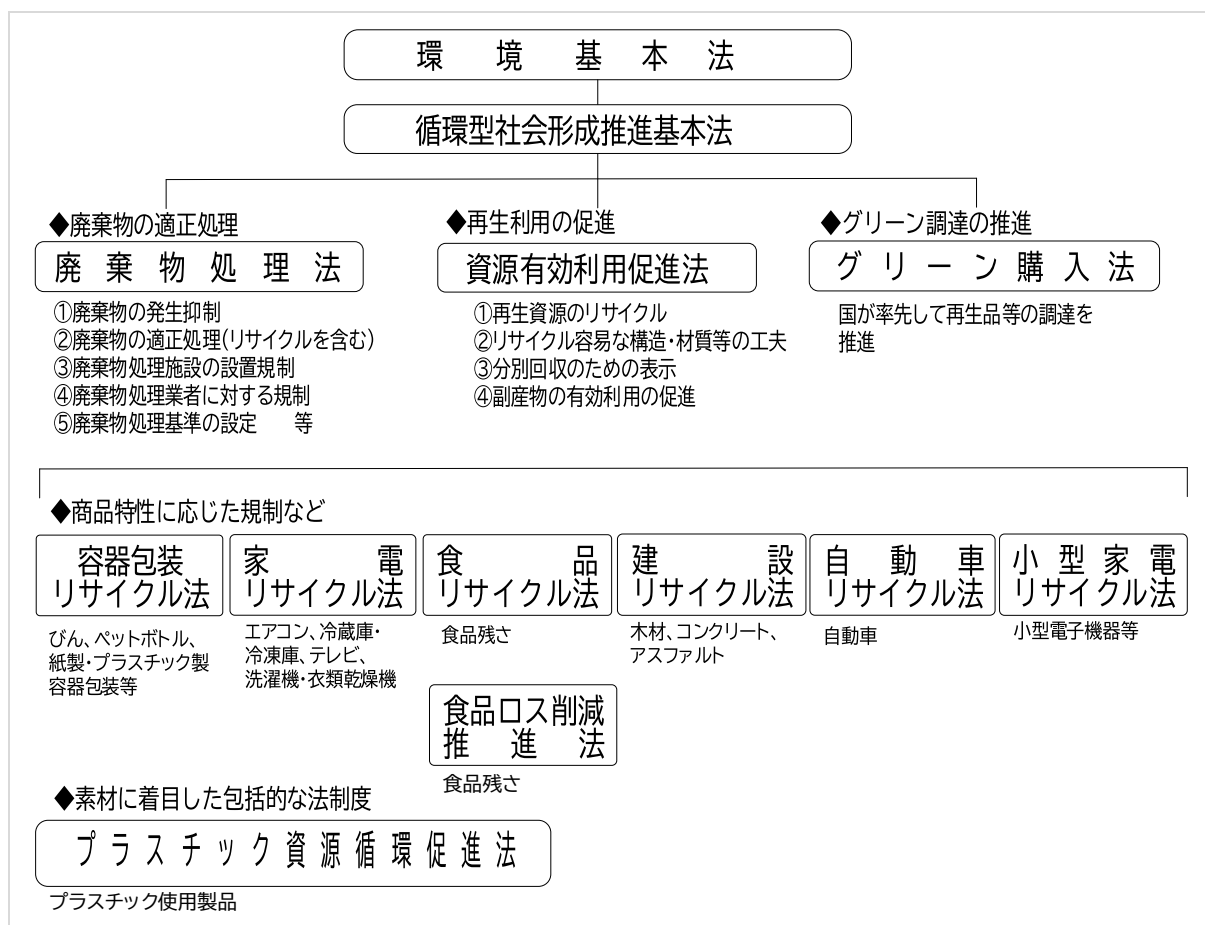
関係法令に関し、国は平成12年度を循環型社会の元年と位置づけ、「循環型社会形成推進基本法」を制定しました。その後、個別物品の特性に応じた規制に関する法体系が整備され、3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進等により循環型社会の形成を進めています。

廃棄物の適正処理に関する法律として昭和45年に「廃棄物処理法」が制定されて以来、公害防止や環境に関する改正が行われてきましたが、1990年代以降、循環型社会を形成するための3Rの推進を目的とした改正が行われています。

近年では、平成27年に、災害廃棄物の処理に係る基本理念を明確にすることを目的として改正されています。

リサイクルの推進に関しては、平成13年の「資源有効利用促進法」をはじめとした循環型社会の形成に向けた法体系が整備されました。近年では、令和元年に、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした「食品ロス削減推進法」が施行され、さらに、プラスチック資源循環に関し、プラスチック資源循環促進法が令和4年3月に施行されています。

◆図表3-7-1 廃棄物に関する法体系



(1) 循環型社会形成推進基本計画

国においては、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の基本的な方針、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策等を定めるものとして、平成 30 年 6 月に「第四次循環型社会形成推進基本計画」を閣議決定しています。

この基本計画には、7 つの柱ごとに将来像、国の取り組み、取り組みの進展に関する指標が設定されており、その概要は、図表 3-7-2 に示すとおりです。なお、本計画は第5次計画を策定中です。

◆図表 3-7-2 第四次循環型社会形成推進基本計画の概要

計画の指標と目標値			
循環型社会の全体像に関する指標		循環型社会形成に向けた取り組みの進展に関する指標(抜粋)	
	2025 年度		
・ 資源生産性	約 49 万円/t	・ 家庭系食品ロス量	2030 年度 : 2000 年度の半減
・ 入口側の循環利用率	約 18%	・ 1 人 1 日当たりごみ排出量	2025 年度 : 約 850g/人・日
・ 出口側の循環利用率	約 47%	・ 同上家庭系ごみ排出量	2025 年度 : 約 440g/人・日
(一般廃棄物は 約 28%)		・ 事業系ごみ排出量	2025 年度 : 約 1,100 万 t
・ 最終処分量	約 13 百万 t	・ 最終処分場の残余年数	2022 年度 : 20 年分を維持

7 つの柱と将来像	
持続可能な社会づくりとの統合的な取り組み	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誰もが、持続可能な形で資源を利用でき、環境への負荷が地球の環境容量内に抑制され、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 ・ 環境、経済、社会的側面を統合的に向上 	
地域循環共生圏形成による地域活性化	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 循環資源、再生可能資源、ストック資源を活用し、地域の資源生産性の向上、生物多様性の確保、低炭素化、地域の活性化等 ・ 災害に強い地域で、コンパクトで強靱なまちづくり 	
ライフサイクル全体での徹底的な資源循環	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第四次産業革命により、「必要なモノ・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行う資源循環及び適正処理の担い手の確保 	
適正処理の推進と環境再生	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 廃棄物の適正処理のシステム、体制、技術が適切に整備された社会 ・ 海洋ごみ問題が解決に向かい、不法投棄等の支障除去が着実に進められ、空き家等の適正な解体・撤去等により地域環境の再生が図られる社会 ・ 東日本大震災の被災地の現境を再生し、未来志向の復興創生 	
災害廃棄物処理体制の構築	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自治体レベル、地域ブロックレベル、全国レベルで重層的に、平時から廃棄物処理システムの強靱化を図り、災害時に災害廃棄物等を適正かつ迅速に処理できる社会 	
適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な国際資源循環体制の構築、我が国の循環産業の国際展開により、資源効率性が高く、健康で安全な生活と豊かな生態系が確保された世界 	
循環分野における基盤整備	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報基盤の整備・更新、必要な技術の継続的な開発、人材育成が行われている ・ 多様な主体が循環型社会づくりの担い手であることを自覚して行動する社会 	

出典：第四次循環型社会形成推進基本計画(環境省)

(2) 廃棄物処理施設整備計画

国においては、廃棄物処理法の基本方針に即して、5年間の計画期間に係る廃棄物処理施設整備事業の目標及び概要を定め、令和5年6月に閣議決定しています。

その概要は、図表 3-7-3 に示すとおりです。そのポイントとして、以下のように説明されています。

- 各素材の資源循環の強化により、廃棄物分野からの素材・原料等を供給することでライフサイクル全体における温室効果ガスの排出削減に貢献。
- 長寿命化・延命化等を含めた維持管理や計画的・合理的な施設整備により、建設・維持管理・解体に係るトータルコストの縮減、更新需要の平準化等の一層の推進が必要。
- より一層の広域化・集約化やバイオマスの利活用、地域産業等と連携した熱利用など地域の特性に応じた効果的なエネルギー回収技術を導入。
なお残る温室効果ガス排出に対してはCCUS(分離・貯留したCO₂を利用)やカーボンリサイクル技術等の普及も念頭に今後の技術動向への柔軟な対応が求められる。
- 廃棄物処理施設で回収したエネルギーの活用による地域産業の振興、災害時の防災拠点としての活用、民間事業者等との連携、リユース拠点としての活用等、地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備を進める。

◆図表 3-7-3 廃棄物処理施設整備計画〔令和5年6月閣議決定〕

計画期間	令和5年度～令和9年度
1 基本理念	
(1)基本原則に基づいた3Rの推進と循環型社会の実現に向けた資源循環の強化	
(2)災害時も含めた持続可能な適正処理の確保	
(3)脱炭素化の推進と地域循環共生圏の構築に向けた取り組み	
2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施	
(1)市町村の一般廃棄物処理システムを通じた3Rの推進と資源循環の強化	
(2)持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営	
(3)廃棄物処理・資源循環の脱炭素化の推進	
(4)地域に多面的価値を創出する廃棄物処理施設の整備	
(5)災害対策の強化	
(6)地域住民等の理解と協力・参画の確保	
(7)廃棄物処理施設整備に係る工事の入札及び契約の適正化	
3. 廃棄物処理施設整備事業の実施に関する重点目標	
項 目	令和9年度目標
ごみのリサイクル率	28%
一般廃棄物最終処分場の残余年数	R2年度の水準(22年分)を維持
期間中に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値	22%
廃棄物エネルギーを地域を含めた外部に供給している施設の割合	46%
浄化槽整備区域内の浄化槽人口普及率	76%
先進的省エネ浄化槽導入基数	家庭用 33万基→75万基 中・大型 9千基→27千基

出典：廃棄物処理施設整備計画(環境省)

(3) 食品ロス削減推進法

多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、「食品ロスの削減の推進に関する法律」(以下「食品ロス削減推進法」とします。)が、令和元年10月に施行されました。

また、「食品ロスの削減の推進に関する基本方針」において、消費者の役割と行動として、「日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを1人1人が考え、行動に移す。」などが示されています。

◆図表 3-7-4 食品ロス削減推進法の概要

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・政府は、食品ロスの削減の推進に関する基本方針を策定(閣議決定) ・都道府県・市町村は、基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を策定
基本的施策	<ul style="list-style-type: none"> ① 消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等 ※必要量に応じた食品の販売・購入、販売・購入をした食品を無駄にしないための取り組み等、消費者と事業者との連携協力による食品ロスの削減の重要性についての理解を深めるための啓発を含む ② 食品関連事業者等の取り組みに対する支援 ③ 食品ロスの削減に関し顕著な功績がある者に対する表彰 ④ 食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究 ⑤ 食品ロスの削減についての先進的な取り組み等の情報の収集・提供 ⑥ フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

◆図表 3-7-5 食品ロスの削減の推進に関する基本方針の概要


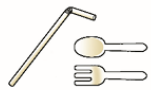


<p>〔基本的な方向〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国民各層が食品ロスの削減を「他人事」ではなく「我が事」として捉え、「理解」にとどまらず「行動」に移すことが必要。 ・ 多様な主体が連携し、国民運動として推進。 <p>〔求められる役割と行動〕</p> <p>【消費者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 日々の暮らしの中で自身が排出している食品ロスについて理解・把握し、削減のためにできることを一人一人が考え、行動に移す。 ・ 買い物の前に家にある食材をチェックし、使い切れる分だけ購入。 ・ 定期的な冷蔵庫内の在庫管理を行い、賞味期限を過ぎた食品であっても、個別に判断を行う。 ・ 余った食材を活用し、食べられる部分はできるだけ無駄にしない。また、食卓に上げる食事は食べきれぬ量にし、残ったものはリメイクなどの工夫をする。 ・ 外食時は食べきれぬ量を注文、料理が残った場合は自己責任の範囲で持ち帰り。 <p>【農林漁業者・食品関連事業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自らの事業活動により発生している食品ロスを把握し、見直しを図る。 ・ 規格外や未利用の農林水産物の有効活用。 ・ 納品期限(3分の1ルール)の緩和、賞味期限表示の大括り化、賞味期限の延長。 ・ 季節商品の予約制等需要に応じた販売。 ・ 値引き・ポイント付与等による売り切り。 ・ 外食での小盛りメニュー等の導入、持ち帰りへの対応。 ・ 食品ロス削減に向けた取り組み内容等の積極的な開示。 <p>【国・地方公共団体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 施策の推進。災害時用備蓄食料の有効活用。 ・ 主催イベント等での食品ロスの削減。 <p>〔食品ロスの削減目標等〕</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 家庭系及び事業系食品ロス量を2000年度比で2030年までにそれぞれ半減する。 ・ 食品ロス問題を認知して削減に取り組む消費者の割合を80%とする。
--

出典:食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(R2.3.31 閣議決定)

(4) プラスチック資源循環促進法

プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等から、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」(以下「プラスチック資源循環促進法」とします。)が、令和4年4月に施行されました。

◆図表 3-7-6 プラスチック資源循環促進法の概要

背景	<ul style="list-style-type: none"> ● 海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を契機として、国内におけるプラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっている。 ● このため、多様な物品に使用されているプラスチックに関し、包括的に資源循環体制を強化する必要がある。
基本方針の策定	<ul style="list-style-type: none"> ● プラスチックの資源循環の促進等を総合的かつ計画的に推進するため、以下の事項等に関する基本方針を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ プラスチック廃棄物の排出の抑制、再資源化に資する環境配慮設計 ➢ ワンウェイプラスチックの使用の合理化 ➢ プラスチック廃棄物の分別収集、自主回収、再資源化等
個別の措置事項	<div style="display: flex; flex-direction: column;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #008080; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">設計・製造</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>【環境配慮設計指針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造事業者等が努めるべき環境配慮設計に関する指針を策定し、指針に適合した製品であることを認定する仕組みを設ける。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 認定製品を国が率先して調達する(グリーン購入法上の配慮)とともに、リサイクル材の利用に当たっての設備への支援を行う。  <p><付け替えボトル></p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #008080; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">販売・提供</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>【使用の合理化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ワンウェイプラスチックの提供事業者(小売・サービス事業者など)が取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、ワンウェイプラスチックを多く提供する事業者への勧告・公表・命令を措置する。  <p><ワンウェイプラスチックの例></p> </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #008080; color: white; padding: 5px; font-weight: bold;">排出・回収・リサイクル</div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>【市区町村の分別収集・再商品化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● プラスチック資源の分別収集を促進するため、容リ法ルートを活用した再商品化を可能にする。  <p><プラスチック資源の例></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市区町村と再商品化事業者が連携して行う再商品化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、市区町村による選別、梱包等を省略して再商品化事業者が実施することが可能に。 </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>【製造・販売事業者等による自主回収】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 製造・販売事業者等が製品等を自主回収・再資源化する計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。  <p><店頭回収等を促進></p> </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>【排出事業者の排出抑制・再資源化】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 排出事業者が排出抑制や再資源化等の取り組むべき判断基準を策定する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣の指導・助言、プラスチックを多く排出する事業者への勧告・公表・命令を措置する。 ● 排出事業者等が再資源化計画を作成する。 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 主務大臣が認定した場合に、認定事業者は廃棄物処理法の業許可が不要に。 </div> </div> </div>

出典:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について(R4.3 経済産業省・環境省)

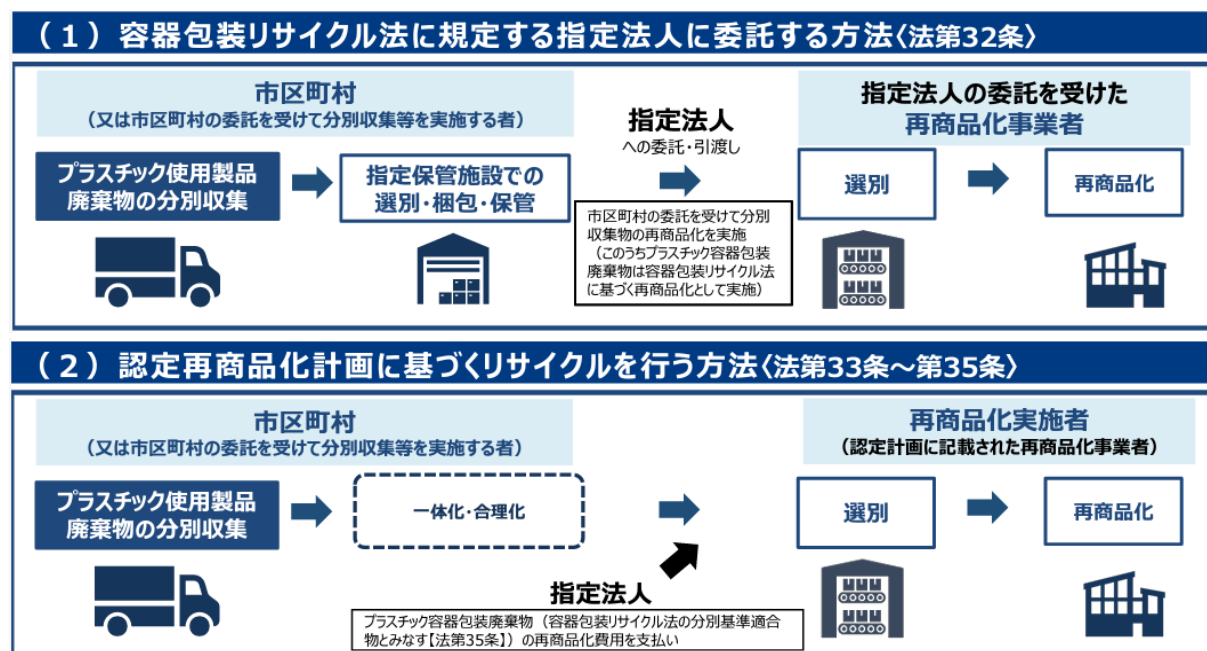
現在、プラスチック類の資源化については、容器包装プラスチックについて、「容器包装リサイクル法」に基づく再商品化が行われていますが、同様な素材であるプラスチック製品を対象として容器包装プラスチックの再商品化ルートを活用した取り組みなどが始まっています。

具体的には、3つの方法が示されており、その概要は図表 3-7-7 に示すとおりです。

◆図表 3-7-7 プラスチック再商品化方法の比較

	容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託する方法(第32条)	認定再商品化計画に基づくリサイクルを行う方法(第33条)	(参考)法に基づかないリサイクル(独自処理)
分別収集物の基準(環境省令)の適用	適用される	適用されない (リサイクルを著しく阻害するものが混入しないよう、十分に参考とされることを期待)	適用されない
市区町村が実施する選別・圧縮等	省略できない	再商品化事業者との調整により省略できる	再商品化事業者との調整により省略できる
再商品化事業者の選定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札事業者が通知される	市区町村が決定する	市区町村が決定する
再商品化費用の負担者	プラスチック製容器包装:特定事業者(市区町村負担分を除く) プラスチック製品:市区町村	同左	すべて市区町村
再商品化費用の決定方法	指定法人において、毎年1月に入札が行われ、2月中下旬に市区町村に対して落札価格(=再商品化費用)が通知される	計画の認定基準を踏まえ、市区町村が決定する	すべて市区町村
特別交付税措置との関係	対象となる	同左	対象となる(当面の間)
循環型社会形成推進交付金との関係	要件を満たす	同左	同左

出典:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について(R5.5環境省)



出典:プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について(R4.3 経済産業省)

2 岡山県の計画

(1) 第5次岡山県廃棄物処理計画

岡山県においては、令和3年度～令和7年度の5年間の期間とする第5次岡山県廃棄物処理計画を令和4年3月に策定しています。

また、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針(以下「食品ロス削減推進法基本方針」という。)」が策定されたことを受け、本計画における食品ロス削減の取り組みを「岡山県食品ロス削減推進計画」として位置付け、岡山県の特性に沿った食品ロス削減対策を推進するための方向性を示すものです。その概要は、図表 3-7-8 に示すとおりです。

◆図表 3-7-8 第5次岡山県廃棄物処理計画の概要

計画期間	令和3年度～令和7年度の5年間																																
基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 循環を基調とした廃棄物再生・処理システムの構築 ◎ 廃棄物の削減による環境への負荷の低減 																																
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ① 排出者の責務の徹底・強化 ② 排出抑制と循環的利用の推進 ③ 適正処理の推進 ④ 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進 ⑤ 廃棄物情報の共有化と相互理解 ⑥ 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え 																																
目標値	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">項目</th> <th>現状(実績) R元年度</th> <th>目標 R7年度</th> <th>目標値設定の考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">排出抑制</td> <td>1人1日当たり 総排出量</td> <td>1,002 g</td> <td>935g</td> <td>第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き935g を目標に設定。</td> </tr> <tr> <td>1人1日当たり 家庭系ごみ 排出量</td> <td>512.1g</td> <td>477g</td> <td>1人1日あたりの総排出量の目標(935g)に、家庭系ごみの排出量割合(51.1%)を乗じて設定。 ※家庭系ごみの排出量割合は、令和元年度実績を使用)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資源化 (リサイクル率)</td> <td>19.6% ※ガス化溶融分を除く 29.1% ※ガス化溶融分を含む</td> <td>23.1%</td> <td>第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き32.7%を目標設定すべきところ、ガス化溶融施設が令和6年度で事業終了することから、当該施設の寄与分(9.6%・直近5か年の平均)を減じた 23.1%を目標に設定。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">最終処分 (1日当たり 最終処分量)</td> <td>82.9t</td> <td>64.1t</td> <td>第四次循環型社会形成推進基本計画の目標及び県環境基本計画(エコビジョン 2040)の目標を踏まえて設定。</td> </tr> <tr> <td colspan="2">排出抑制 ・資源化率※</td> <td>96.1%</td> <td>97%</td> <td>上記各目標及び県環境基本計画(エコビジョン 2040)の目標を踏まえて設定。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※排出抑制・資源化率 = (1 - (埋立処分量) / (平成 17 年度の排出量)) × 100</p>				項目		現状(実績) R元年度	目標 R7年度	目標値設定の考え方	排出抑制	1人1日当たり 総排出量	1,002 g	935g	第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き935g を目標に設定。	1人1日当たり 家庭系ごみ 排出量	512.1g	477g	1人1日あたりの総排出量の目標(935g)に、家庭系ごみの排出量割合(51.1%)を乗じて設定。 ※家庭系ごみの排出量割合は、令和元年度実績を使用)	資源化 (リサイクル率)		19.6% ※ガス化溶融分を除く 29.1% ※ガス化溶融分を含む	23.1%	第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き32.7%を目標設定すべきところ、ガス化溶融施設が令和6年度で事業終了することから、当該施設の寄与分(9.6%・直近5か年の平均)を減じた 23.1%を目標に設定。	最終処分 (1日当たり 最終処分量)		82.9t	64.1t	第四次循環型社会形成推進基本計画の目標及び県環境基本計画(エコビジョン 2040)の目標を踏まえて設定。	排出抑制 ・資源化率※		96.1%	97%	上記各目標及び県環境基本計画(エコビジョン 2040)の目標を踏まえて設定。
項目		現状(実績) R元年度	目標 R7年度	目標値設定の考え方																													
排出抑制	1人1日当たり 総排出量	1,002 g	935g	第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き935g を目標に設定。																													
	1人1日当たり 家庭系ごみ 排出量	512.1g	477g	1人1日あたりの総排出量の目標(935g)に、家庭系ごみの排出量割合(51.1%)を乗じて設定。 ※家庭系ごみの排出量割合は、令和元年度実績を使用)																													
資源化 (リサイクル率)		19.6% ※ガス化溶融分を除く 29.1% ※ガス化溶融分を含む	23.1%	第4次計画の目標を達成できていない現状を踏まえ、引き続き32.7%を目標設定すべきところ、ガス化溶融施設が令和6年度で事業終了することから、当該施設の寄与分(9.6%・直近5か年の平均)を減じた 23.1%を目標に設定。																													
最終処分 (1日当たり 最終処分量)		82.9t	64.1t	第四次循環型社会形成推進基本計画の目標及び県環境基本計画(エコビジョン 2040)の目標を踏まえて設定。																													
排出抑制 ・資源化率※		96.1%	97%	上記各目標及び県環境基本計画(エコビジョン 2040)の目標を踏まえて設定。																													
施策 産業廃棄物 は省略	<ul style="list-style-type: none"> 1 排出者の責務の徹底・強化 <ul style="list-style-type: none"> (1)一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 排出者の自主的な取り組みの推進 (3)食品ロス <ul style="list-style-type: none"> ・ 県民に対する啓発等 2 排出抑制と循環的利用の推進 <ul style="list-style-type: none"> (1)一般廃棄物 <ul style="list-style-type: none"> ・ 目標設定による排出抑制等の推進 ・ 事業者(製造事業者、流通販売事業者、資源回収事業者)の取り組みの推進 ・ プラスチック3Rの推進 ・ 経済的手法の導入 <ul style="list-style-type: none"> ・ リサイクル関連法に対する理解と協力 ・ 事業系食品ロス削減の推進 ・ 総合的な推進体制の強化 ・ 家庭から排出される不用品等の利活用の促進 ・ 家電リサイクルの促進 																																

<p>施策(続)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再生品等の使用促進 ・ 焼却灰等の再生利用促進 ・ リサイクル処理対象物の拡充 <p>(3)食品ロス</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査・情報収集及び提供 <p>3 適正処理の推進</p> <p>(1)一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 再生・処理システムの見直し ・ ダイオキシン類排出の削減 ・ 焼却灰等の適正処理の確保 ・ 海ごみ対策の推進 ・ 適正処理困難物対策 <p>4 廃棄物処理施設の計画的な整備の促進</p> <p>(1)一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ処理施設、し尿処理施設の整備促進 ・ 廃棄物処理施設の長寿命化・延命化 <p>5 廃棄物情報の共有化と相互理解</p> <p>(1)一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境教育・環境学習の推進 ・ 循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針等の活用 <p>6 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理等への備え</p> <p>(1)一般廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害廃棄物処理計画の策定及び処理体制の整備 ・ 県内における災害廃棄物処理連携体制の整備 ・ 県外を含めた災害廃棄物処理連携体制の整備
<p>県民の役割</p>	<p>○廃棄物の減量化やリサイクルの推進を踏まえたライフスタイルを実践する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆買い物袋(マイバッグ)の持参 ◆レジ袋・包装類の辞退 ◆ごみ排出の少ない商品の購入 ◆耐久性に優れた商品の購入 ◆再生利用が容易な商品の購入 ◆再生品の購入 等 <p>○食べ物を無駄にしない意識を持ち、食品ロスの削減につながる行動に努める。</p> <p>○市町村が定める分別排出ルールに基づいた分別収集に協力する。</p> <p>○リサイクル関連法に基づく制度への理解を深め、分別排出やリサイクル料金負担に協力する。等</p>
<p>事業者の役割</p>	<p>○物品やサービスの購入に当たっては、グリーン購入に努める。</p> <p>○廃棄物の減量化とリサイクルに配慮した製品の製造・販売に努める。</p> <p>○製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体において排出される廃棄物の排出抑制に努める。</p> <p>○排出する廃棄物の処理計画を作成することにより、廃棄物の減量化とリサイクルを推進する。</p> <p>○環境マネジメントシステム(ISO14001、エコアクション21 等)を積極的に導入し、環境に配慮した事業活動の展開に努める。</p> <p>○岡山県エコ製品及び岡山エコ事業所の認定取得に積極的に取り組む。等</p>
<p>市町村の役割</p>	<p>○一般廃棄物処理計画を策定(改訂)し、計画に従って一般廃棄物の減量化とリサイクルの推進、適正処理を推進する。</p> <p>○一般廃棄物の処理に関する事業の実施に当たっては、広域ブロックの枠組みを踏まえつつ、各種リサイクル法に基づく循環利用やエネルギー回収等に積極的に取り組む。</p> <p>○ごみの排出抑制、再生利用等に関する取り組みについて普及啓発や情報提供等を行い、住民の施策への協力や自主的な取り組みを促進する。</p> <p>○災害廃棄物処理計画を策定(改訂)し、災害発生時の廃棄物について適正な処理体制を確保する。</p> <p>○不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。等</p>
<p>県の役割</p>	<p>○産学官の連携や民間団体と協働して、廃棄物の排出抑制、循環的利用及び適正処理に関する各種施策を推進する。</p> <p>○廃棄物・リサイクル情報を提供する「おかやま廃棄物ナビ」の利用促進を図る。</p> <p>○各種啓発イベントや各種広報媒体を通じた普及啓発を行い、3Rを推進する。</p> <p>○不法投棄等に対する監視・指導を強化し、不適正処理の未然防止と早期発見に努める。</p> <p>○瀬戸内海のごみ問題について周知し、発生抑制に向けた啓発を進め、効率的な回収を検討する。等</p>

出典: 第5次岡山県廃棄物処理計画

第2節 近隣市町村・一部事務組合の動向

本市の周辺自治体におけるごみ処理状況は、図表 3-7-9 に示すとおりです。

隣接自治体では、燃やせるごみの効率的な処理を推進するため、広域処理あるいは共同処理を前提としたエネルギー回収推進施設の整備が行われています。これらの整備中施設は、温室効果ガス、コスト削減等を図るため、発電設備を有した施設です。

◆図表 3-7-9 周辺自治体のごみ処理状況

自治体	ごみ処理概要
倉敷市	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー回収推進施設(ごみ焼却場) 倉敷市資源循環型廃棄物処理施設(PFI 事業) (H17 供用開始・R6 末事業終了予定) 倉敷市水島清掃工場 (H6 供用開始・R6 末長期包括管理運営委託終了) 倉敷西部清掃施設組合清掃工場(倉敷西部清掃工場) (H10 供用開始・R6 末稼働停止) (仮称)西部クリーンセンター (R7 供用開始予定・20 年間稼働予定) ◆マテリアルリサイクル推進施設 東部粗大ごみ処理施設 (H6 供用開始) 倉敷市資源選別所 (H8 供用開始) (仮称)西部クリーンセンター (R7 供用開始予定・20 年間稼働予定) ◆最終処分場 東部最終処分場(2 期) (H14 供用開始) 倉敷市不燃物処分場(船穂) (H8 供用開始)
岡山市	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー回収推進施設(ごみ焼却場) 岡山市東部クリーンセンター (H13 供用開始) 岡山市当新田環境センター (H6 供用開始) 岡山市岡南環境センター (S53 供用開始) 岡山市可燃ごみ広域処理施設 (R9.4 供用開始目途に建設中) (玉野市、久米南町の燃やせるごみを共同処理) ◆マテリアルリサイクル推進施設 岡山市東部リサイクルプラザ (H13 供用開始) 岡山市西部リサイクルプラザ (H26 供用開始) ◆最終処分場 岡山市山上新最終処分場 (H17 供用開始) 岡山市三手最終処分場(拡張部) (S53 供用開始)
(笠岡市 井原市 浅口市 皇庄町 矢掛町) 岡山県西部衛生施設組合	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー回収推進施設(ごみ焼却場) 岡山県西部環境整備施設組合(里庄工場) (R8.3 停止予定) 岡山県井原地区清掃施設組合(井原クリーンセンター) (R8.3 停止予定) 岡山県西部衛生施設組合(新ごみ焼却施設) (R8.4 供用開始目途に建設中) ◆マテリアルリサイクル推進施設 岡山県西部衛生施設組合井笠広域資源化センター (H7 稼働) 浅口市リサイクルセンター (H9 稼働) 岡山県西部衛生施設組合リサイクルプラザ (H12 稼働) ◆最終処分場 井笠広域一般廃棄物埋立処分場 (R4 供用開始) 井原市野々迫埋立処分場 (H2 供用開始) 浅口市金光一般廃棄物最終処分場 (H12 供用開始)
(高梁市 吉備中央町) 高梁地域事務組合	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー回収推進施設(ごみ焼却場) 高梁地域事務組合クリーンセンター (H10 供用開始) ◆マテリアルリサイクル推進施設 高梁地域事務組合クリーンセンター (S55 供用開始) 高梁地域事務組合リサイクルプラザ (H12 供用開始) ◆最終処分場 高梁地域事務組合一般廃棄物最終処分場 (S55 供用開始)

第3節 ごみ処理技術の動向

1 収集運搬技術

(1) 剪定枝の資源化(破碎機搭載収集車両)

燃やせるごみ(可燃ごみ)には一時的に多くの剪定枝が排出されています。この剪定枝の再利用等を進めることを目的とした専用車両が運用されています。

ごみ収集車の後部に低速回転破碎機を積載したもので、現地に派遣してその場で粗破碎し、チップ化された剪定枝を庭のマルチ材として利用、バイオマス発電の燃料として業者に売却するなどが行われています。導入コストは、車両1台で約1,200万円とされています。

(2) 廃棄物発電を利用したEVごみ収集車

廃棄物発電で得られた電気を利用したEVごみ収集車が運用されています。このシステムの特徴は、電池自体を車両に固定せず交換式である点で、交換時間が3分と短時間であるため隙間のない収集が可能です。導入コストは、車両1台約2,000万円、電池ステーション約3,500万円とされています。

2 中間処理技術

(1) 可燃ごみ処理技術

可燃ごみを処理する施設は、エネルギー回収型廃棄物処理施設と有機性廃棄物リサイクル推進施設に分類され、エネルギー回収型廃棄物処理施設は、さらに6つの小区分に分類されます。

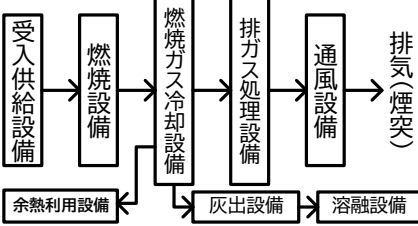
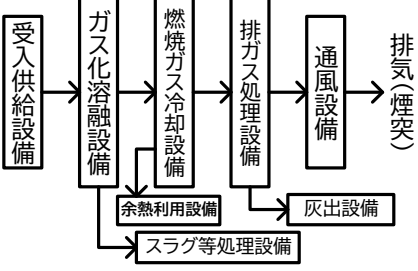
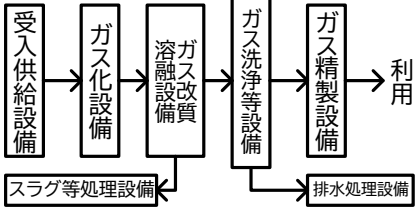
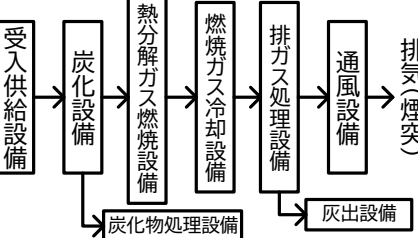
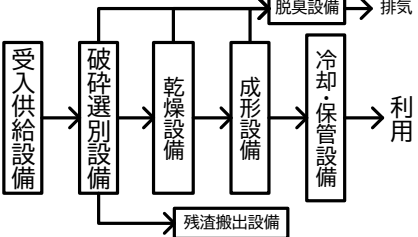
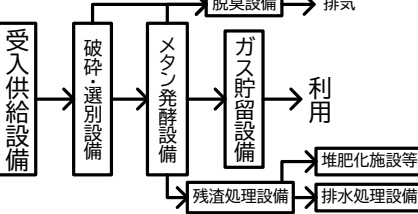
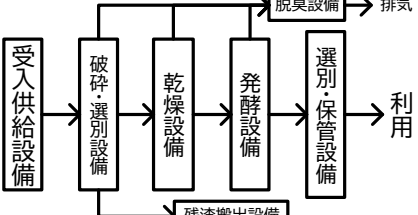
これらの施設の違いは、扱えるごみ種類及び生成物・残渣です。現在の可燃ごみを構成するごみ種類の全てを扱える施設は、ごみ焼却施設やガス化熔融施設であり、一方で、限定的であるものは、厨芥類のみを扱うごみメタン化施設、ごみ高速堆肥化施設です。

◆図表 3-7-10 可燃ごみを処理する施設

区分	小区分	扱えるごみ種類				生成物(有価性あり)	残渣等 (余熱・排水系を除く)
		厨芥類	紙	プラスチック類	不燃物		
エネルギー回収型 廃棄物処理施設	ごみ焼却施設	○	○	○	△		焼却灰・飛灰・不燃物
	ガス化熔融施設	○	○	○	○	スラグ	熔融飛灰・不燃物
	ガス化改質施設	○	○	○	○	生成ガス・スラグ等	不燃物
	炭化施設	○	○	○	△	炭化物	不燃物・飛灰
	ごみ固形燃料化施設	○	○	○	△	固形燃料	不燃物
	ごみメタン化施設	○	△	×	×	バイオガス・脱離液、有機汚泥	(不燃物)
有機性廃棄物 リサイクル推進施設	ごみ高速堆肥化施設	○	△	×	×	堆肥	(不燃物)

注)生成物・残渣等の欄の()は、処理対象物の分別方法等により有無となるもの

◆図表 3-7-11 可燃ごみ処理施設(方式)の概要

	概要	処理工程	処理対象物
ごみ焼却施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみは、有酸素化で熱を与えることにより乾燥・熱分解しながら燃焼する。 焼却灰は、セメント原料として利用、あるいは熔融処理によりスラグ化される。 		可燃ごみ
ガス化熔融施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみは、低空気比で熱分解・ガス化され、可燃性ガスにより熱分解残渣を高温燃焼熔融する。 ガス化と燃焼熔融を別々の炉で行う場合と一体の炉で行う場合がある。 		可燃ごみ
ガス化改質施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみは、熱分解された後、発生ガスを改質してガスエンジン等の燃料として利用する。 発生ガスは高温に維持されると共に、熱分解炭素は酸素との反応により熔融される。 		可燃ごみ
炭化施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみは、低温あるいは高温にて炭化され、発生したガスは、燃焼して熱回収等を行う。 高温炭化処理の場合、揮発成分が低下し、炭化物の熱量は低下する。 		可燃ごみ
ごみ固形燃料化施設	<ul style="list-style-type: none"> 可燃ごみは、破碎選別後に乾燥し、円柱状に固形化する。 乾燥工程と成形工程が逆となる方式もある。 保管設備では発生するガスや熱による火災等の対策が必要となる。 		可燃ごみ
ごみメタン化施設	<ul style="list-style-type: none"> 厨芥類を酸素のない環境で嫌気性微生物により有機物を分解させ、メタンガスや二酸化炭素を発生させる。 発酵残渣は、堆肥するか、あるいは焼却等により処理する。 		厨芥類
ごみ高速堆肥化施設	<ul style="list-style-type: none"> 厨芥類や紙類を微生物の発酵過程を利用して堆肥化する。 プラスチック類や不燃物が混入すると、製品の質が悪化するため、分別徹底が不可欠である。 		厨芥類

(2) 可燃ごみ処理における二酸化炭素回収と有効利用

可燃ごみ処理においては、二次公害防止としてダイオキシン類対策等が技術開発・導入されてきましたが、近年では、二酸化炭素削減に関する技術開発が行われています。

ごみ焼却では燃焼後の排ガスに二酸化炭素が含まれたまま大気放出していますが、これを回収することで脱炭素に寄与することが試みられています。回収された二酸化炭素は、園芸栽培（光合成促進）での再利用や、水素と反応させてメタンを生成させ、燃料として利用するケミカルリサイクルも検討されています。

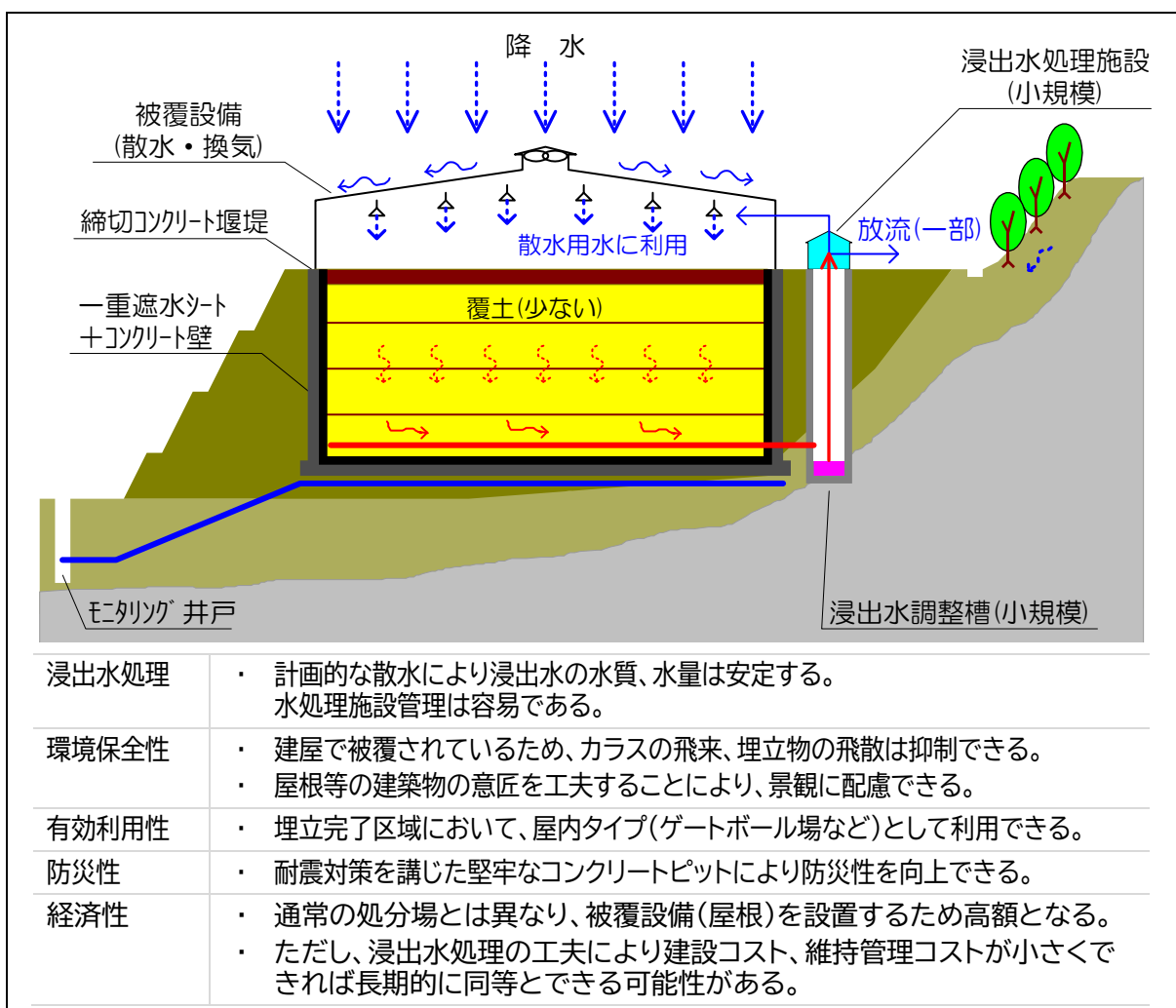
3 最終処分技術

(1) 被覆型処分場

最終処分場は、山間地域に設置されていますが、近年では豪雨による雨水が多量に埋立地内に流入・滞留してしまうことが懸念されています。

こうした自然現象に対応できるのが被覆型処分場です。堅牢なコンクリートピットに屋根（被覆設備）を設置することで地震や豪雨といった自然災害にも対応できる施設としています。

◆図表 3-7-12 被覆型処分場の特徴



(2) 埋立物(焼却灰)の有効利用

公益財団法人岡山県環境保全事業団では、焼却灰を 1,000℃以上の焼成処理により土木資材や処分場の覆土材等として再生する事業を令和5年 10 月から開始しています。

従来埋立処分していた焼却灰を対象としています。

◆図表 3-7-13 みずしま資源再生センターの概要

事業主体	岡山県環境保全事業団
施設名	みずしま資源再生センター
設置場所	岡山県倉敷市水島川崎通1丁目20番2
受入対象物	燃え殻・ばいじん(一般廃棄物・産業廃棄物)
施設の種類	ロータリーキルン式焼成炉
施設能力	燃え殻 144t/日、ばいじん 164.6t/日

出典:岡山県環境保全事業団 HP

4 その他

(1) バイナリー発電

バイナリー発電は、温水を利用して低沸点の代替フロンを気化(蒸発)させ、その力でタービンを回して発電するもので、70～90℃の温水による発電が可能です。

温泉水や工場排水の活用を背景に近年着目されており、電気事業法の改正(規制緩和)もあり、焼却施設でも導入されています。発電機出力は 20～50kW程度で、出力を大きくする場合は、設備を複数配置することが必要です。イニシャルコストは 10,000 千円/20kW 程度、ランニングコストは 1,000 千円/20kW 程度とされています。

(2) 選別技術

国が進めるプラスチック資源循環においては、多種多様なプラスチックごみを素材ごとに選別し、再商品化することが求められています。こうしたプラスチックごみを素材ごとに選別する技術としてソーター選別が導入されています。

この技術は、プラスチック製容器包装の再商品化にも使用されており、今後、粗大ごみや燃やせないごみの破碎・選別に導入することも想定されます。処理技術としては、近赤外線をプラスチックごみに照射し、反射される波長を解析することで識別するものです。設備費は 3～4 億円とされています。

◆図表3-7-14 プラスチック類選別方式

大分類	分類	概要
比重分離	湿式比重分離	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 湿式比重分離は粒子の比重差を利用して水中あるいは懸濁中で分離するものである。 ✓ 主に水を用いて、比重1を境に分離回収する。そのため、回収物を乾燥させる必要があるなど、別処理が必要である。
	乾式比重分離	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 乾式比重分離は粒子の比重差を利用し、水の代わりに砂などを利用して分離するものであり、湿式に比較してランニングコストの削減が図れる。 ✓ PVCの回収は分離比重を 1.25 程度に設定して行うが、回収率はソーター選別に比べ低い。
静電選別	摩擦帯電式	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 粒子の摩擦帯電を利用する方式である。 ✓ 投入された対象物は、摩擦により異なった帯電量をもつため、これを利用して分離する。 ✓ 塩ビボトルの回収に実用化されているが、湿度や形状が多岐の場合、回収率が低くなる。
ソーター選別	近赤外線ソーター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 近赤外線を物体に照射すると分子構造により特定の波長の光が吸収される。これを利用して物体の種類を識別して選別する。 ✓ 塩ビプラを高い率で回収できる。ただし、一定のサイズ(大きさ)が必要である。
	透過X線ソーター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ X線を物体に照射した際の透過率の違いを検知し、物体の素材や厚さ、内部構造などを分析し、選別する。PVCや臭素系プラスチックの除去、鉛ガラスや耐熱ガラスなどのガラス選別などにも利用されている。 ✓ 塗装の影響をほとんど受けずに選別が可能であるが、不定形の形状を持つ物体に対しては、事前に厚さを測定したり揃えたりするなどの対策が必要になる場合がある。
	蛍光X線ソーター	<ul style="list-style-type: none"> ✓ X線を物体に照射した際に発生する蛍光X線を分光して物体表面近傍に存在する元素の定性・定量を行う。着色ガラスの選別や防腐処理木材の選別などにも利用されている。 ✓ 透過X線ソーターと比べて、使用するX線源の出力が小さくて済む。

第8章 ごみ処理施設整備に係る関係法令等

ごみ処理施設を整備する場合、公害関連法に基づく排出基準や土地利用に関する規制が適用されることとなります。

公害関係法令では、整備する施設の排出口や敷地境界において規制値が定められており、地域の特性を踏まえた規制地域や基準値は、各法律に基づいて岡山県が定めています。

また、岡山県環境基本条例の基本理念に基づき、岡山県環境への負荷の低減に関する条例（平成 13 年岡山県条例第 76 号）において、他の法令又は条例に定めがあるもののほか、公害の防止のための規制の措置、その他の事業活動及び日常生活における環境への負荷の低減に関し必要な事項について定めています。

さらに、本市では、総社市環境保全条例において、法令及び岡山県の条例に特別の定めがあるもののほか、公害の防止、自然環境の保護、その他環境の保全に関し必要な事項を定めています。この条例においては、市民や事業者の責務を示しているほか、公害防止協定の締結、改善指導等を示しています。

◆図表3-8-1 公害関係法律

法律名	概要等
大気汚染防止法	排ガスを排出する施設の種類、規模に応じて規制基準値が定められている。
水質汚濁防止法 瀬戸内海環境保全特別措置法 湖沼水質保全特別措置法	排水を排出する施設の種類、排出場所に応じて規制基準値が定められている。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類を排出(排ガス、排水)する施設の種類に応じて規制基準値が定められている。
騒音規制法 振動規制法	騒音や振動を発生する施設の種類、施設立地場所に応じて規制基準値が定められている。
悪臭防止法	悪臭を発生する場所に応じて規制基準値が定められている。
土壌汚染対策法	施設を立地させる土地において、土壌汚染や地下水汚染が明らかとなった場合は、除去や浄化等の対策を講じることが必要となる。

土地利用規制としては、次ページの図表 3-8-2 に示すとおり、一定規模を超える開発を行う場合に森林法、都市計画法、建築基準法などが適用されます。また、近年では、土砂災害防止法や土壌汚染対策法等が施行され、土地の地形条件や利用履歴から規制を受けることが想定されます。

◆図表3-8-2 土地利用に関する法律等

法律名	適用範囲等	総社市
都市計画法	都市計画区域内にごみ処理場を設置する場合、都市施設として都市計画に定める必要がある。(都市計画法に基づく開発許可は不要)	該当
宅地造成及び特定盛土等規制法 (宅地造成等規制法)	宅地造成工事規制区域内において、宅地の造成を行う場合。	該当
森林法	保安林、地域森林計画対象民有林の区域内における一定の行為の禁止・制限。	該当
河川法	河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却する場合。	該当
砂防法	砂防指定地内における一定の行為の禁止・制限。	該当
急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域における急傾斜地崩壊防止施設以外の施設又は工作物の設置・改造の制限。	該当
地すべり防止法	地すべり防止区域内における一定の行為の制限。	該当
土砂災害防止法	土砂災害特別警戒区域内において建築物の新築、改築の制限等。	該当
海岸法	海岸保全区域において、海岸保全施設以外の施設又は工作物を設ける場合。	該当なし
道路法	電柱、電線、水管、ガス管等継続して道路を使用する場合。(道路占用)	該当
都市緑地法	緑地保全地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築又は増築をする場合。	該当なし
自然公園法 (岡山県立自然公園条例)	国立公園又は国定公園の特別地域において工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。 国立公園又は国定公園の普通地域において、一定の基準を超える工作物を新築し、改築し、又は増築する場合。	該当なし 該当
鳥獣保護及び狩猟に関する法律	特別保護地区内において工作物を設置する場合。	該当
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内における一定の行為の制限。	該当
農地法	工場を建設するために農地を転用する場合。	該当
港湾法	港湾区域又は港湾隣接地域内の指定地域において、一定規模を超える構築物の建設又は改築をする場合。 臨港地区内において、廃棄物処理施設の建設又は改良をする場合。	該当なし
漁港法	漁港区域内における一定の行為の制限。	該当なし
都市再開発法	市街地再開発事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築等を行う場合。	該当
土地区画整理法	土地区画整理事業の施行地区内において、建築物その他の工作物の新築、改築を行う場合。	該当
文化財保護法	土木工事によって「周知の埋蔵文化財包蔵地」を発掘する場合。	該当
建築基準法 (建築物等の制限に関する条例)	建築物を建設しようとする場合、建築主事の確認を受けなければならない。 なお、用途地域別の建築物の制限がある。	該当
国有財産法	法定外公共用財産(道路・水路)が事業計画地内にある場合は、公用を廃止し、あるいは付替えを行わなければならない。なお、その権限、財産は総社市に譲与されている。	該当
岡山県 県土保全条例	1ヘクタール以上の一団の土地について開発行為をしようとする事業主は、知事の許可を受けなければならない。	該当
総社市道路及び普通河川等管理条例	公共用地(道路法を適用しない道路等、河川法を適用又は準用しない普通河川及び公共の用に共される水路、ため池等)において、土地の改変、工作物の新築等を行う場合。	該当

第9章 ごみ処理に関する課題

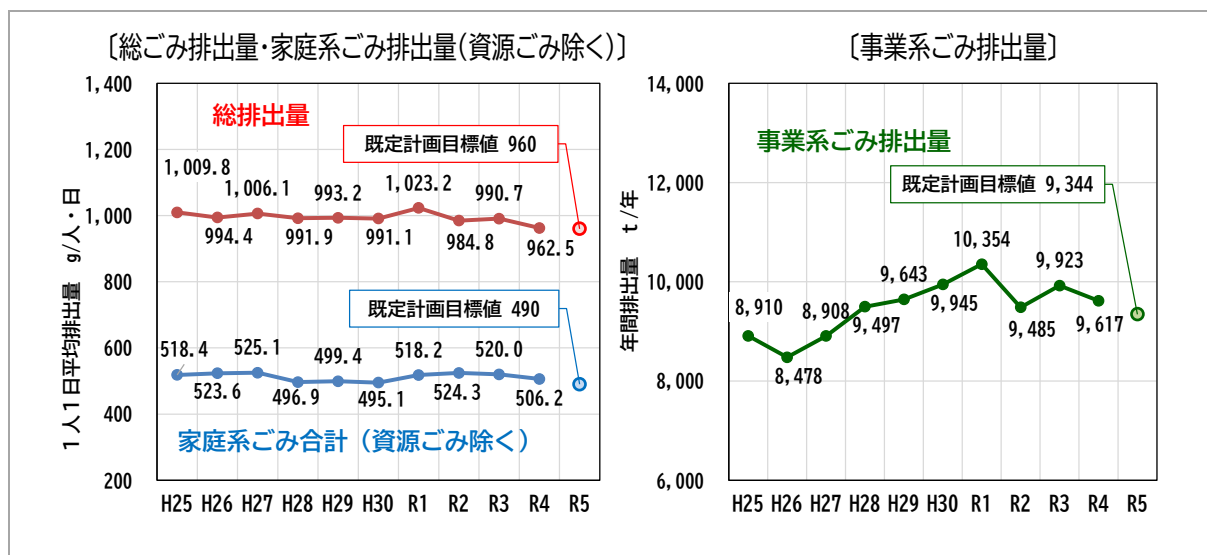
1 ごみ処理の評価

(1) ごみ排出量

ごみ排出量に関する既定計画目標値との比較は、図表 3-9-1 に示すとおりです。

既定計画目標値は、令和5年度において事業系ごみや集団回収量を含めたごみ総排出量について1人1日あたり960g、資源ごみ排出量を除いた家庭系ごみ排出量について490gとしています。令和4年度の実績値は、同様に962.5g、506.2gであり、目標値に対しやや高い値となっています。また、事業系ごみの既定計画目標値は、令和5年度において年間量9,344tとしていますが、令和4年度の実績値は9,617tとなっています。

◆図表3-9-1 ごみ排出量の目標値と実績値

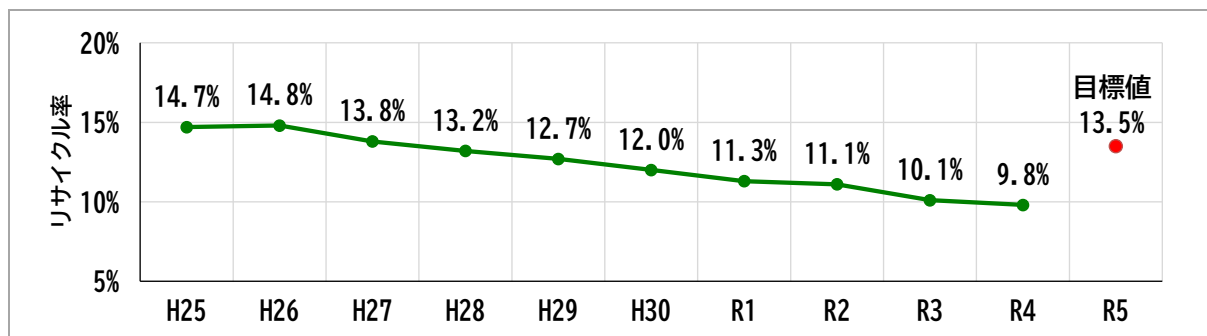


(2) リサイクル率

リサイクル率に関する既定計画目標値との比較は、図表 3-9-2 に示すとおりです。

既定計画目標値は、令和5年度において13.5%としています。令和4年度の実績値は、9.8%で目標値に対し3.7ポイント下回っています。

◆図表3-9-2 リサイクル率の目標値と実績値

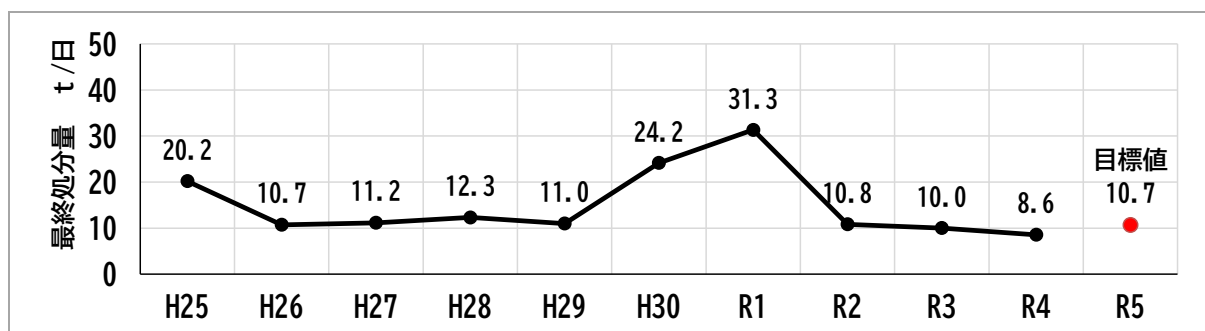


(3) 最終処分量

最終処分量に関する既定計画目標値との比較は、図表 3-9-3 に示すとおりです。

既定計画目標値は、令和5年度において1日あたり 10.7tとしています。令和4年度の実績値は、8.6tで目標値に対し2t程度下回っています。なお、平成 30 年 7 月豪雨災害の影響により大きく増加している時期もあります。

◆図表3-9-3 最終処分量の目標値と実績値



(4) 既定計画における目標値・国県の目標値との比較(総括)

既定計画における目標値、国、県の目標値と令和4年度実績を比較した結果は、図表 3-9-4 に示すとおりです。

令和4年度におけるごみ総排出量は、国目標値に比べ 113g、県目標値に比べ 28g上回っています。同様に、家庭系ごみ排出量(資源ごみ除く)は、それぞれ 66g、29g上回っています。また、リサイクル率は、国目標値に比べ 18 ポイント、県目標値に比べ 13 ポイント下回っています。

◆図表3-9-4 既定計画における排出量等の目標値

項目	基準年度 の実績値	既定計画		国・県の目標値 ※	
		予測値	目標値	国	県
年度	R4	R5	R5	R7	R7
1人1日あたりのごみ総排出量 (g/人・日)	962.5	983	960	850	935
1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 (g/人・日)	506.2	500	490	440	477
事業系ごみ総量 (t/年)	9,617	9,836	9,344	—	—
1日あたりの最終処分量 (t/日)	8.6	10.9	10.7	—	—
リサイクル率 (%)	9.8	12.4	13.5	28.0	23.1

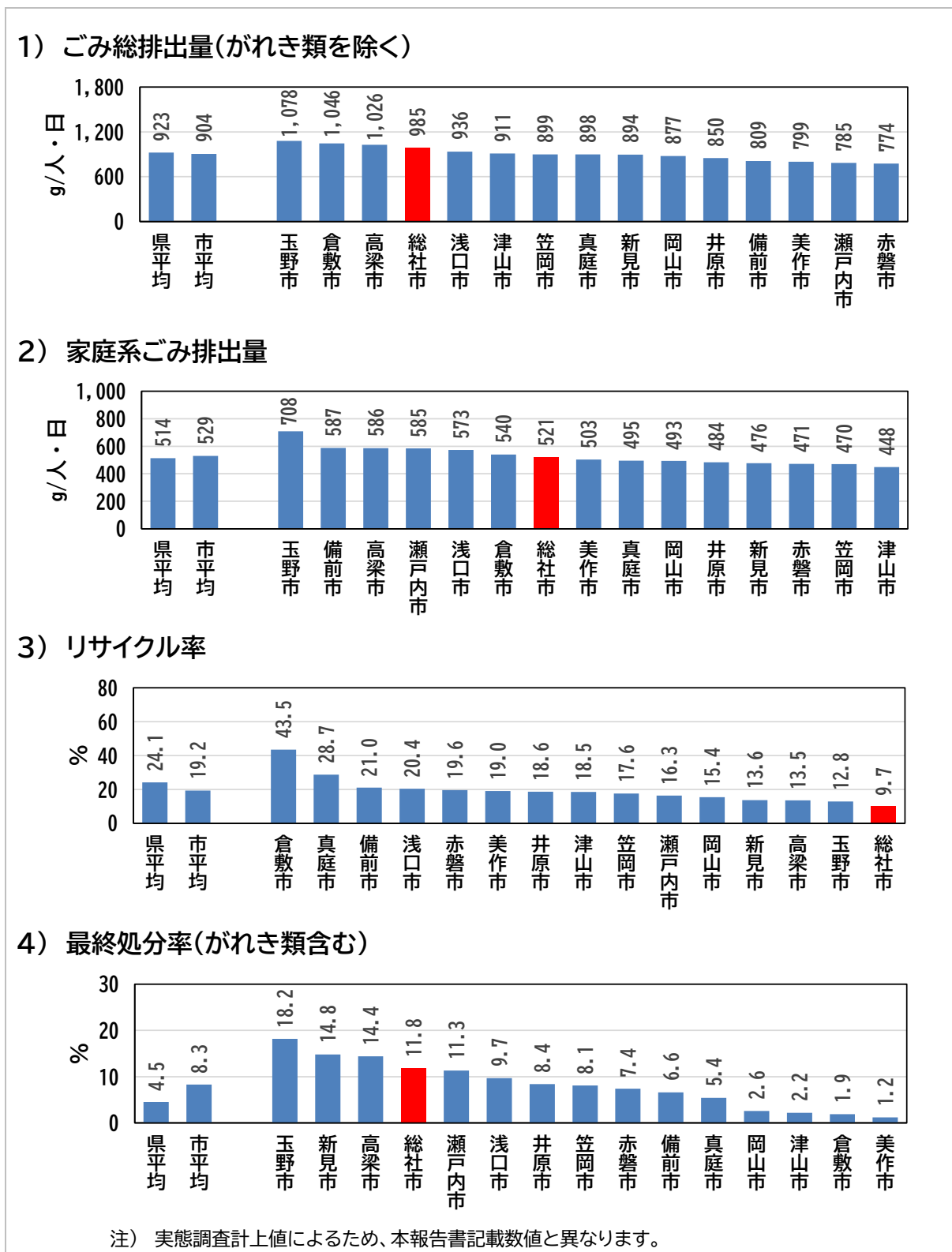
※ 国：廃棄物処理法に基づく基本方針(R5. 6. 30閣議決定)

県：第5次岡山県廃棄物処理計画 (R4. 3策定)

(5) 岡山県内の他市との比較

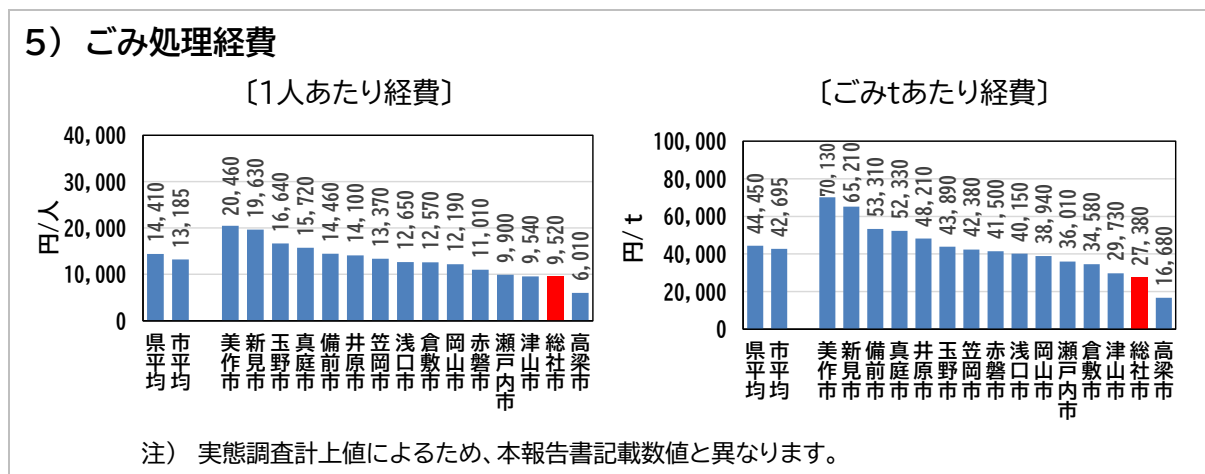
岡山県内の他市のごみ排出量やリサイクル率について、一般廃棄物処理実態調査表(環境省)に示される令和3年度実績を基に比較しました。

◆図表3-9-5 岡山県内他市との比較



出典:一般廃棄物処理実態調査表(環境省)

◆図表3-9-6 岡山県内他市との比較



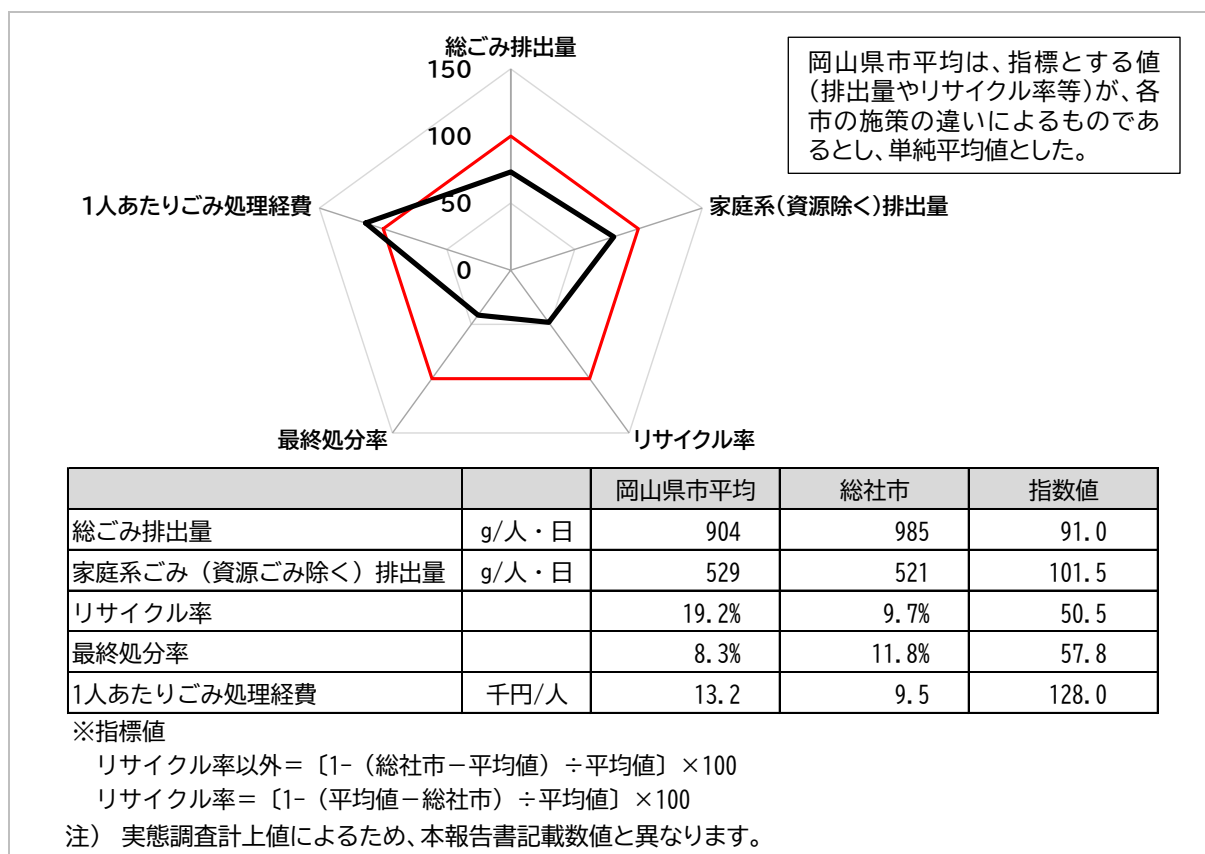
出典:一般廃棄物処理実態調査表(環境省)

(6) レーダーチャート

本市のごみ処理の評価として、令和3年度における総ごみ排出量、家庭系ごみ(資源ごみ除く)排出量、リサイクル率、最終処分率、1人あたりごみ処理経費について岡山県内他市と比較してレーダーチャートに示しました。

本市のごみ処理評価をみると、1人あたりごみ処理経費と家庭系ごみ(資源ごみ除く)排出量は、平均値を上回っていますが、最終処分率、リサイクル率は低評価となっています。

◆図表3-9-7 ごみ処理の評価(令和3年度)



出典:一般廃棄物処理実態調査表(環境省)

2 課題の抽出

(1) ごみの排出量

本市の家庭系ごみ排出量は、各種ごみ減量の取り組み等により抑制されており、概ね横ばいで推移しています。

事業系ごみ排出量も概ね横ばいで推移していますが、事業所数は増加傾向にあることから、排出抑制の取り組みが必要と考えられます。ごみ集積所に排出された家庭系ごみ組成調査結果と吉備路クリーンセンターへ搬入された家庭系と事業系の混合ごみの組成調査結果を比較分析すると、事業系ごみにおける厨芥類と紙・布類の割合が多いと考えられることから、分別や資源化等の改善が必要と考えられます。

また、家庭系ごみについても、分別不徹底のものや手付かず食品等を改善する必要があると考えられます。

(2) 資源化量及びリサイクル率

ごみの資源化については、平成24年に雑がみの回収、平成29年に蛍光灯の拠点回収を開始しました。また、ごみ減量化推進団体による資源回収を推奨しているものの、資源化量は年々減少傾向にあります。その理由として、古紙類の回収量減少があげられますが、これは電子機器の普及等による新聞等の発行数の減少の影響と考えられます。また、民間の古紙市場が良好であることから、ごみとしての排出量が減少していることも一因と考えられます。

こうした状況から、リサイクル率は減少傾向にあり、今後も減少することが想定されます。資源化量増加については、これまでの施策の継続と強化も必要ですが、国が進めるプラスチック資源循環に取り組むことで容器包装プラスチックや製品プラスチックの資源化を図ることが必要になってくると考えられます。さらに、国・県の目標値を想定する場合、焼却残渣の有効利用を検討することも必要になってくると考えられます。

(3) ごみ集積所

家庭系ごみの排出量は、概ね横ばいで推移していますが、開発分譲等に伴って増加した世帯のごみについては、近隣の集積所での受け入れが困難なため新規設置がなされる一方、過疎化により利用世帯の少なくなった集積所が生じています。

ごみ集積所数が増加傾向にあるため収集の効率化を検討する必要があります。

(4) 分別・収集運搬体制

現状では委託業者・許可業者の収集運搬能力には余力がありますが、今後、プラスチックの資源循環に取り組む場合などは、現在の収集運搬体制を強化することが不可欠となります。特に、容器包装プラスチックは、日常的に排出されるため、他市町村では概ね週1回の頻度で収集が行

われています。燃やせるごみには腐敗性の生ごみが含まれているため、収集頻度はこれまでどおり週2回を維持することが必要になると想定されます。

住民サービスの維持・向上等に配慮し、効率的な収集運搬について整備していく必要があると考えられます。

(5) 中間処理体制

現在の吉備路クリーンセンターの処理能力は、通常排出されるごみの処理には十分対応できていますが、国により指定されている適正処理困難物のほか廃薬品、廃油、大きめの木くずなど処理できないものがあります。これらについては民間業者の活用等により対応していますが、今後の処理体制や施設整備計画では検討をする必要があると考えられます。

また、ごみ減量化や資源化を推進するためには、生ごみのリサイクルやプラスチック資源化などへの対応も含めて検討をする必要があり、本市と広域処理を行っている倉敷市や周辺自治体などとの広域処理も含めて有効な処理体制を検討していく必要があると考えられます。

(6) 最終処分体制

本市の最終処分場は、計画埋立期間が延伸する見込みですが、容量に限りがある施設であるため、計画的な施設の確保が求められます。

特に、最終処分場は、用地確保から施設整備まで10年程度を要している事例が多くなっています。こうした点を踏まえ、次期施設の在り方(埋立対象物など)を検討し、早期に用地確保等に取り組むことが必要であると考えられます。

(7) 広域処理

本市のごみの中間処理は、一部事務組合を設立して共同処理による効率化を図っていますが、現在のごみ処理施設の寿命により施設の更新時期を迎えた場合、広域化の再編も想定されます。

今後、関連自治体との協議を継続したうえで本市に最適な広域処理について協議していくことが必要であると考えられます。

(8) ごみ処理経費

本市のごみ処理及び維持管理費は、岡山県内他市と比較すると低い水準となっていますが、今後、プラスチック資源循環やごみ処理の広域化に伴い負担が増大することも想定されます。

特に、プラスチック資源循環への取り組みについては、分別の細分化による収集運搬費の増加に加え、選別処理や再商品化のための施設整備、施設運営に大きな負担を要することも考えられます。

今後、ごみ処理の広域化も含め、本市において最適な手法について調査・検討していくことが必要であると考えられます。

第10章 ごみの排出量及び処理量の予測

第1節 ごみ排出量等の推計方法

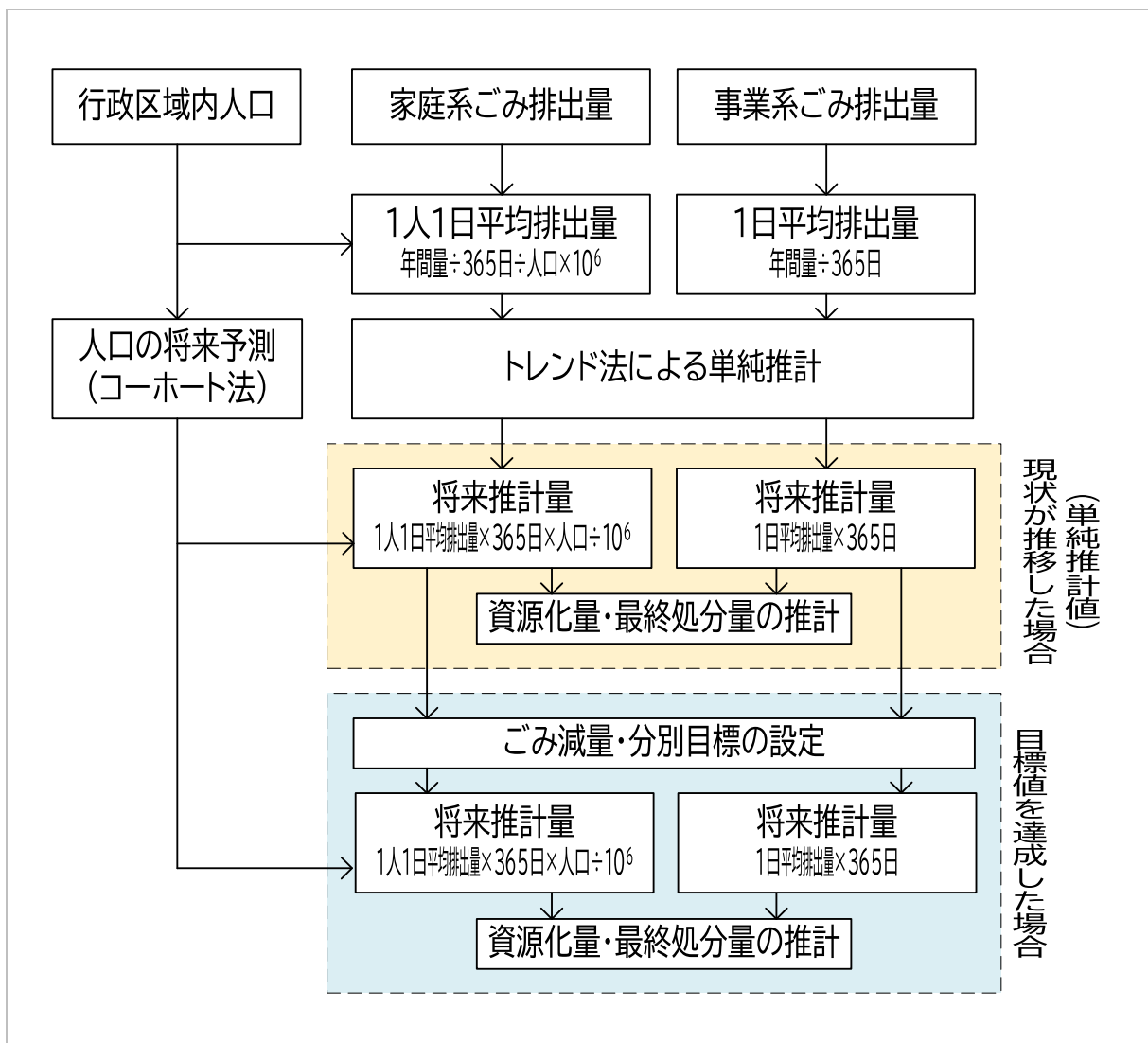
市民や事業者により排出されるごみの将来予測の基本的な考え方は、図表 3-10-1 に示すとおりです。

家庭系ごみ排出量は、1人1日平均排出量を算出し、トレンド法による単純推計後に行政区域内人口と年間日数を乗じて将来推計をします。

また、事業系ごみ排出量は1日平均排出量を算出し、トレンド法による単純推計後に年間日数を乗じて、将来推計をします。

この推計結果を基に、本計画におけるごみ減量や分別目標値を達成した場合のごみ排出量等の推計をします。また、資源化量や最終処分量の推計については、実績を踏まえ算定します。

◆図表3-10-1 将来のごみ排出量の推計方法



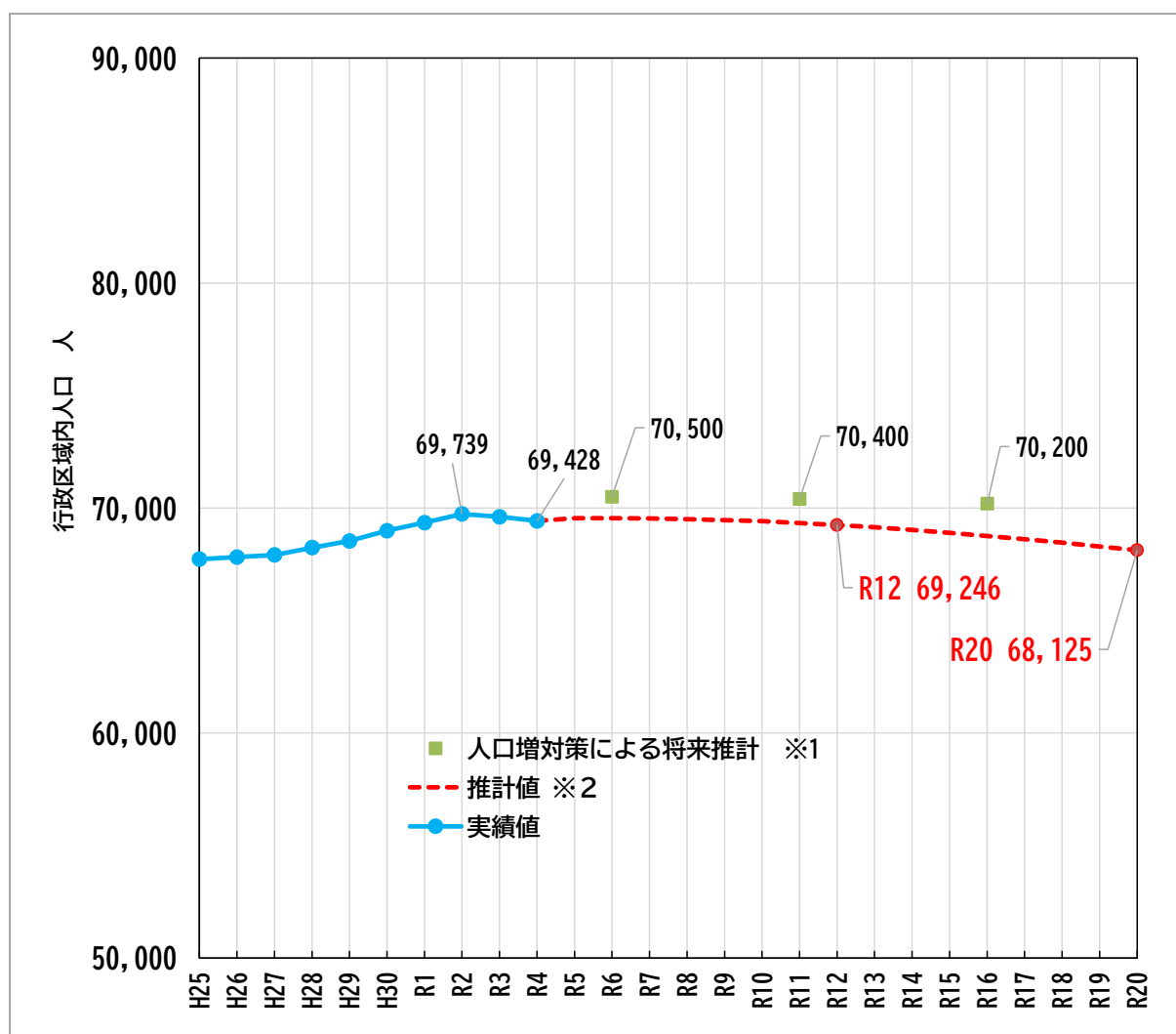
第2節 ごみ排出量の将来推計(現状が推移した場合)

1 行政区域内人口

本市の行政区域内人口は、増加傾向にありましたが、令和2年度をピークに減少に転じており、将来人口の減少も見込まれます。

本計画における行政区域内人口の将来値は、中間目標年次である令和 12 年度において 69,246 人、計画目標年次である令和 20 年度において 68,125 人とします。

◆図表3-10-2 行政区域内人口の将来推計



※1 第2次総社市総合計画(後期基本計画)における人口増対策による推計人口(人口展望)

※2 本計画による将来の人口は、過去の推移を換算した推計(R2までの実績)を採用

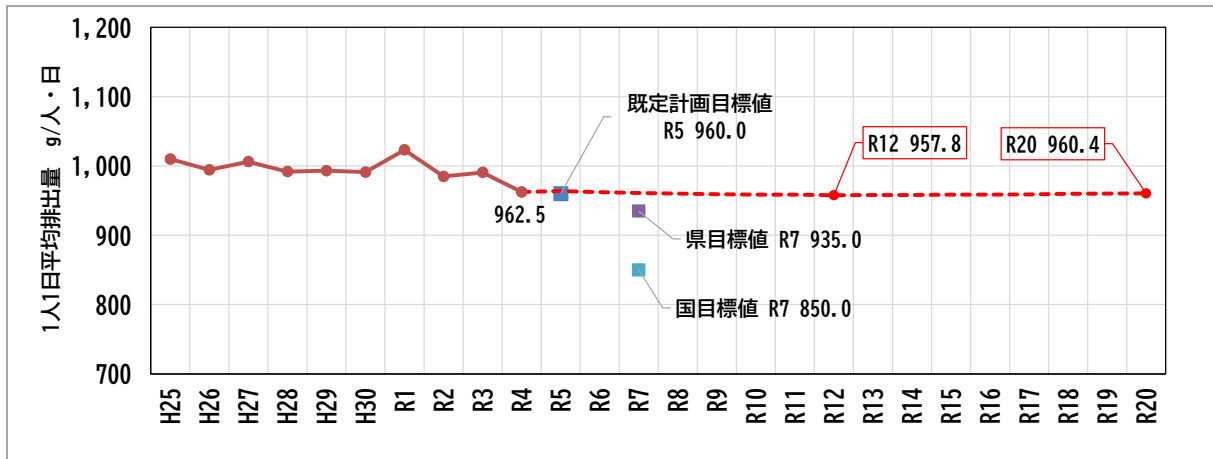
2 ごみ排出量

(1) ごみ総排出量

家庭系、事業系のごみを合計したごみ総排出量は、中間目標年次である令和 12 年度において1人1日あたり 957.8g、計画目標年次である令和 20 年度において 960.4gと見込まれます。

令和 12 年度の推計量は、既定計画の目標値より 2.2g、国・県の目標値よりそれぞれ 107.8g、22.8g上回る見込みです。

◆図表3-10-3 ごみ総排出量の推計量

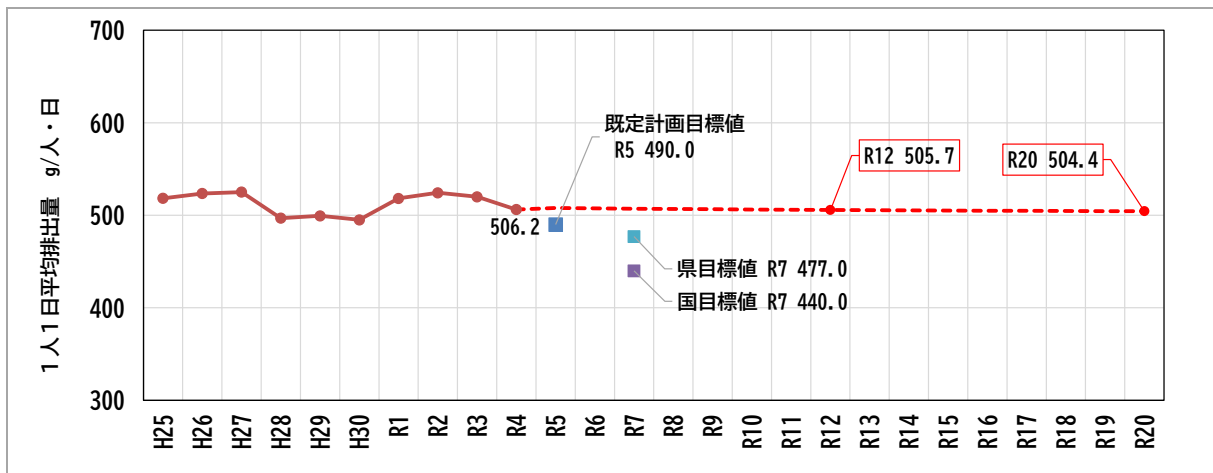


(2) 家庭系ごみ排出量

資源ごみを除く家庭系ごみ排出量は、中間目標年次である令和 12 年度において1人1日あたり 505.7g、計画目標年次である令和 20 年度において 504.4gと見込まれます。

令和 12 年度の推計量は、既定計画の目標値より 15.7g、国・県の目標値よりそれぞれ 65.7g、28.7g上回る見込みです。

◆図表3-10-4 家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)の推計量

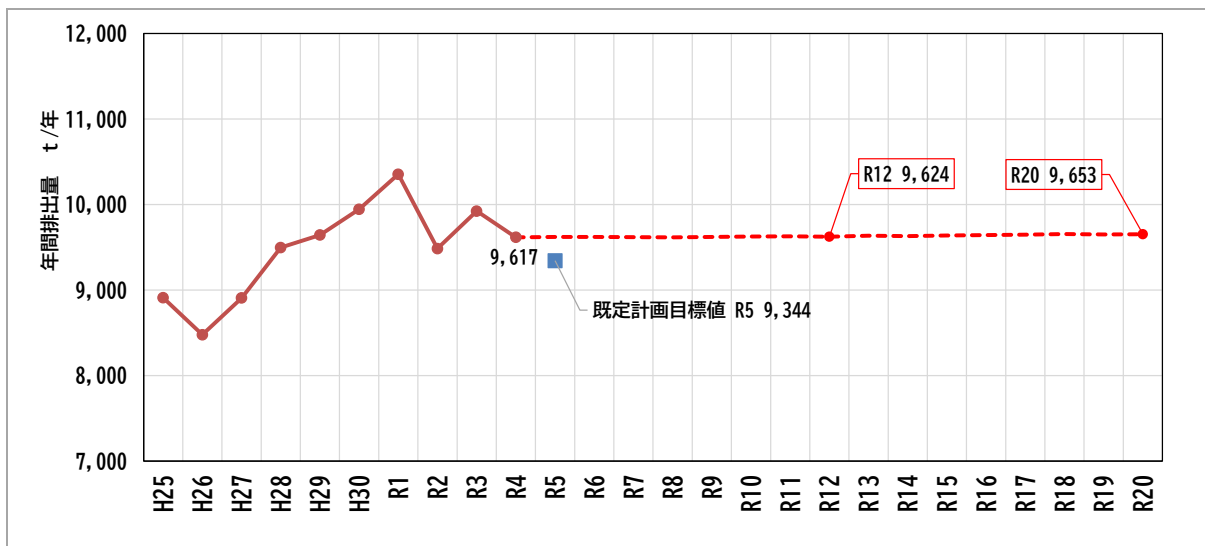


(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、中間目標年次である令和 12 年度において年間 9,624t、計画目標年次である令和 20 年度において 9,653tと見込まれます。

令和 12 年度の推計量は、既定計画の目標値より 280t上回る見込みです。

◆図表3-10-5 事業系ごみ排出量の推計量

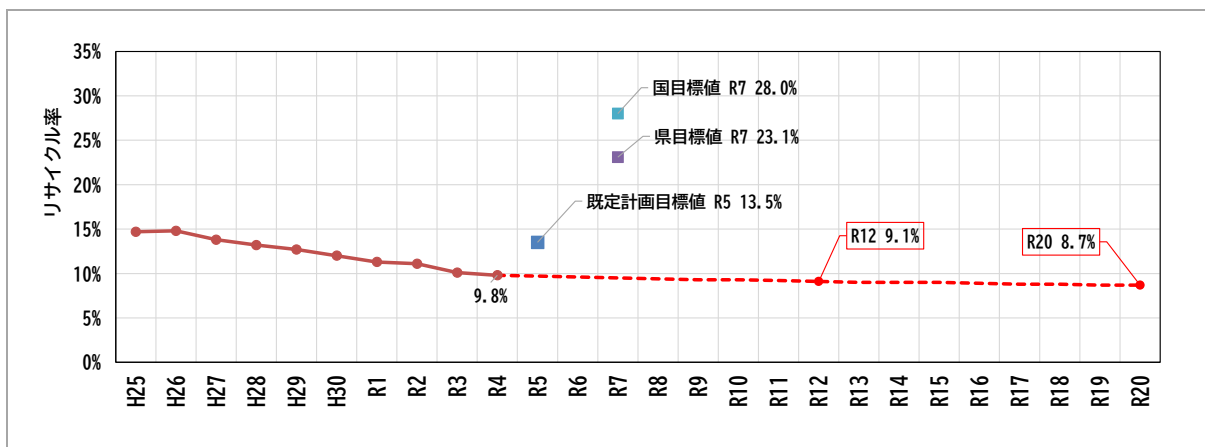


3 リサイクル率

リサイクル率は、中間目標年次である令和 12 年度において 9.1%、計画目標年次である令和 20 年度において 8.7%と見込まれます。

令和 12 年度の推計値は、既定計画の目標値より 4.4 ポイント、国・県の目標値よりそれぞれ 18.9 ポイント、14.0 ポイント下回る見込みです。

◆図表3-10-6 リサイクル率の推計値

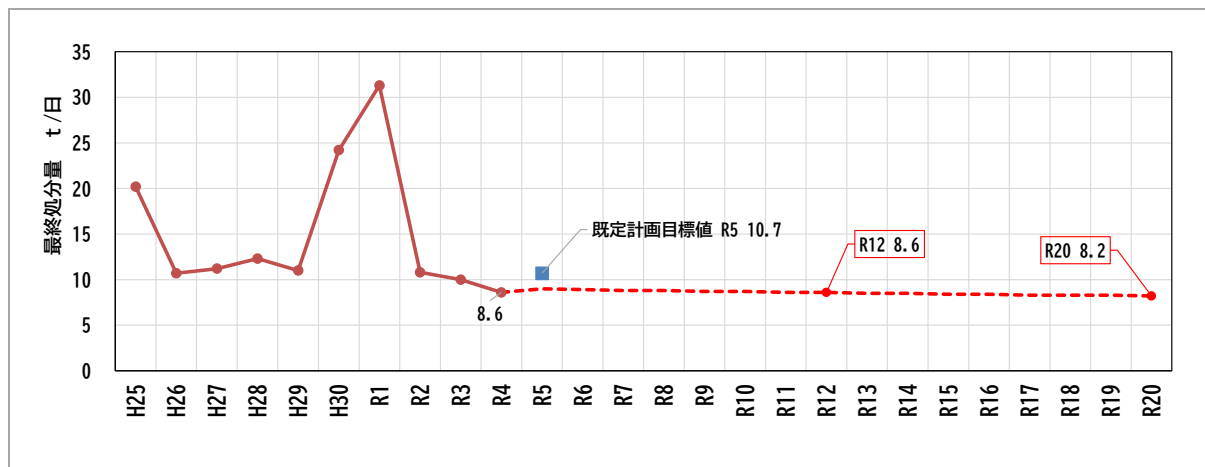


4 最終処分量

最終処分量は、中間目標年次である令和12年度において一日あたり8.6t、計画目標年次である令和20年度において8.2tと見込まれます。

令和12年度の推計量は、既定計画の目標値より2.1t下回る見込みです。

◆図表3-10-7 最終処分量の推計量



第3節 目標値の設定

1 目標値設定方針

本計画では、近年のごみ排出量等の状況や将来の見込み量等を踏まえ、ごみの減量、排出抑制、さらに資源化及び最終処分における目標値を設定します。

設定にあたっては、本市の現在のごみ排出量等を把握したうえで、実現可能な目標値を設定するものとします。

本市では平成 18 年度のごみ袋有料化、平成 22 年度のごみ袋変動相場制導入などを経て、家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く。)は 2 割近く減少しています。平成 30 年 7 月豪雨災害やコロナ禍の影響もあって増加傾向を示した時期もありましたが、現在は安定した排出レベルを維持しています。

一方で、今後のごみ排出量等の将来推計量をみると、令和5年度を目標年次とする既定計画の目標値には届かない状況です。

このような状況において、本計画では、市民の排出する現在のごみの性状分析を踏まえた減量化の取り組みや分別の徹底を図ることで、ごみ排出量は、中間目標年次の令和 12 年度において既定計画の目標値達成を目指します。

また、リサイクルに関する目標値については、新たな取り組みを行うことが必要であると判断し、本計画の計画目標年次である令和 20 年度にむけて、国が進めるプラスチック資源循環戦略に即した、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化等への取り組みを検討していくものとします。

2 ごみの減量・排出抑制

家庭から排出される燃やせるごみの性状調査において、手付かず食品や食べ残しが排出されていました。これらの減量・排出抑制は、購入時や調理時に意識する少しの努力で行うことができます。

そのため、ごみの減量・排出抑制の目標値は、手付かず食品、食べ残し、生ごみなどの厨芥類を対象に設定します。

手付かず食品

燃やせるごみには、食パンやうどん玉、おにぎりなど、手付かず食品が 5.5% 排出されていました。

手付かず食品は、「買いすぎ」や「消費期限を忘れてしまっている」ことで廃棄されていると考えられます。

特に、「消費期限切れ」は、冷蔵庫に入れたまま忘れてしまうことが多いとされることから、忘れられている食材がないか、今一度確認するなどの対策が有効です。



食べ残し

燃やせるごみには、菓子パンやヨーグルト、焼きそばなど、食べ残したものが 1.2% 排出されました。

食べ残しは、「作りすぎ」などで廃棄されていると考えられるので、適量を作ることで減量できます。



生ごみ

生ごみは、燃やせるごみの4割程度を占めており、水分が多いため重量に影響するほか、焼却効率を低下させます。

生ごみは、水切りや生ごみ処理容器等を活用することで減量できます。

3 資源化

家庭から排出される燃やせるごみの性状調査において、分別をすることで資源化できる古紙類やペットボトルが多く排出されていました。分別の徹底は、資源ごみであるという意識付けと少しの努力で行うことができます。

そのため、資源化の目標値は、現在、資源ごみとして位置付けている紙類、ペットボトルを対象に設定します。

紙類・ペットボトル

燃やせるごみには、分別することで資源化できる紙類(紙パック、ダンボール、雑がみ、広告)やペットボトルが1.8%排出されていました。

分別することで資源化できるものであっても、雑がみなどのように資源ごみであるという認知度が低いために燃やせるごみとして排出されているものや、資源ごみと認識していても、分別が面倒と感じて燃やせるごみとして排出されているものがあると考えられます。



紙類(紙パック)



紙類(ダンボール)



紙類(雑がみ)



ペットボトル

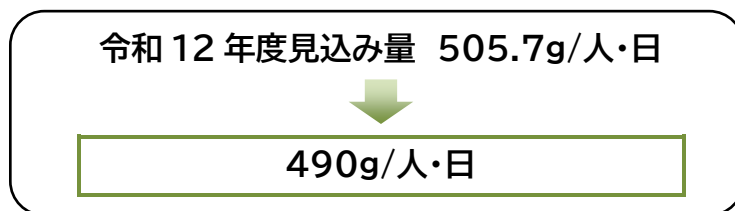


紙類(広告)

4 目標値

中間目標年次である令和12年度における目標値を次のとおり設定することとします。

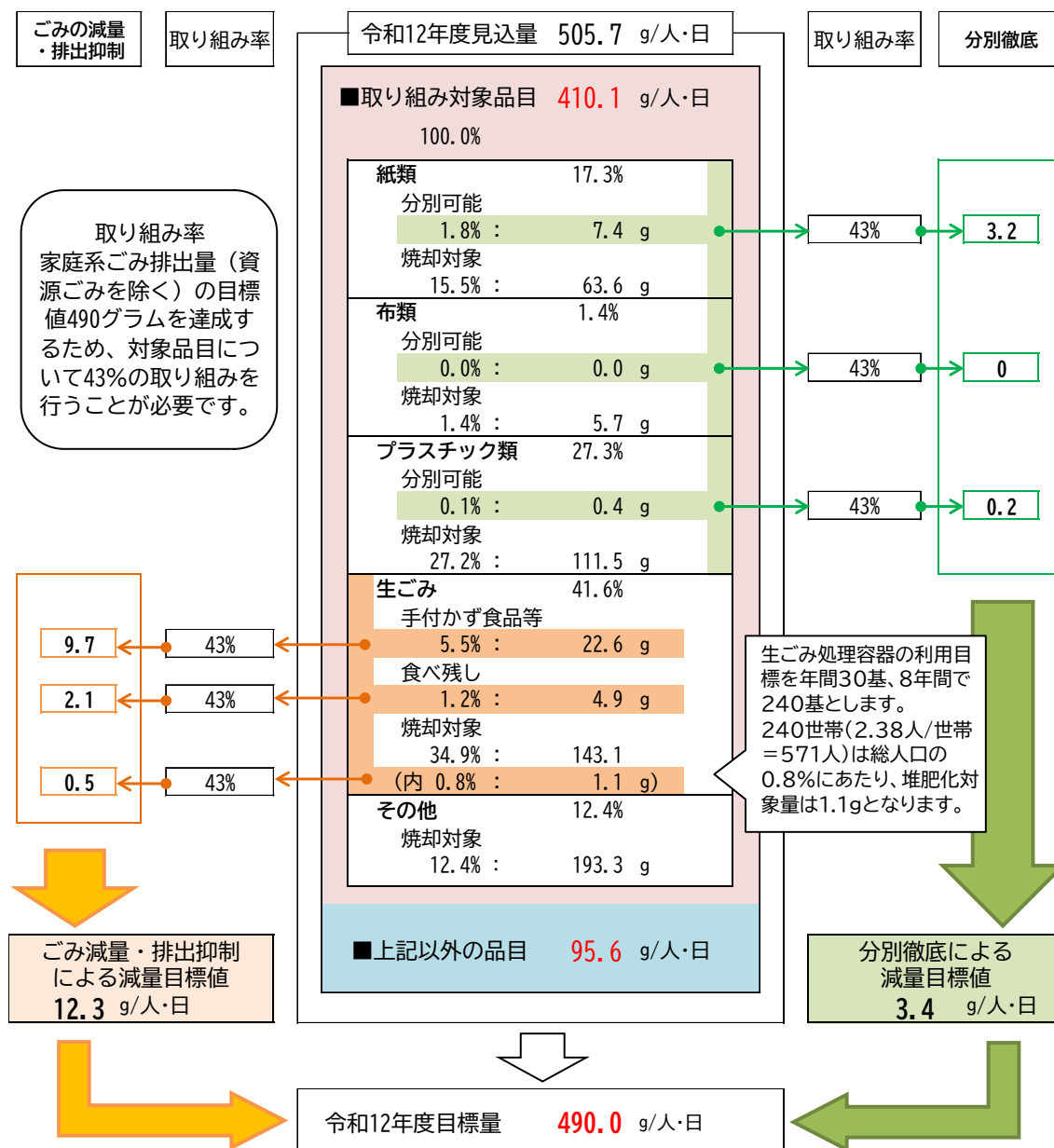
(1) 家庭系ごみ



〔目標達成に向けての考え方〕

家庭系ごみ排出量を1人1日あたり15.7g減量します。

生ごみの減量・排出抑制の取り組みにより12.3g、紙類・プラスチック類の分別徹底による資源化の取り組みにより3.4gを削減し、合計で15.7gの減量を達成します。



(2) 事業系ごみ

年間排出量 9,344t

〔目標達成に向けての考え方〕

事業系ごみの年間排出量を令和 4 年度比で 273t 減量します。

許可業者による搬入ごみの将来推計量が増加傾向にあることから、搬入時の展開検査などを通じて紙類等の分別の徹底による資源化の推進や、厨芥類の堆肥化や減量化についての啓発・指導等を行い、許可業者による搬入ごみ量を現状以下に抑制することで減量目標を達成します。

(3) リサイクル率

9.7%

〔目標達成に向けての考え方〕

この目標値は、令和 4 年度比で 0.1 ポイント下回る数値ですが、これは電子化に伴う古紙類の資源化減少の影響で低下し続けるリサイクル率を、ごみの分別徹底を強化し、現在の率を維持し続けることで目標達成を目指します。

(4) 最終処分量

最終処分量(1日量) 8.4t/日

〔目標達成に向けての考え方〕

1 日あたり最終処分量を令和 4 年度比で1日あたり 0.2t減量します。

最終処分量の約 80%が焼却灰等によるものであり、家庭系ごみ・事業系ごみの減量化により焼却灰等が減少し、目標が達成されます。

また、産業廃棄物などの不適正搬入防止に取り組み、目標達成を目指します。

(参考)

ごみ総排出量の 1 人 1 日あたり排出量 934g(令和 12 年度)

ごみ総排出量は、家庭系ごみ(資源ごみを含む)、事業系ごみ、集団回収量を合計した量で、家庭系ごみと事業系ごみの目標を達成すると県目標値(令和 7 年度)の 935gと同レベルとなります。

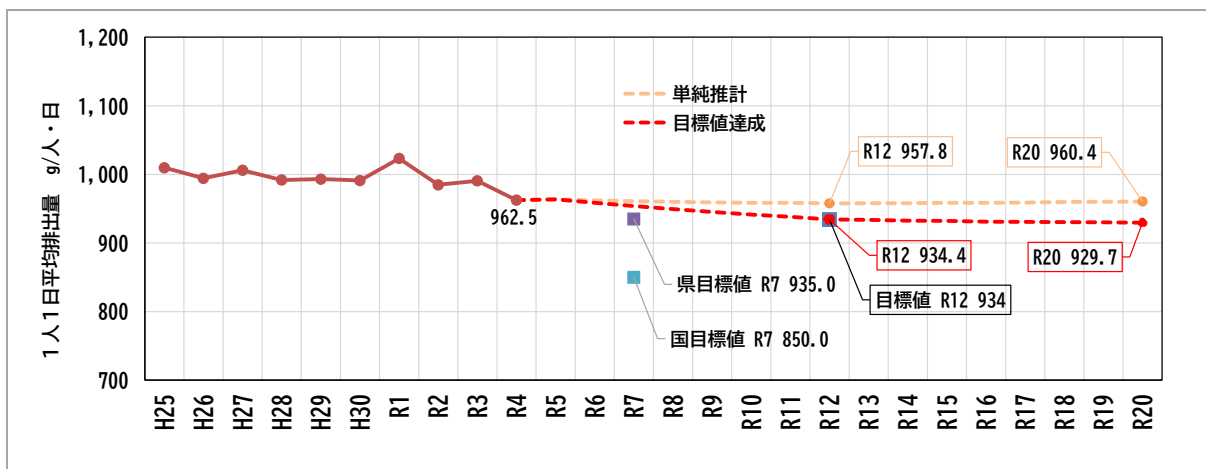
5 ごみ排出量等の将来見込み

(1) ごみ総排出量

家庭系ごみ・事業系ごみの目標値を達成することでごみ総排出量は、中間目標年次である令和12年度において1人1日あたり934.4g、計画目標年次である令和20年度において929.7gとなります。

この値は県の目標値と同レベルに達するものであり、これを計画目標年次において達成します。

◆図表3-10-8 目標値を達成した場合のごみ総排出量

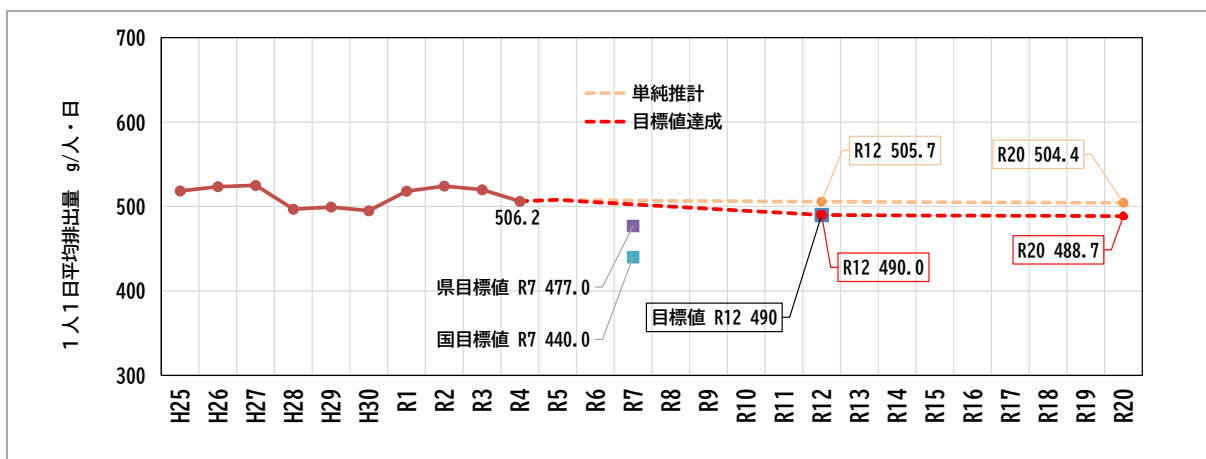


(2) 家庭系ごみ排出量

目標値を達成した場合の家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)は、中間目標年次である令和12年度において1人1日あたり490.0g、計画目標年次である令和20年度において488.7gとなります。

この値は、既定計画目標値(R5:490g)と同レベルです。

◆図表3-10-9 目標値を達成した場合の家庭系ごみ排出量(資源ごみを除く)

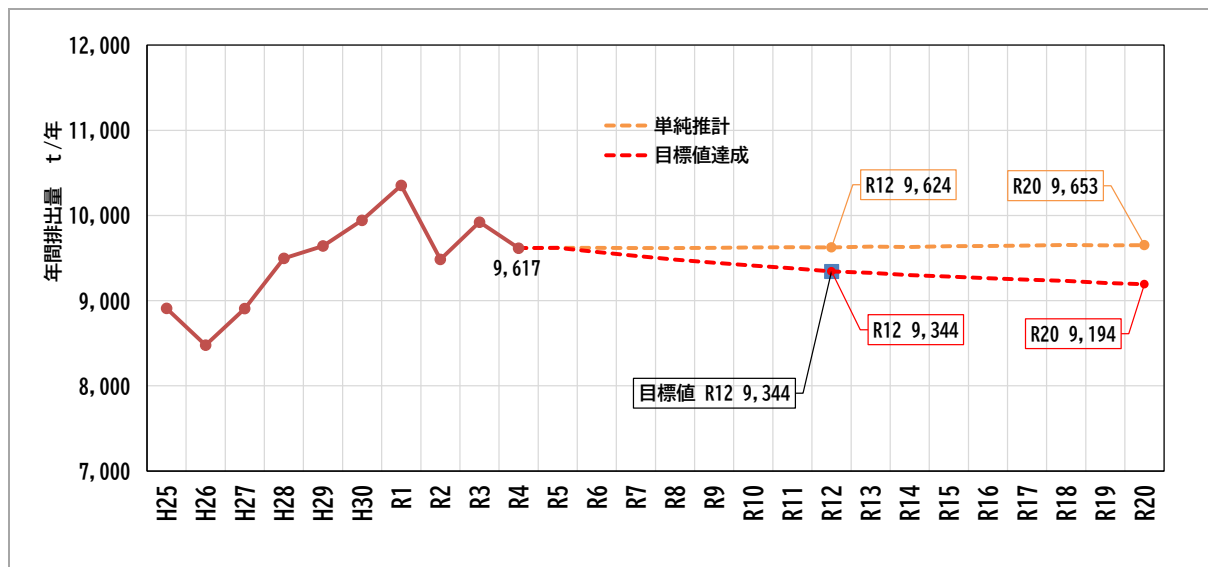


(3) 事業系ごみ排出量

目標値を達成した場合の事業系ごみ排出量は、中間目標年次である令和 12 年度において年間 9,344t、計画目標年次である令和 20 年度において 9,194tとなります。

この値は、既定計画目標値(R5:9,344t)を達成しているレベルです。

◆図表3-10-10 目標値を達成した場合の事業系ごみ排出量

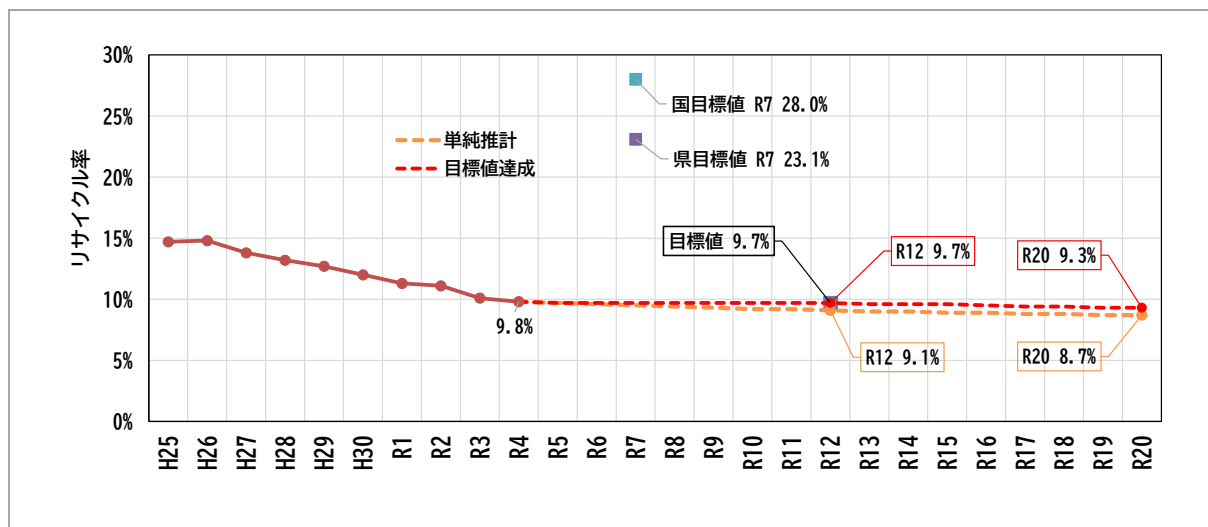


(4) リサイクル率

目標値を達成した場合のリサイクル率は、中間目標年次である令和 12 年度において 9.7%、計画目標年次である令和 20 年度において 9.3%となります。

この値は、既定計画目標値(R5:13.5%)に達しませんが、現状レベルを維持するものとなります。

◆図表3-10-11 目標値を達成した場合のリサイクル率

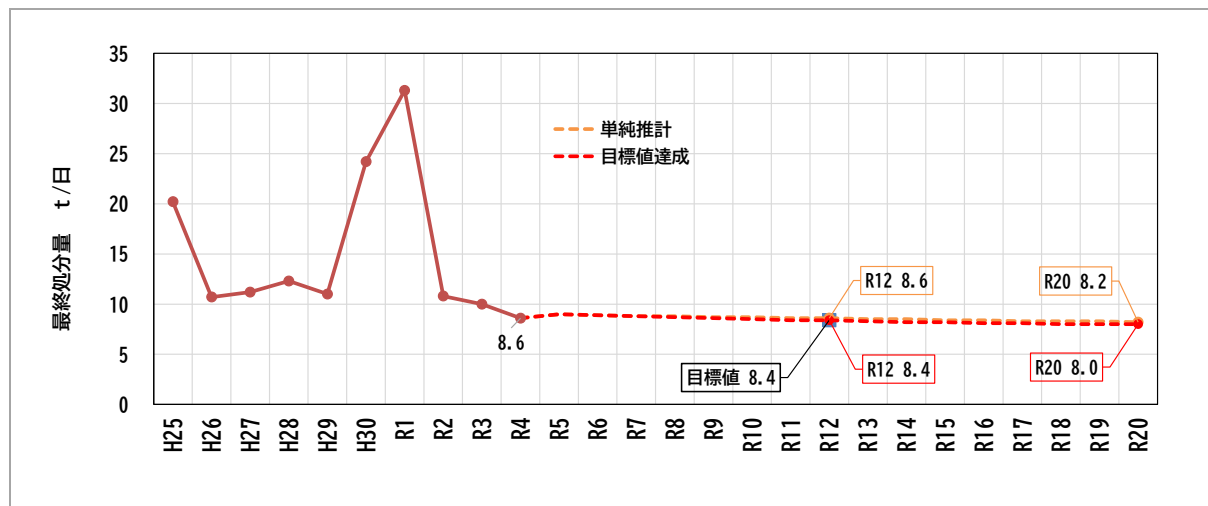


(5) 最終処分量

目標値を達成した場合の最終処分量は、中間目標年次である令和 12 年度において1日あたり 8.4t、計画目標年次である令和 20 年度において 8.0tとなります。

この値は、既定計画目標値(R5:10.7t)を十分に達成しているものです。

◆図表3-10-12 目標値を達成した場合の最終処分量



第11章 ごみ処理の基本理念と基本方針

第1節 基本理念

ごみの減量、資源化を推進することにより、環境の負荷を軽減した持続可能な循環型社会の形成を目指すことが重要です。

本計画では、これを基本理念として掲げた既定計画を継承し、この実現に向けた各種取り組みを実施していくものとします。

基本理念：地球環境にやさしい、持続可能な循環型社会の形成

第2節 ごみ処理の基本方針

1 ごみ処理の基本方針

本市では令和3年3月に後期総合計画を策定し、まちづくりの基本目標を示しています。

そのなかで、美しい総社を次世代に残すため、資源循環型社会の実現を目指すこととしています。

これらの基本理念やまちづくりの基本目標を達成するため、ごみ処理の基本方針を以下のよう

行政、市民、事業者が協働して着実に4Rの実践を進めるとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、持続可能な循環型社会を形成する。

※4Rとは

持続可能な循環型社会の形成に向けた取り組みの一つである3R（Reduce リデュース：ごみの発生抑制、Reuse リユース：再使用、Recycle リサイクル：再生利用）に「Refuse リフューズ：断る」を加えた4つのRのこと。

2 基本方針の実現のための3つの柱

基本方針の実現に向け、行政、市民、事業者がそれぞれの役割と責務に応じ、協働して取り組むものとし、そのための3つの柱を以下のとおりとします。

1 ごみの発生及び排出抑制、リフューズ(不要なものをもらわない)、リデュース(ごみを減らす)の推進

- ごみを作らない、ごみを出さないことを最優先とし、ごみの発生抑制に向けて生活スタイルの見直し等を進めていくものとします。
- 市民や事業者のごみへの意識を向上させ、ライフスタイルの変化を促すため、効果的な啓発活動を推進します。

2 循環資源のリユース(再使用)、リサイクル(再生利用)の推進

- 使用済み物品等は、循環資源として捉え、これらのリユース、リサイクルを行い、新たな資源の使用を抑制し、資源の保全に努めるものとします。
- プラスチック資源循環への対応など、本市における最適なシステム構築を図っていきます。

3 適正処理の確保・環境負荷を低減するごみ処理システムの構築

- ごみ処理における焼却・選別処理等の中間処理や、埋め立て等の最終処分については、環境に配慮しつつ、安全かつ適正に行います。
- 既存施設の改良や新たな施設整備等については、環境負荷の低減等、地球環境の保全という視点に立った安心・安全な整備等を進めます。

第3節 計画の体系

基本理念の実現に向けて基本方針に沿った各種施策を展開していきます。計画の体系を次ページの図表 3-11-1 に示します。

◆図表 3-11-1 計画の体系

<p>基本理念</p> <p>地球環境にやさしい、持続可能な循環型社会の形成</p>	<p>ごみの発生及び排出抑制、リフューズ・リデュースの推進</p>	<p>第12章 ごみの排出抑制に関する施策</p>
		<p>1 行政における方策</p>
		<p>施策1 ごみ袋変動相場制</p>
		<p>施策2 環境教育・啓発活動の充実</p>
		<p>施策3 排出事業者への指導</p>
		<p>施策4 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制</p>
		<p>施策5 容器包装廃棄物の排出抑制(買い物袋持参)</p>
		<p>施策6 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等</p>
		<p>2 市民における方策</p>
		<p>施策1 生ごみ対策</p>
		<p>施策2 リユースの推進(生活用品交換銀行)</p>
		<p>施策3 容器包装廃棄物の排出抑制</p>
		<p>施策4 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制</p>
		<p>3 事業者における方策</p>
		<p>施策1 発生源における排出抑制</p>
<p>施策2 流通包装廃棄物の抑制</p>		
<p>施策3 過剰包装の抑制</p>		
<p>施策4 再生品利用の促進</p>		
<p>循環資源のリユース、リサイクルの推進</p>	<p>第13章 再資源化に関する施策</p>	
	<p>施策1 資源ごみ分別徹底の推進</p>	
	<p>施策2 ごみ減量化推進団体報奨金交付制度(廃品回収)</p>	
	<p>施策3 拠点回収による再資源化の促進</p>	
	<p>施策4 小型家電等の回収</p>	
	<p>施策5 小型充電式電池の回収</p>	
	<p>施策6 プラスチック資源循環への取り組み</p>	
<p>適正処理の確保・環境負荷を低減するごみ処理システムの構築</p>	<p>第14章 適正処理に関する施策</p>	
	<p>1 収集運搬に関する施策</p>	
	<p>施策1 収集運搬体制の確保</p>	
	<p>施策2 ごみ集積所の適正配置</p>	
	<p>施策3 社会的弱者への支援</p>	
	<p>2 中間処理に関する施策</p>	
	<p>施策1 可燃ごみ処理施設整備の方向性</p>	
	<p>施策2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設整備の方向性</p>	
	<p>施策3 資源化施設の調査・研究</p>	
	<p>施策4 ごみ処理の広域化</p>	
<p>3 最終処分に関する施策</p>		
<p>施策1 次期最終処分場の確保</p>		
<p>施策2 最終処分場の跡地利用計画</p>		
<p>その他</p>	<p>第15章 その他のごみ処理関連施策</p>	
	<p>施策1 災害廃棄物対策</p>	
	<p>施策2 適正処理困難物の対処方針</p>	
	<p>施策3 在宅医療廃棄物対策</p>	
	<p>施策4 不法投棄対策</p>	
<p>ごみ処理の基本方針</p> <p>行政、市民、事業者が協働して着実に4Rの実践を進めるとともに、市民一人ひとりの環境に対する意識を高め、持続可能な循環型社会を形成する。</p>		

第12章 ごみの排出抑制に関する施策

〔ごみの発生抑制及び排出抑制、 リフューズ・リデュースの推進〕

ごみの発生及び排出抑制を図り、減量目標を達成するため、リフューズ、リデュースの推進に関する施策を展開します。

1 行政における方策

施策1 ごみ袋変動相場制

平成 22 年に導入されたごみ袋変動相場制によって、現状のごみ排出量は同レベルまたはやや減少傾向を保っています。3年ごとの価格見直しに際して、ごみ減量化に関する取り組みの評価がなされていることは非常に意義あるものと言えます。

また、ごみ袋価格の変動は、住民にとっても強いインセンティブとなり得るため、引き続き本制度を効果的に運用し、排出抑制を図っていきます。

施策2 環境教育・啓発活動の充実

(環境出前講座)

ごみ減量化への意識啓発を行うため、小学校への出前スクールや企業等への出前講座を実施しており、毎年 600～700 人程度が受講しています。

ごみ減量化には住民1人ひとりへの意識付けや行動変容が極めて重要であるため、今後も引き続き、実施していきます。

(そうじゃプラスチックごみゼロ宣言)

本市では海洋プラスチックごみ問題への取り組みとして「そうじゃプラスチックごみゼロ宣言」を行いました。

この宣言においても、ごみ減量の促進や環境教育の推進を掲げています。

『ごみ減量の促進』

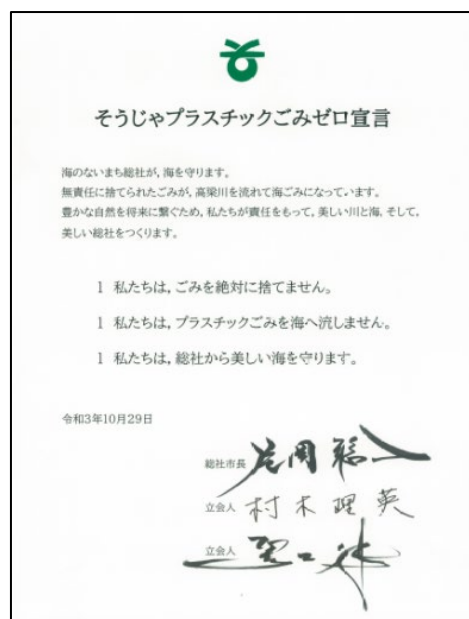
3My運動(Myバッグ、Myボトル、Myカップ)、5R(リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ、リペア)の実施。

『河川へのごみ流出の防止』

ごみパトロール、河川ごみ実態調査、河川清掃活動の実施。

『環境教育の推進』

出前スクールや出前講座、海ごみ問題に関する啓発活動などの実施。

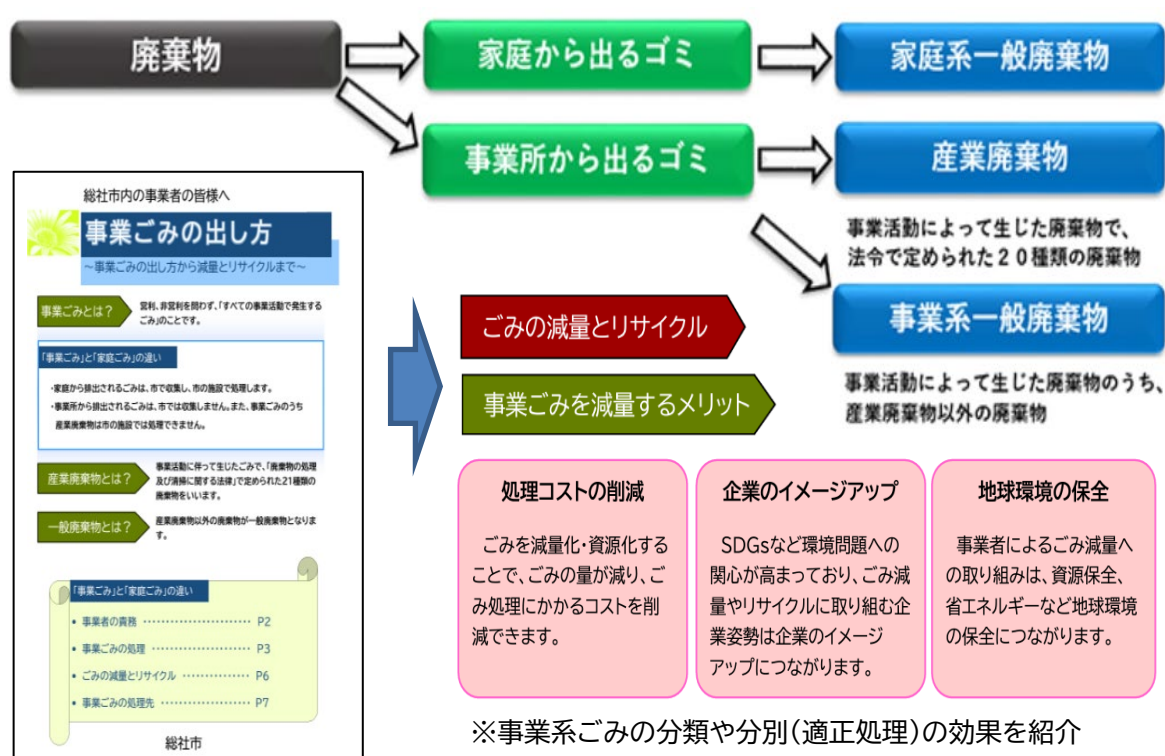


施策3 排出事業者への指導

循環型社会を形成するためには、家庭系ごみだけでなく、事業系ごみについてもごみの排出抑制やリサイクルに取り組んでいく必要があります。

本市では、総社市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例において排出事業者責任を示し、製造・加工・販売等に際して、再生資源製品の使用、長期間使用可能な製品や再生利用が容易な製品の開発、修理体制の整備、過剰包装の回避等によって、廃棄物の減量に努めるよう求めています。

「事業系ごみの出し方」パンフレットや搬入前確認、随時の展開検査なども実施しながら分別指導を行い、事業系ごみの適正処理を推進していくものとします。



施策4 食品ロス・食品廃棄物の排出抑制

現在の日本では、食べられる食品を大量に廃棄しており、食品ロスの約半分は食品関連事業所から発生していると言われています。この度の家庭ごみ性状調査において、家庭ごみでも手付かず食品や食べ残しが多く確認されています。

「もったいない」の普及啓発と、こうした食品ロスの削減、食品の有効利用を推進するものとします。

また、家庭で余った食品を集め、フードバンク団体や福祉施設等に寄付する活動である『フードドライブ』活動を支援します。

施策5 容器包装廃棄物の排出抑制(買い物袋持参)

代表的な容器包装廃棄物として、小売店が提供してきたレジ袋が挙げられます。このレジ袋の排出抑制を図るため、国は令和2年7月からレジ袋の有料化をスタートし、本市も取り組んできました。

現在は定着しつつありますが、今後も関連団体や事業者と連携しながら、マイバック利用を推進し、広く啓発を行っていきます。

※関連した取り組み

- ✚ 障がい者支援施設による SDGs への取り組み(買い物袋にも利用できるリサイクルトートバック)

- ・ 表地には、岡山県産のデニムを採用し、地域の地場産業を応援
- ・ 裏地には、廃棄予定でリサイクルが可能な生地などを活用し、環境に配慮
- ・ 障がい者×地域産業×環境配慮によるSDGsの取り組みをトートバッグの製作を通じて行っています。



施策6 庁用品、公共関与事業における再生品の使用促進等

環境意識の向上には、普段の生活のなかでも環境負荷に意識した行動を増やすことが重要です。こうした行動の1つとして環境に配慮した製品の購入があげられます。

本市では、こうした市民・事業者の取り組みを推進するため、率先してグリーン購入を行い、その普及を図っていくものとします。

※グリーン購入・グリーン調達

- ✚ 製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。
- ✚ 消費者(家庭や行政等)が環境に配慮した製品・サービスを購入することは、これらの製品を製造する企業、販売店、製造方法を選ぶことになり、結果、エネルギーや資源の消費を低減し、廃棄物の発生を抑えることで持続可能な循環型社会の形成に資することになります。
- ✚ 同様に、企業間での環境に配慮した調達行動のことをグリーン調達といいます。

2 市民における方策

施策1 生ごみ削減

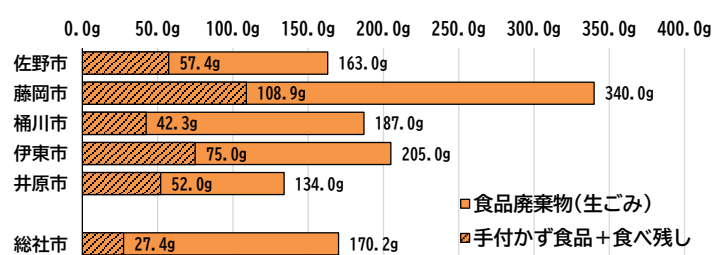
本計画では、ごみの削減や排出抑制において、生ごみ(厨芥類)をターゲットとしたごみ排出抑制目標値を設定しています。

今回実施したごみの性状調査でも多くの生ごみが確認されています。

今後、家庭から排出される生ごみ削減のため、生ごみの「3キリ運動」と「有効利用」の取り組みを推進するものとします。

※食品ロス排出状況

✚ 生ごみの16.1%(燃やせるごみ性状調査結果)が手付かず食品、食べ残しです。



出典:「令和4年度 市区町村食品ロス実態調査支援報告書」(環境省 HP)

(生ごみ3キリ運動)

これまでの生ごみ対策は、「水キリ」が中心でしたが、食品ロス対策にも考慮して、「食材の使いキリ」、「料理の食べキリ」を加えた「3キリ運動」を推進します。

※生ごみ3キリ運動

① 食材を使いキリ	② 料理を食べキリ	③ 生ごみの水キリ
<p>生ゴミをへらそう!</p>		<p>生ごみの7割は水分</p>
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 買物前に冷蔵庫をチェック ✓ 残っている食材から使う ✓ 必要な分量だけ買う ✓ 皮を厚くむき過ぎない ✓ 捨てていた部分も調理に 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 食べきれぬ分だけ作る ✓ 残りは保存・アレンジ ✓ 外出時はハーフサイズや小盛など食べきれぬ量を注文 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 捨てる前にひと絞り ✓ 軽くしてからごみ出しを ✓ 汚水が出ずごみ集積所も清潔

※水切り器による生ごみ減量効果例

水切りダイエット 6.9~11.0%	生ごみカラット 19.2~30.7%	しぼりっ子 6.6%	水切りネット 8.4~11.0%

出典:「水切りによる生ごみの減量効果調査報告書」H24.3 埼玉県清掃行政研究会

（生ごみの有効利用）

家庭から出る生ごみは、家庭用生ごみ処理容器などを利用することで家庭菜園等に利用できます。

本市では、生ごみの減量化・資源化を進めるため、家庭用生ごみ処理容器の購入費助成制度、生ごみのたい肥化を促進するためのEMボカシ無料配布を継続して行います。

※生ごみ処理機等の種類(日本電機工業会ホームページ等より)

<p>【乾燥式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ヒーターや風で生ごみの水分を蒸発させて乾燥し、減量・減容させる。 	<p>【バイオ式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 基材と生ごみを混ぜて微生物の働きで分解を促進させ、生ごみを水と炭酸ガスに分解し減量・減容させる。
<p>【ハイブリット式】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生ごみ表面の水分を送風乾燥により除去し、微生物が働きやすい水分を維持し、微生物を利用して生ごみを分解し、減量・減容させる。 	<p>【生ごみ堆肥化容器(コンポスト、ボカシ)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 筒状のプラスチック容器などを庭に埋め込んで生ごみを入れ、電気を使わず微生物の働きで生ごみを分解、減量・減容させる。

施策2 リユースの推進(生活用品交換銀行)

生活用品は不要になるとごみとなりますが、他の人は必要としている場合もあります。こうした不用品の譲渡を行うことでごみの排出抑制につながります。

本市では、不用品のリユース(譲渡による再使用)を進めるため、「生活用品交換銀行」を実施しています。広報紙やホームページを活用し、一層の推進を図って行くものとします。

また、民間事業者による類似サービスも展開されているため、連携体制の構築を図っていきます。

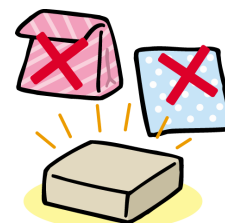
施策3 容器包装廃棄物の排出抑制

家庭から排出されるごみには、紙製やプラスチック製の容器包装廃棄物が多く含まれています。これらの容器包装は、過剰包装を断ることや簡易包装商品を選択することで減らすことができます。

再生品の販売促進、容器包装の店頭回収や包装材の削減等に取り組んでいる「岡山エコ事業所(岡山県認定)」での購入等を推奨し、容器包装廃棄物の排出抑制を推進します。

※岡山エコ事業所(小売店)

循環型社会の形成を推進するため、再生品の販売や廃棄物の減量化・リサイクルなどに積極的に取り組んでいるお店です。



施策4 再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制

家庭で使用するシャンプーなどを購入する際に、詰め替えができる商品や再生品を選択することで天然資源の使用抑制になり、ごみ減量にもつながります。

本市では、再生品の使用促進と使い捨て品の使用抑制を推進するとともに、環境に配慮した消費行動を行う市民(グリーンコンシューマー)の増加を図って行きます。

※グリーンコンシューマーとは

普段の買い物で、購入の必要性を十分に考え、できるだけ環境への負荷の少ない商品やサービスの購入を実践する賢い消費者のことです。

3 事業者における方策

本市では、製造事業者・流通事業者・販売事業者に対して、消費活動においてごみの発生が抑制され、容易に再商品化できるような製品開発等の事業活動を求めていくことでごみ排出抑制を進めています。また、市役所においても事業者として率先してペーパーレスや再資源化、再生品の積極的な利用などを進めるものとしします。

施策1 発生源における排出抑制

製造事業者は、拡大生産者責任の観点から、製品の設計段階のみならず、処理・処分まで含めたリサイクルを考慮し、より環境負荷が少ない製品を開発・販売することが必要です。

こうした商品について、消費者はグリーン購入を行うことが可能となります。

施策2 流通包装廃棄物の抑制

通信販売等で購入する商品は、流通において商品の破損等を回避するため、過剰包装となる場合があります。これまで、家電の梱包は、ダンボールに緩衝用発泡スチロールを組み合わせていましたが、近年ではダンボールをうまく織り込んで緩衝を行う工夫が行われています。

こうした流通包装材について、再生利用可能な材質への変更や効率的な梱包システムの導入など、その削減に努めることが求められます。

施策3 過剰包装の抑制

販売事業者(小売等)は、簡易包装や量り売り等を導入することで使い捨ての容器包装ごみの発生を減らすことができます。また、容器包装の店頭回収やリサイクルに取り組むことで資源の有効利用と消費者のごみ問題意識の向上に貢献することができます。

施策4 再生品利用の促進

一般廃棄物を排出する事業所では、特に紙ごみの排出が多くなっています。紙の原料は木材(パルプ用材)で、古紙をごみにすることは、森林資源を浪費することになります。

古紙利用率は 66.4%(R5.8:公益財団法人古紙再生促進センター)とされており、利用は進んでいるもののパルプはいまだ使用されているため、今後も古紙の利用に取り組んでいく必要があります。

岡山県再生品の使用促進に関する指針に沿い、製造・流通・販売の各段階において、こうした古紙をはじめとした各種循環資源を原材料として利用するとともに、積極的な再生品の利用や販売に努めていく必要があります。

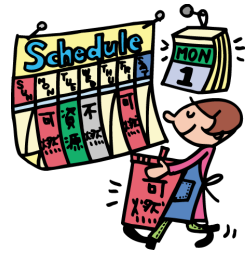
第13章 再資源化に関する施策 〔 循環資源のリユース、リサイクルの推進 〕

再資源化による資源循環を図るための各種施策の展開や、今後の取り組みへの検討を行っていきます。なお、今回実施したごみ性状調査では、多くの資源ごみが燃やせるごみとして排出されている実態がありました。今後は、分別によって生み出される資源ごみの増加を目指します。

施策1 資源ごみ分別徹底の推進

資源ごみとして分別している古紙やペットボトルが分別されずに燃やせるごみに多く排出されています。こうした資源ごみの分別の徹底については、再資源化を図るうえでは、重要な要素となります。

公式LINEや広報媒体を積極的に活用して、分別ルール of 徹底を図るとともに、収集の際には分別されていないごみは残置して排出者の改善を促すなど、その対応について取り組みを進めていくものとします。



施策2 ごみ減量化推進団体報奨金交付制度(廃品回収)

近年の資源回収量は、減少傾向にあり、10年間で半減しています。新聞やびんの販売量そのものが少なくなっていることも減少の要因ですが、地域の実行団体の弱体化が懸念されます。

そのため、報奨金の額、回収団体数維持の方策について検討していくものとします。

施策3 拠点回収による再資源化の推進

(雑がみ回収)

雑がみ回収では、年間2万人程度の利用者があり、近年、やや減少しているものの、回収量は年間80～90t程度あり、可燃ごみに排出されている量を考慮すると、全体の4割程度に及びます。

回収窓口の運営についても、障がい者支援施設と連携し、円滑な体制が構築できていることから、今後も利用者や回収量の増加を図っていくものとします。

(使い捨てコンタクトレンズの空ケース回収)

空ケースは、製品プラスチックとして国が進める資源循環にも寄与することから、回収を継続するものとします。

この空ケースの回収量は30kg程度とわずかですが、障がい者支援やプラスチック資源循環にもつながる取り組みです。また、ごみ減量化に係る啓発にも寄与しているため、今後も周知を図りながら、継続的に実施していくものとします。

(蛍光管の回収)

蛍光管などの水銀廃棄物は、水銀汚染防止法に基づき、特別な扱いを要するものになりますが、これらを適切に分別回収し、適正に処理を進めることで、再精製による再利用や再資源化が行われます。

引き続き、回収体制の維持及び住民への周知を徹底し、水銀使用製品の適切な回収・処理を進めていきます。

(民間事業者等による資源回収)

スーパーなどが実施している店頭回収や民間のリサイクル事業について、本市ホームページ等において店舗や回収品目等を紹介するなど、その活用促進を図っていきます。

利用者、事業者それぞれがメリットを受けながら、資源ごみをより出しやすくなる仕組みづくりに取り組んでいきます。

施策4 小型家電の回収

パソコンや生活家電等の小型家電は、吉備路クリーンセンターや民間事業者との提携によって回収を図っています。これらの小型家電には、鉄・アルミ・銅・貴金属・レアメタルなどの有用な金属類が含まれており、再資源化を促進していく必要があります。

より効率的な処理が実現できるよう、回収方法等も含めた検討を進めていきます。

施策5 小型充電式電池の回収

小型充電式電池(ニカド電池・ニッケル電池・リチウムイオン電池)は、収集・運搬や中間処理の過程で発熱や発火を起こす危険があります。

その一方で、これらには希少資源が含まれており、再資源化を図るべきものでもあります。

現在は、吉備路クリーンセンターや家電量販店などの協力店において回収していますが、より効率的な回収体制の検討を進めていきます。また、その危険性や資源としての有用性についての周知を行い、適正な処理の推進を図ります。

※回収対象電池

回収対象電池	使用機器	電池の形態	
ニカド電池 ニッケル水素電池 リチウムイオン電池	(対象外電池) ●一次電池(使い切り電池) 乾電池(マンガン・アルカリ、 リチウム一次電池、 コイン電池・ボタン電池、 空気電池) ●二次電池(充電式電池) 鉛蓄電池、小形シール鉛蓄電池 アルカリ蓄電池(開放型) コイン型リチウム二次電池 など	・ 電子タバコ・加熱式タバコ ・ モバイルバッテリー、携帯ゲーム機 ・ ハンディクリーナー、電動工具 ・ 誘導灯、非常灯、警報設備 ・ 電動アシスト自転車 ・ ノートパソコン ・ ビデオカメラ ・ シェーバー など	・ ハードケース等に入っている電池 ・ 市販タイプの小型充電式電池 ・ モバイルバッテリー(携帯等の充電用) ・ 機器から着脱可能な電池

施策6 プラスチック資源循環への取り組み

プラスチック資源循環は、国が強力に進めている施策であり、マイルストーン(中間目標)として、令和12年までに容器包装の6割を、令和17年までに使用済プラスチックの100%をリユース・リサイクル等により有効利用するとしています。

本市では、これらのプラスチックは、燃やせるごみとして総社広域環境施設組合において処理しています。この資源化により焼却量の5%程度が減少し、かつごみの持つ熱量も減少することになります。このように、プラスチック資源循環への取り組みは、燃やせるごみの処理システムにも言及するものとなります。なお、実施による効果は、リサイクル率においてプラス4%(ポイント)程度が期待できます。

一方で、分別区分変更に伴う住民の負担増加や収集運搬体制の強化、ストックヤードなど資源化施設の建設や以後の維持管理経費など、大きな負担が生じます。

以上を踏まえ、プラスチック資源循環への取り組みは、本市のごみ処理システム(処理方式や広域処理体制等も含む)全体を見据えた検討を行っていくものとしします。

また、プラスチックの再商品化については、民間事業等の動向も考慮しながら、本市に適したものについて調査・検討を行っていくものとしします。

第14章 適正処理に関する施策

〔適正処理の確保・環境負荷を
低減するごみ処理システムの構築〕

第1節 基本方針

収集運搬から処理・処分までのごみ処理において、市民の利便性と経済性等のバランスを考慮しながら環境負荷を低減できるごみ処理システムの維持と確立を目指します。

また、国が進めるプラスチック資源循環法への対応は、市民生活への影響や処理施設整備に係る大きな費用負担も見込まれることから、十分な検討が行える体制づくりを目指していくものとしします。

第2節 処理の主体

1 排出段階

排出段階におけるごみの減量・排出抑制、再利用、さらに分別徹底については、排出者である市民・事業者において取り組んでいくものとしします。

適正処理の観点からも、ごみの減量・排出抑制を推進する必要があるため、排出者への支援等については本市において行うものとしします。

2 収集・運搬

本計画の対象廃棄物については、原則として本市が主体となって収集・運搬を行います。ただし、事業系ごみの収集・運搬については、事業者自らの責任により、収集運搬許可業者または自らが直接運搬するものとしします。

3 処理・処分

ごみの中間処理は、総社広域環境施設組合において行うものとし、最終処分に関しては本市において行うものとしします。また、処理困難物や特別管理一般廃棄物については、製造責任者または排出者の責任において処理・処分を行うものとしします。

第3節 処理計画

1 収集運搬ごみの種類及び分別区分

本市では、収集運搬する家庭系ごみの分別区分を4種 18 品目とし、図表 3-14-1 に示すとおりとします。なお、可燃性粗大ごみについては戸別収集、蛍光管については拠点回収により対応するものとします。

◆図表3-14-1 分別区分ごとの収集方法

分別区分	収集方法	収集形態
燃やせるごみ	ステーション方式	委託業者
燃やせないごみ	ステーション方式	委託業者
不燃性粗大ごみ	ステーション方式	委託業者
資源ごみ(ペットボトル、白色トレイ、古布)	ステーション方式	委託業者
資源ごみ(空きびん、乾電池・体温計、古紙)	ステーション方式	委託業者
資源ごみ(空き缶)	ステーション方式	委託業者
資源ごみ(蛍光管)	拠点回収	委託業者
可燃性粗大ごみ	戸別収集	委託業者

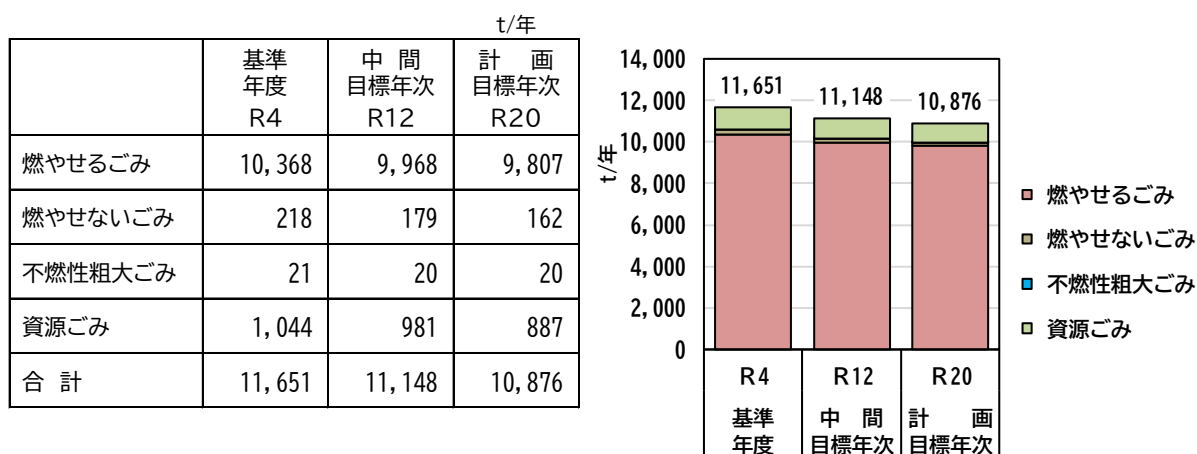
第4節 収集運搬・中間処理・最終処分体制

1 収集運搬計画

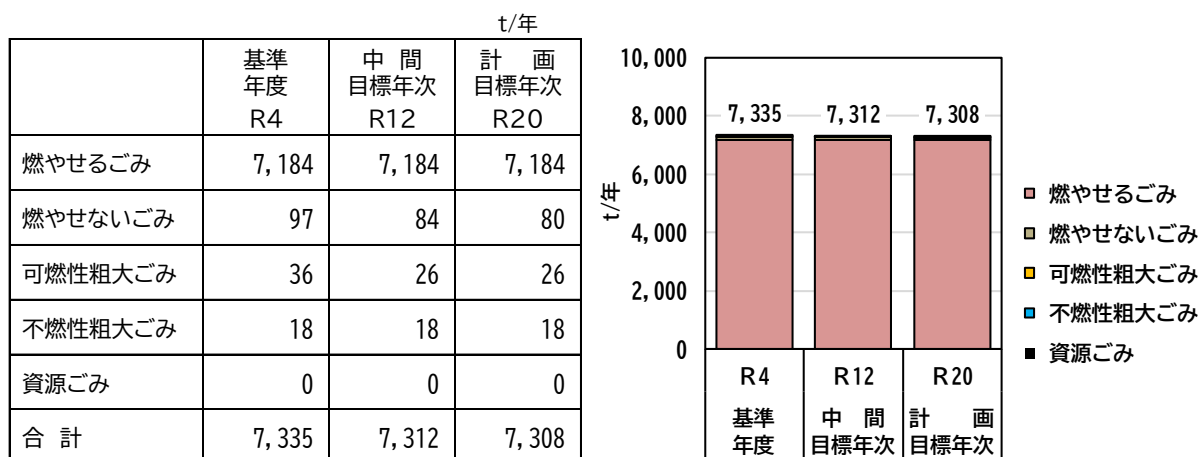
(1) 収集運搬量の予測

収集運搬量は、ごみの減量・排出抑制、分別に係る目標値を達成することで減少するため、中間目標年次の令和 12 年度において、家庭系ごみは 11,100t 程度、事業系ごみは 7,300t程度になると見込まれます。

◆図表3-14-2 収集運搬量(家庭系収集ごみ)



◆図表3-14-3 収集運搬量(事業系許可業者収集ごみ)



(2) 収集運搬に関する施策

施策1 収集運搬体制の確保

ごみの収集運搬は、本市委託業者、収集運搬許可業者又は排出者自らが行っており、今後も現行体制を継続することとします。収集運搬業許可は、ごみの排出状況と許可業者の収集運搬状況を勘案して行うものとします。

ごみの排出量及び収集運搬量は概ね横ばいで推移しており、将来のごみ排出量及び収集運搬量においても、排出抑制により減少していく見込みであることから、既存の収集運搬体制で支障はない状況です。このことから、当分の間、新たな収集運搬業許可は行わないものとします。ただし、一般廃棄物の資源化を目的とした一般廃棄物処分業に伴う収集運搬については必要に応じて検討するものとします。

可燃性粗大ごみなど定期収集していないごみについては、市の委託業者による戸別収集を継続し、排出者自らが直接搬入できない場合に対応していきます。

また、近年課題となっている遺品整理や引越しなど片付けに伴う一時多量ごみについては、排出者自らが直接搬入できない場合に対応するため、戸別収集の収集運搬を許可した業者により住民の利便性を確保し、廃棄物の適正処理を推進します。

施策2 ごみ集積所の適正配置

家庭系ごみの収集は、ステーション方式を採用しており今後も継続することとします。

家庭系ごみの収集運搬量は概ね横ばいで推移していますが、収集の効率化を図るため利用世帯数の少ないごみ集積所については、利用者の実態を考慮しつつ統廃合を推進します。また、開発等によるごみ集積所の設置については、新規設置を抑制し、既存ごみ集積所を増改築等で活用するように努めます。

施策3 社会的弱者への支援

乳幼児や要介護者など日常的に紙おむつを使用する世帯では、ごみの排出に伴う負担が増加するため、福祉的・経済的側面からの支援を検討していきます。

また、高齢者や障がい者等のみの世帯において、その世帯員のみではごみ出しが困難で、親族や近隣住民等の協力も得られないというケースが全国的な問題になりつつあります。

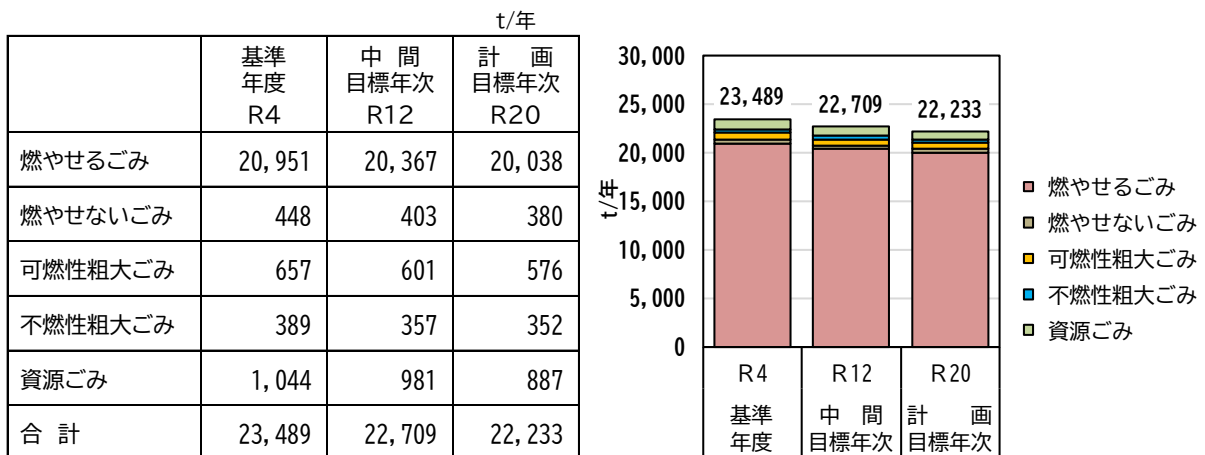
本市では各種支援事業と連携し、それぞれの実情に配慮したごみ出し支援策を検討していきます。

2 中間処理計画

(1) 中間処理量の予測

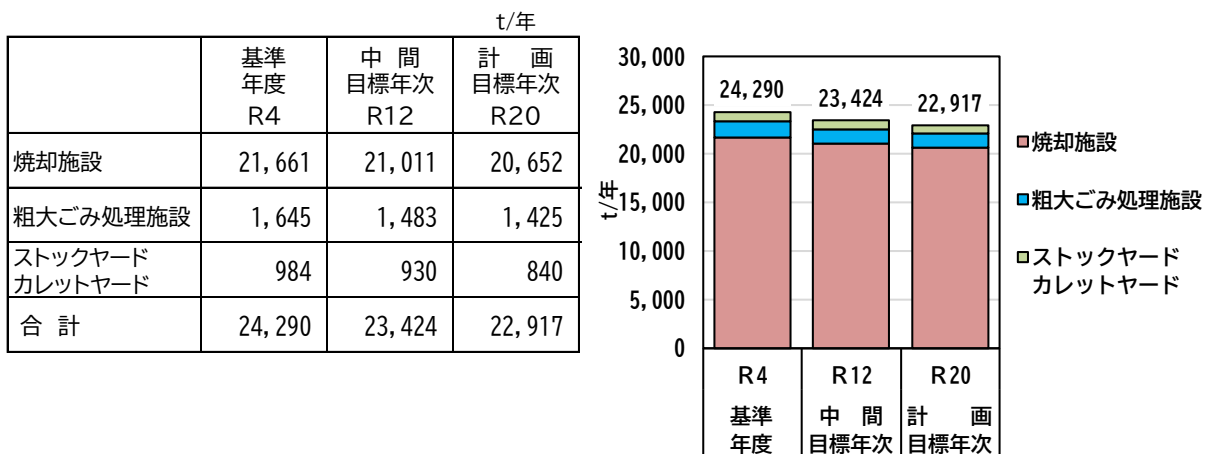
中間処理量は、ごみの減量・排出抑制、分別に係る目標値を達成することで減少するため、中間目標年次において 22,700t 程度と見込まれます。

◆図表3-14-4 中間処理量(家庭系ごみ+事業系ごみ)



施設別の中間処理量は、中間目標年次の令和 12 年度において焼却施設 21,000t 程度、粗大ごみ処理施設 1,500t 程度、ストックヤード・カレットヤード 900t 程度と見込まれます。

◆図表3-14-5 中間処理量(施設別)



(2) 中間処理に関する基本方針

中間処理体制は、総社広域環境施設組合の吉備路クリーンセンターによる処理を継続します。吉備路クリーンセンターは基幹的設備改良工事を令和5年度に完了し、今後15年程度は稼働できますが、以降の処理体制については倉敷ブロックにおける広域処理も含めた中間処理計画を検討します。

中間処理については発生・排出抑制を一層推進するとともに、中間処理による資源化率が向上するよう分別や排出方法について市民や事業者に対して周知・啓発を行っていきます。

また、リチウムイオン電池等の不適物混入に起因する火災により処理に支障が生じるなどの事案が発生していることから、分別の重要性を周知するとともに、不適正排出者に対しては厳重な指導をするなど、適正で安全な廃棄物処理を推進します。

(3) 中間処理に関する施策

施策1 可燃ごみ処理施設整備の方向性

燃やせるごみの焼却処理施設は、24 時間稼働で 180t の処理能力を有しています。

今後の処理対象量は、ごみ減量化等への取り組みにより減少すると見込んでおり、令和 12 年度から令和 20 年度において 21,000～20,700t と見込んでいます。

この処理量において必要となる処理能力は、1日あたり 80t 程度〔 $\div 21,000t \div 365 \text{ 日} \div 0.767$ (実稼働率) $\div 0.96$ (調整稼働率)]と試算されます。ただし、プラスチック資源循環への取り組みを行うことでさらに減少することになります。

近年整備される焼却施設は、循環型社会形成推進交付金制度において「エネルギー回収型廃棄物処理施設」と位置付けられ、概ね発電設備を有する施設となります。同制度を活用して施設整備する場合、エネルギー回収率が不足するため、新たな発電施設を設置するか、あるいは場外での利用を拡大する必要があります。

以上を踏まえ、次期の可燃ごみの処理施設整備方式は、図表 3-14-6 に示すケースについて調査・検討を行っていくものとします。

◆図表3-14-6 燃やせるごみ処理施設整備方式の調査・検討するケース

体制	概要(整備方式等)	
現状体制 (総社市+倉敷市真備町)	施設規模 整備施設	70～80t/日程度 エネルギー回収型廃棄物処理施設 発電出力 1,000kW程度
現状体制 (総社市+倉敷市真備町)	施設規模 整備施設	70～80t/日程度 メタン化施設+焼却施設
広域体制 (現状体制+倉敷市水島清掃工場分)	施設規模 整備施設 中継施設	400t/日程度 (水島清掃工場の現状処理量88,000tによる) エネルギー回収型廃棄物処理施設 発電出力 10,000kW程度以上 70～80t/日程度

〔プラスチック資源循環対応後による燃やせるごみ量及び性状〕

		R12	R20	備考
行政区域内人口	人	69,246	68,125	将来人口
①燃やせるごみ量	t/年	20,367	20,038	目標値達成時
低位発熱量	kJ/kg	10,300	10,300	過去5年の平均値
②プラスチック資源循環対象物	g/人日	38.7	38.7	ごみ性状調査より
t/年		980	960	
低位発熱量	kJ/kg	28,900	28,900	計画設計要領による
③実施時の燃やせるごみ量	t/年	19,387	19,078	①－②
低位発熱量	kJ/kg	9,360	9,360	

※燃やせるごみの変化

- ・ プラスチック資源循環対象物は、ごみ性状調査により市民1人1日あたり39g程度が排出されると想定。
- ・ 事業系ごみ等も含めた燃やせるごみは、20,000t程度から5%程度減少して19,100t程度と見込みます。
- ・ プラスチックの分別により、燃やせるごみの低位発熱量は9%程度減少して9,400kJ/kgと見込みます。

施策2 不燃ごみ・粗大ごみ処理施設整備の方向性

燃やせないごみや粗大ごみ、資源ごみの処理施設は、5時間稼働で30tの処理能力を有しています。

今後の処理対象量は、粗大ごみ処理施設1,500t、ストックヤード・カレットヤード900t程度であり、施設規模にすると1日あたり10t程度〔 $\div 2,400t \div 365 \text{日} \div 0.66 \text{(実稼働率)}$ 〕と試算されます。こうした施設は、大型施設とすることで費用対効果が高くなるため、燃やせるごみも含めた広域処理についても検討を行うものとしします。

また、プラスチック資源循環への取り組みにおいて、容器包装リサイクル法に基づく指定法人ルートによる再商品化には、行政による選別・圧縮梱包を必要とするため、施設整備や施設運営に多大な負担を要することとなります。そのため、国の認定事業者等による再商品化事業の動向を調査するなど、本市にとって最適な取り組みについて検討していくものとしします。

施策3 資源化施設の調査・研究

ごみ減量・資源化に有効な生ごみ堆肥化施設や木くずの破碎施設など近年導入が進んできているものや、今後、新たな技術開発によって生み出される資源化施設等について調査・研究を行い、本市に適した施設の導入にむけて検討していくものとしします。

施策4 ごみ処理の広域化

現在、燃やせるごみの焼却処理等のごみ処理は、総社広域環境施設組合で行っています。処理施設である吉備路クリーンセンターは、長寿命化対策を行ったことで、当面、現体制による処理が継続されます。

ごみ処理の広域化については、本市が含まれる倉敷ブロックにおいて検討されていくこととなりますが、今後の吉備路クリーンセンターの活用や倉敷市との広域再編等も踏まえ、総社広域環境施設組合と連携し、ごみの適正処理と効率化、さらには二酸化炭素の排出削減等に有効な広域ごみ処理システムについて検討していくものとします。

※倉敷ブロックにおける燃やせるごみ処理施設の概要

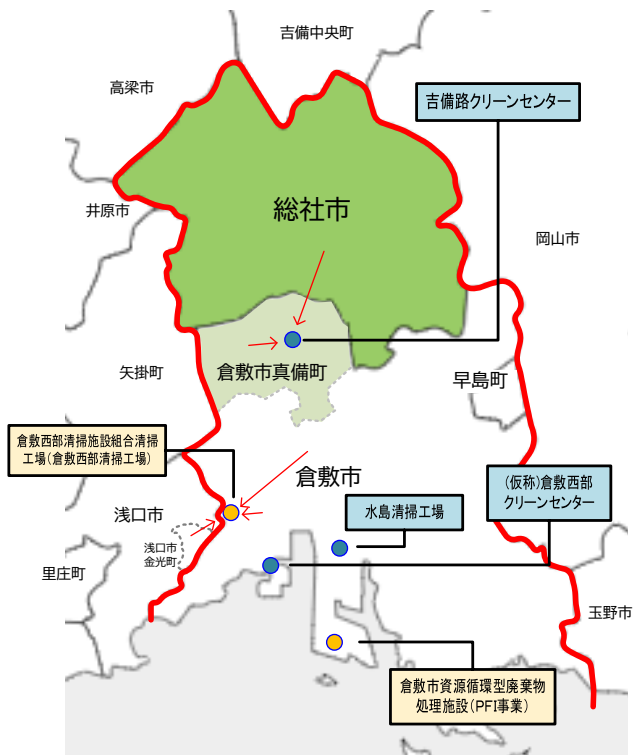
	~R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21~
総社広域環境施設組合 吉備路クリーンセンター	改良工事(～R6.2)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
倉敷市資源循環型廃棄物 処理施設 (PFI事業)		事業終了																
倉敷西部清掃施設組合 (倉敷西部清掃工場)		稼働停止																
(仮称)倉敷西部 クリーンセンター	建設工事(～R7.3)		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	
倉敷市水島清掃工場										長期包括管理運営委託終了								

出典:倉敷市一般廃棄物処理基本計画 R3.3 より作成

※倉敷市の施設整備等の状況

- 倉敷市では、PFI事業による倉敷市資源循環型廃棄物処理施設と倉敷西部清掃施設組合清掃工場に代わる(仮称)倉敷西部クリーンセンターを建設中。令和7年度に供用開始され、一旦の燃やせるごみの処理体制は整備されます。
- その後、倉敷市水島清掃工場の長期包括管理運営委託が令和16年度に終了されます。当該施設は、早島町のごみを処理していることから施設の更新に併せて新たな施設統合を検討していくとされています。

出典:倉敷市第3期循環型社会形成推進地域計画(令和元年11月変更)



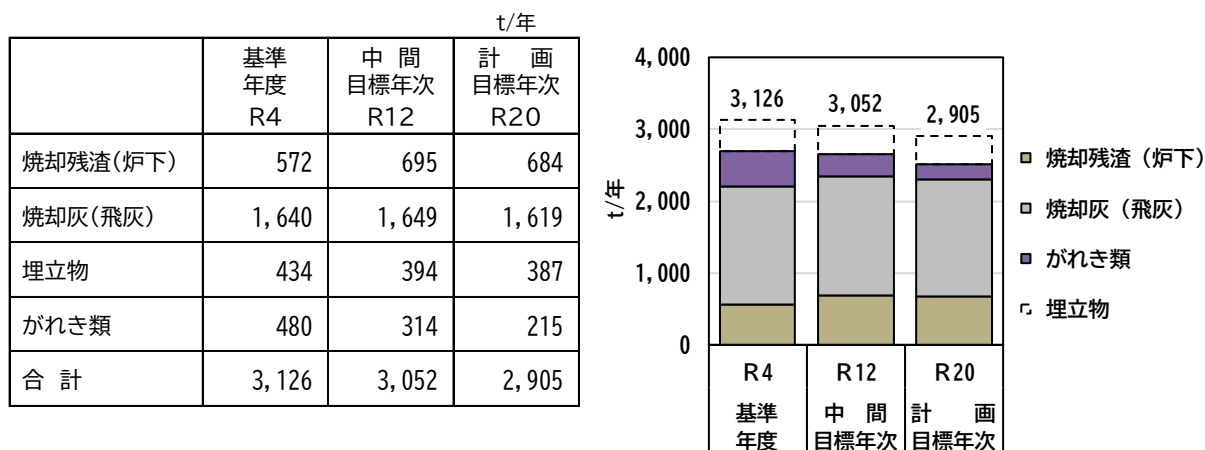
3 最終処分計画

(1) 最終処分量の予測

最終処分量は、ごみの減量・排出抑制を進めることで減少するため、中間目標年次の令和12年度において3,100t程度を見込んでいます。

また、埋立量が減少することで埋立可能期間が延伸され、埋立終了予定年度の令和13年度における累積埋立量は、処分場容量に対して概ね6割程度と見込まれます。

◆図表3-14-7 最終処分量



(2) 最終処分に関する施策

施策1 次期最終処分場用地の確保

最終処分場は容量に限りのある施設であり、いずれは埋立終了に至ります。

新たな処分場を整備する場合は、計画段階から竣工までに10年程度を要している事例もあることから、今後は残余容量の状況に留意しながら、適切な時期を捉えて新たな用地確保について、調査・検討を行っていくものとします。

施策2 最終処分場の跡地利用計画

閉山後の跡地利用については、整備時の跡地利用計画との整合を図るとともに、災害時の災害廃棄物仮置場候補地としての利用も検討することとします。

第15章 その他の計画に関する施策

施策1 災害廃棄物対策

平成30年7月豪雨により甚大な被害を受け、多量の災害廃棄物が発生した教訓を踏まえ、速やかな復旧・復興を進めるために「総社市災害廃棄物処理計画」を策定しています。

この計画に基づき、災害発生時には迅速な対応を行うこととし、また、日頃から災害対応力の向上に努めることとします。

1)初動について

「災害時の一般廃棄物処理に関する初動対応の手引き」に基づき、迅速な初動対応を行うこととします。また、速やかな復旧・復興を進めるためには災害廃棄物の排出方法について住民の協力を得ることが不可欠であることから、災害ごみの分別方法や排出方法について日頃から周知・啓発を行っていきます。

2)各種団体との連携

岡山県、協定締結団体等の関係機関との連携体制を平時から構築するとともに、各団体が開催する研修に参加するなど、職員の災害対応力向上に努めます。

3)処理施設の確保

災害廃棄物処理計画で候補地としている仮置場の確保や、吉備路クリーンセンターで対応できない災害廃棄物の処理が可能な他の自治体や民間団体が所有する施設を調査し、協力体制の確保を図るなど、災害発生時に迅速な対応ができるよう平時から備えていきます。



総社市では、災害廃棄物処理計画を策定し、災害ごみの分別方法と出し方についてパンフレットで紹介しています。

災害ごみの分別方法と出し方

第1段階 腐敗しやすいごみの片付け

生ごみなどの腐敗しやすいごみを「災害ごみ地域集積所」に出してください。それ以外のごみはなるべく家庭内での保管をお願いします。

災害ごみ地域集積所は、発災から2～3週間の間、各地区に開設されます。分別することごとく大切です。

第2段階 腐敗しやすいごみ以外のごみの片付け

腐敗しやすいごみ以外のごみを分別して出してください。災害ごみ地域集積所では、右の分別区分に従ってください。

分別できていない片付けごみは、そのままでは処理施設へ持っていきませんので、大変な時間と手間がかかります。

第3段階 市の専用仮置場ができた後の処理

市の専用仮置場が開設されたら、市の専用仮置場へ直接運び込んでください。各地域の災害ごみ地域集積所は、順次閉鎖します。

市の専用仮置場が開設されましたら、チラシやホームページ、SNS(LINE など)で案内します。

市の専用仮置場でも「分別」をお願いします。分別表示に従ってください。

時期(目安)		搬入先
発災後 2～3 週間(初期段階)	初期段階以降	災害ごみ地域集積所
		市が設置する専用仮置場 ※災害規模によっては、複数設置する場合もあります。

災害ごみ地域集積所での分別区分

- ① 燃やせるごみ
- ② 燃やせないごみ
- ③ 粗大ごみ(ごみ袋に入らない大型のごみや布団など)
- ④ 特定家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)
※冷蔵庫内の食品は必ず出して処分してください。
- ⑤ その他家電 ⑥ 畳 ⑦ ガラス
- ⑧ 有害危険物(消火器・ガスボンベ・石油類・農薬類など)

災害ごみ地域集積所は、あらかじめ地域ごとで決めておいてください。

市の専用仮置場での分別区分

- ① 可燃物 ② 不燃物 ③ 土壁 ④ 解体残渣 ⑤ 色ものガレキ
- ⑥ 陶磁器・ガラス ⑦ 石綿含有類 ⑧ 石膏ボード ⑨ 保温材・断熱材
- ⑩ 木毛セメント板 ⑪ スレート・サイディング ⑫ 金属くず ⑬ 蛍光灯
- ⑭ 特定家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫・洗濯機)
※冷蔵庫内の食品は必ず出して処分してください。
- ⑮ その他家電製品 ⑯ 木くず・生木(柱と分ける) ⑰ ソファ・マットレス
- ⑱ 畳 ⑲ ソーラーパネル
- ⑳ 有害危険物(消火器・ガスボンベ・石油類・農薬類など)

施策2 適正処理困難物等の対処方針

適正処理困難物として国が指定するタイヤ・大型冷蔵庫・大型テレビ・スプリングマットレスの4品目の処理が困難な市町村は、事業者に対し必要な協力を要請できますが、そのうち冷蔵庫・テレビについては、家電リサイクル法に基づき指定引取場所へ搬入しており、スプリングマットレスについては、吉備路クリーンセンターで分解処理をしています。また、適正処理困難物としての指定のないエンジン付きの農機具等で、吉備路クリーンセンターで処理困難な廃棄物については、販売店や専門業者での引き取りなど排出者において適正な処理を行うよう指導するとともに、必要に応じて区域外処理等を行っていくものとしています。

施策3 在宅医療廃棄物対策

高齢化社会の進行による要医療者の増加に伴い病床数不足が問題となるなか、住み慣れた自宅での療養を望む患者からのニーズの高まりを背景に、在宅医療が行われています。これにより、一般家庭からも医療廃棄物が発生する状況が生まれており、中には注射針などの危険なごみも含まれています。



過去には注射針がごみ分別作業者に刺さる事故が発生した事例が報告されていることから、在宅医療廃棄物による事故を未然に防ぐためにも、医師や医療機関と連携を図り、安全な排出方法を指導してもらうなど適正な処理を推進します。

注射針・点滴針など、選別の際に危険を伴う在宅医療廃棄物は、本市による収集運搬・処理は行わず、医療機関等を通じて専門業者による処理をするものとしています。

施策4 不法投棄対策

市民、事業者、警察等関係機関等の協力により不法投棄防止の啓発・監視・取り締まり等を行い、不法投棄を撲滅するよう引き続き取り組みます。

また、「そうじゃプラスチックごみゼロ宣言」によるごみパトロールや啓発事業と合わせた取り組みを展開し、不法投棄・ポイ捨ての禁止看板や移動式監視カメラの設置等を行うなど、対策を強化していきます。

